

海外における EC 推進状況 調査報告書 2001

平成14年3月



電子商取引推進協議会
国際連携グループ

はじめに

ECOM 国際連携グループでは、「日韓 EC 推進協議会」、「アジア生産性機構 e コマースセミナー」などによる電子商取引（EC）の国際間協力活動を行い、さらに「海外からの ECOM 訪問者」や「海外への調査訪問」などを通じた意見交換・情報収集を行い、海外の EC の取組状況を調査・検討し整理を行った。この報告書は、グローバルな取引を可能とする電子商取引における先進米事情をはじめ欧州、アジア各国のマーケット、政策、制度整備等についての広い視野に立脚した新たなビジネス展開の検討に役立つ情報を整理することにより、日本企業が国際的取引を伴う EC 市場への参入または国内 EC ビジネス拡大のための検討に資することを目的としている。

OECD や WTO、GBDe などの地球規模で活発に繰広げられる議論をはじめ欧米以外の政府系機関やビジネスなどの動きを把握し、現在どのような方向に向かって解決が図られているかを様々な角度から調査・整理している。電子商取引の先進国である米国の IT や EC の情報は広く一般にも報道されているが、今年度は国際機関や各国における政策的事項には特に重点をおいて調査を行った。

本書における各章は主題となるその章のテーマに関し、世界、北米、欧州、アジア各地域及びその地域の国別に記載する構成になっている。第 1 章では、EC に関する世界各国の市場の状況と動向についてまとめ、第 2 章では EC にかかわるビジネスの動向を掲載している。EC に関連する標準化や政策に関する事項は第 3 章で取扱い、電子政府についてもこの章に含めている。最後に日本と韓国両国で推進している日韓 EC 推進協議会に関連する記事を第 4 章に記している。

本報告書が、日本企業の電子商取引ビジネスへの参入またはビジネス拡大の一助になれば幸いである。

| | | |
|-------|---|----|
| 1 | 海外の市場動向 | 1 |
| 1.1 | 世界市場 | 1 |
| 1.1.1 | インターネット普及率..... | 1 |
| 1.1.2 | e-Readiness | 4 |
| 1.1.3 | EC 市場動向 | 7 |
| 1.2 | 北米市場 | 11 |
| 1.2.1 | インターネット普及率..... | 11 |
| 1.2.2 | EC 市場動向 | 12 |
| 1.3 | 欧州市場 | 13 |
| 1.3.1 | インターネット普及率..... | 13 |
| 1.3.2 | EC 市場動向 | 14 |
| 1.4 | アジア市場..... | 15 |
| 1.4.1 | インターネット普及率..... | 15 |
| 1.4.2 | EC 市場動向 | 17 |
| 2 | 海外の EC ビジネス動向..... | 20 |
| 2.1 | 世界のビジネス動向..... | 20 |
| 2.2 | 北米のビジネス動向..... | 25 |
| 2.2.1 | BtoB ビジネス動向 | 25 |
| 2.2.2 | BtoC ビジネス動向 | 28 |
| 2.2.3 | EC から CC (Collaborative Commerce) へ | 39 |
| 2.2.4 | 結果重視 EC (Result-Oriented EC)..... | 40 |
| 2.3 | 欧州のビジネス動向..... | 41 |
| 2.3.1 | BtoB ビジネス動向 | 41 |
| 2.3.2 | BtoC ビジネス動向 | 43 |
| 2.3.3 | セキュリティやプライバシー保護強化の動き..... | 47 |
| 2.4 | アジアのビジネス動向 | 48 |
| 2.4.1 | BtoB ビジネス動向 | 48 |
| 2.4.2 | BtoC ビジネス動向 | 50 |
| 2.4.3 | 欧米に遅れをとらない努力が必要 | 52 |

| | | |
|-------|------------------------------|-----|
| 2.4.4 | 知的所有権保護の法的整備が進展 | 53 |
| 2.4.5 | 韓国のビジネス状況 | 53 |
| 2.4.6 | 中国のビジネス状況 | 56 |
| 3 | 海外の政策 標準化動向 | 61 |
| 3.1 | EC の推進のための法整備 | 61 |
| 3.2 | 国際機関における政策と標準化 | 63 |
| 3.2.1 | 経済協力開発機構 (OECD) | 63 |
| 3.2.2 | 世界貿易機関 (WTO) | 67 |
| 3.2.3 | EC に関する世界ビジネス会議 (GBDe) | 70 |
| 3.2.4 | 国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) | 74 |
| 3.2.5 | アジア太平洋経済協力会議 (APEC) | 77 |
| 3.2.6 | 世界各国の電子政府イニシアティブ | 78 |
| 3.3 | 北米 | 81 |
| 3.3.1 | 米国 | 81 |
| 3.3.2 | 米国の電子政府 | 84 |
| 3.3.3 | カナダ | 89 |
| 3.3.4 | カナダの電子政府 | 91 |
| 3.4 | 欧州 | 94 |
| 3.4.1 | 欧州連合 (EU) | 94 |
| 3.4.2 | 欧州連合 (EU) の電子政府 | 97 |
| 3.4.3 | フランス | 103 |
| 3.4.4 | フランスの電子政府 | 105 |
| 3.4.5 | ドイツ | 107 |
| 3.4.6 | ドイツの電子政府 | 108 |
| 3.4.7 | イギリス | 111 |
| 3.4.8 | イギリスの電子政府 | 112 |
| 3.5 | アジア・太平洋 | 115 |
| 3.5.1 | 中国 | 115 |
| 3.5.2 | 中国の電子政府 | 117 |
| 3.5.3 | インド | 119 |

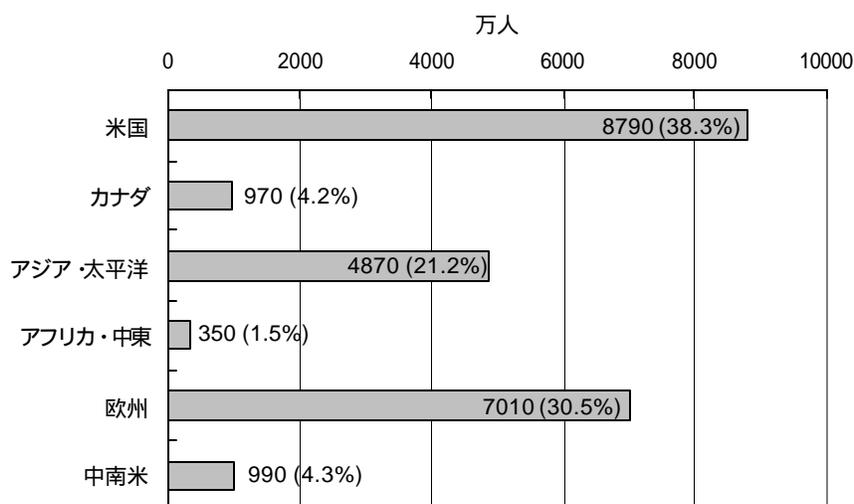
| | | |
|--------|------------------------|-----|
| 3.5.4 | インドの電子政府..... | 120 |
| 3.5.5 | マレーシア | 122 |
| 3.5.6 | マレーシアの電子政府..... | 125 |
| 3.5.7 | シンガポール..... | 127 |
| 3.5.8 | シンガポールの電子政府 | 129 |
| 3.5.9 | 韓国 | 133 |
| 3.5.10 | 韓国の電子政府..... | 135 |
| 3.5.11 | オーストラリア..... | 139 |
| 3.5.12 | オーストラリアの電子政府..... | 140 |
| 4 | 日韓 EC 推進協議会..... | 143 |
| 4.1 | 日韓 EC 推進協議会の概要..... | 143 |
| 4.2 | 平成 13 年度活動内容..... | 143 |
| 4.2.1 | ECOM 成果発表会..... | 143 |
| 4.2.2 | 日韓 EC 推進協議会 (済州島)..... | 144 |
| 4.2.3 | e-Biz Expo 2001..... | 144 |
| 4.2.4 | 日韓 EC 推進協議会 (鹿児島)..... | 145 |

1 海外の市場動向

1.1 世界市場

1.1.1 インターネット普及率

EC に関する市場調査を行う eMarketer (www.emarketer.com) によると、インターネット・ユーザーの人数は、米国が 8,790 万人で世界最大で世界に占める割合が 38.3%となっている。その後を欧州 7,010 万人 (30.5%)、アジア 4,870 万人 (21.2%) が追う形となっている。インターネット・ユーザーは、ここでは「14 才以上で 1 週間に少なくとも 1 時間のオンライン・サーチを行う者」と定義されている。



()内は世界に占める割合

出典 : "Internet Usage in the US: Where Do We Go From Here? Part 1", eMarketer, Nov. 14, 2000

http://www.emarketer.com/analysis/edemographics/20001114_us_internet.html

図 1-1 2000 年 各国地域におけるインターネット使用人数比較

調査会社の Jupiter Research によると、2005 年には世界のインターネット・ユーザー人口のわずか 4 分の 1 が米国に集中し、アジア・太平洋地域におけるインターネット・ユーザーが世界の 3 分の 1 を占めるようになるという¹。その他の急成長地域としては、中南米

¹ "Global Internet Population Moves Away from US", CyberAtlas, January 2001.
http://cyberatlas.internet.com/big_picture/geographics/print/0,,5911_558061.00.html

諸国が挙げられ、中南米の世界に占めるオンライン人口は、2000年の5%から2005年には8%に成長すると見られている。

また、2001年に各国の人口に占めるインターネット接続を持つ世帯の割合は以下のようになり、ここでもシンガポールや台湾、韓国などのアジアの国々が健闘している。

表 1-1 2001年 各国のインターネット接続された世帯の割合

| | | |
|----|--------|-------|
| 1 | デンマーク | 52.2% |
| 2 | 米国 | 52.0% |
| 3 | シンガポール | 47.4% |
| 4 | 台湾 | 41.6% |
| 5 | 韓国 | 34.2% |
| 6 | イギリス | 33.3% |
| 7 | ドイツ | 26.4% |
| 8 | メキシコ | 25.7% |
| 9 | フランス | 18.9% |
| 10 | 中国 | 18.2% |
| 11 | スペイン | 14.7% |

出典 NetValue 及び CyberAtlas による調査結果 January 2001 を元に作成。
http://cyberatlas.internet.com/big_picture/geographics/print/0..5911_558061.00.html

一方、日本においては NTT ドコモによる i-モードが広範囲で普及している。株式会社情報通信総合研究所によると、人口当たりのインターネット普及率で見ると携帯電話によるものを含めると2001年で54.8%、その内携帯電話だけでインターネットを利用するのは約19%となっている(<http://www.icr.co.jp/newsletter/topics/2001/t2001J001.html>)。

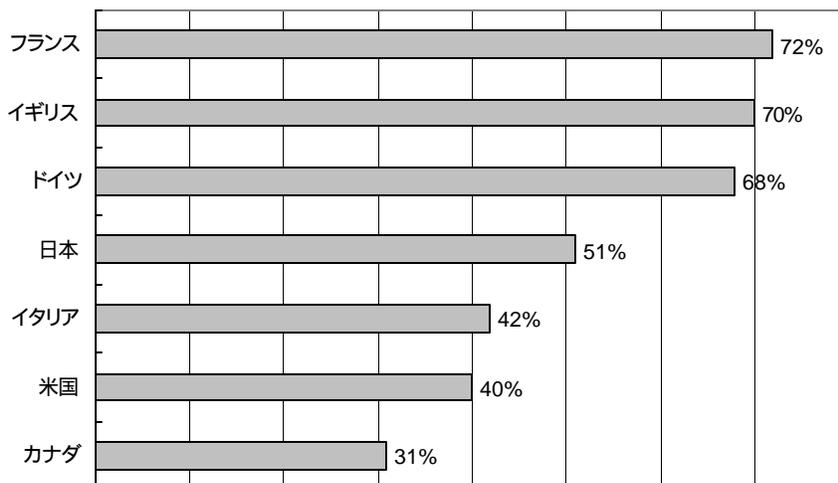
日本で固定網インターネットだけではなく i-モードが普及した理由としては、コンテンツ記述言語は HTML に親和性のある CHTML であり、コンテンツが充実させやすかったことが考えられる。また日本は固定電話加入数（加入率）が比較的少く、日本における固定網への加入料金が高いため敬遠されるなども起因しているとの説もある。

表 1-2 世界の固定電話加入数

| | 人口 100 人あたり の加入数 |
|---------|---------------------|
| ノルウェー | 71.19 |
| 米国 | 70.98 |
| スイス | 70.11 |
| スウェーデン | 69.45 |
| デンマーク | 67.08 |
| カナダ | 63.67 |
| オランダ | 62.60 |
| オーストラリア | 61.04 |
| ドイツ | 59/30 |
| フランス | 58.64 |
| | |
| 日本 | 55.16 |

出典：「情報通信ハンドブック」2001 年版 情報通信総合研究所

次図は、各国のインターネット使用料を、平均値を 50%として比較したものである。但し 1998 年のデータであるため、現在ではランキングに若干変化が出ている可能性がある。例えば、日本では規制緩和や 2001 年のマイライン導入により通信業者の競争が促進され通信価格が低下している。



数字はピーク時の電話と ISP 使用料

出典：eMarketer による調査を元に作成。

http://www.emarketer.com/analysis/edemographics/20001117_us_internet2.html

図 1-2 1998 年インターネット使用料の各国比較

1.1.2 e-Readiness

The Economist 紙の一部で、本部をロンドンに構える調査会社の The Economist Intelligence Unit が、世界の 60 ヶ国を対象に、2001 年度の「e-Readiness」のランキングを行った。e-Readiness とは、インターネットを土台とした商業活動の機会を推進するために必要なビジネス環境が整っているかどうかを判断するための基準で、電気通信インフラからクレジットカード処理のセキュリティ状態、市民のコンピュータ浸透率など、様々な角度から判断が行われる。Economist Intelligence Unit は 2000 年より各国の e-Readiness ランキングを行っている。ランキングは、以下の 6 つの基準を元に行われた。

Connectivity (30%)

Business environment (20%)

E-commerce consumer and business adoption (20%)

Legal and regulatory environment (15%)

Supporting eservices (10%)

Social and cultural infrastructure (5%)

次に1位から60位までの結果を示す。なお、1位から13位が「eビジネス・リーダー」、14位から25位が「eビジネス競合グループ」、26位から47位が「eビジネス後追いグループ」、48位から60位が「eビジネス出遅れ株グループ」、と4つにグループ分けされている。

| E-business Leaders | |
|-----------------------|----------|
| 1 | 米国 |
| 2 | オーストラリア |
| 3 | イギリス |
| 4 | カナダ |
| 5 | ノルウェー |
| 6 | スウェーデン |
| 7 | シンガポール |
| 8 | フィンランド |
| 9 | デンマーク |
| 10 | オランダ |
| 11 | スイス |
| 12 | ドイツ |
| 13 | 香港 |
| E-business Contenders | |
| 14 | アイルランド |
| 15 | フランス |
| 16 | オーストリア |
| 17 | 台湾 |
| 18 | 日本 |
| 19 | ベルギー |
| 20 | ニュージーランド |
| 21 | 韓国 |
| 22 | イタリア |
| 23 | イスラエル |
| 24 | スペイン |
| 25 | ポルトガル |
| E-business Followers | |
| 26 | ギリシャ |
| 27 | チェコスロバキア |
| 28 | ハンガリー |
| 29 | チリ |
| 30 | ポーランド |
| 31 | アルゼンチン |
| 32 | スロバキア |
| 33 | マレーシア |
| 34 | メキシコ |
| 35 | 南アフリカ |
| 36 | ブラジル |
| 37 | トルコ |
| 38 | コロンビア |
| 39 | フィリピン |
| 40 | エジプト |
| 41 | ペルー |
| 42 | ロシア |
| 43 | スリランカ |
| 44 | サウジアラビア |
| 45 | インド |

1~13位
eビジネス・リーダー

14~25位
eビジネス競合

26~47位
eビジネス後追い

| | |
|---------------------|----------|
| 46 | タイ |
| 47 | ベネズエラ |
| E-business laggards | |
| 48 | ブルガリア |
| 49 | 中国 |
| 50 | エクアドル |
| 51 | イラン |
| 52 | ルーマニア |
| 53 | ウクライナ |
| 54 | アルジェリア |
| 55 | インドネシア |
| 56 | ナイジェリア |
| 57 | カザクスタン |
| 58 | ベトナム |
| 59 | アゼルバイジャン |
| 60 | パキスタン |

48 ~ 60 位
 e ビジネス出遅れ株

出典：Economist Intelligence Unit による e-readiness rankings, May 2001 を元に作成

http://www.ebusinessforum.com/index.asp?layout=rich_story&doc_id=367

図 1-3 e-Readiness ランキング

2001 年の e-Readiness ランキングで特徴的なのは以下のような点である。

- 上位 4 位を英語圏の国が占めている。
- オーストラリアが米国に次いで 2 位に位置している。
- 北米と北欧の国々が上位を占めている。
- 第 2 グループでアジアの国々が健闘している。

また、Economist Intelligence Unit が行った分析によると、以下のような特徴が浮き彫りになっている。

政府の自由化政策：インターネットが世界中でこのように広まった理由として、政府からの規制に捕われることなく、民間セクター主導で発展してきたため、というのは米国で広範囲において信じられている。とりわけ、政府による電気通信市場の自由化政策が重要であることが判明している。

例えば、安価なインターネット・アクセス料金を実現し、ユーザー数を増加させるためには、電気通信会社同士の市場における公平な競合が絶対不可欠となっている。従って、一定の電気通信企業が市場を独占しているような国では、政府による市場の完全自由化が行われなければ、EC ビジネスの発展が遅れがちとなる。

人的インフラが不整備の国は下位：中国（49 位）とインド（45 位）のような人口の大きな国が下位につけている。両国に共通していることは、貧困、文盲率、インフラの不備などの問題を抱えている、という点である。これらの問題がある程度解決されない限り、国

レベルでの EC ビジネスの発展に必要な critical mass (限界取引量) を得ることはできない。しかし中国は、世界でも最も急速にインターネット・ユーザー数を伸ばしている国の一つである。またインドも、世界レベルのソフトウェア・プログラマーを数多く輩出し、アウトソーシング産業の発展でも知られており、今後の進展が期待されている。

国内総生産が高い国が上位に入るとは限らない: e-Readiness ランキングは、国内総生産 (GDP) のランキングと合致するかということそうではない。例えば、台湾 (GDP 世界 16 位) は、ハイテク産業の戦略的な導入とブロードバンド・インターネット・アクセスの浸透によって、日本 (GDP 世界 2 位) より上位に位置している。また韓国 (GDP 世界 13 位) も、GDP が韓国よりも高いイタリア (GDP 世界 7 位) の上位に位置している²。

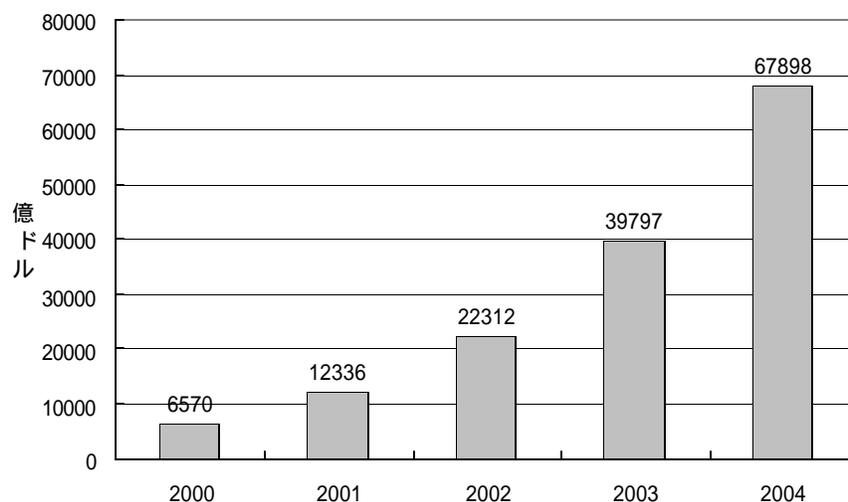
1.1.3 EC 市場動向

1.1.3.1 概況

市場調査を行う Forrester Research 社によると、BtoB と BtoC を合わせた世界の EC 市場は年々倍増する様相を見せており、2004 年には約 6 兆 8,000 億ドルに達すると予測されている。この数字は世界の商品・サービス売上全体の 8.6% を占めることになる³。

² International Monetary Fund: World Economic Outlook 2001

³ “North America Will Lead Global eCommerce To \$6.8 Trillion In 2004, According To Forrester”, April 19, 2000
<http://www.forrester.com/ER/Press/Release/0,1769,281,00.html>

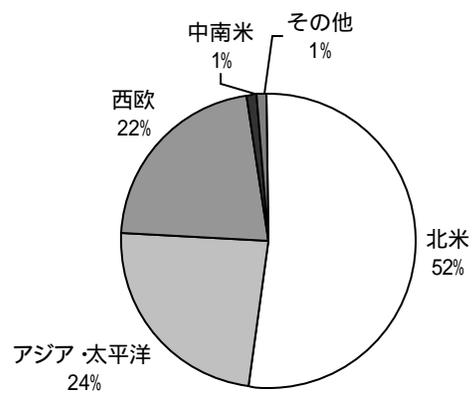


出典：Forrester Research による調査結果を元に作成

(<http://www.forrester.com/ER/Press/ForrFind/0.1768,0.00.html>)

図 1-4 世界の EC 市場の推移

2004年の世界推定市場に占める各地域の割合は、以下ようになっており、北米が半分以上のシェアを占めている。アジア・太平洋地域と西欧が残りの市場を分け合う形となっている。Forrester Research によると、今後、数年間のうちに北米による市場占有率は、アジア・太平洋および西欧の追い上げによって次第に縮小して行く、と見られている。



出典：Forrester Research による調査結果を元に作成。

<http://www.forrester.com/ER/Press/0,1772,0,00.html>

図 1-5 2004 年の世界 EC 市場に占める各地域の割合

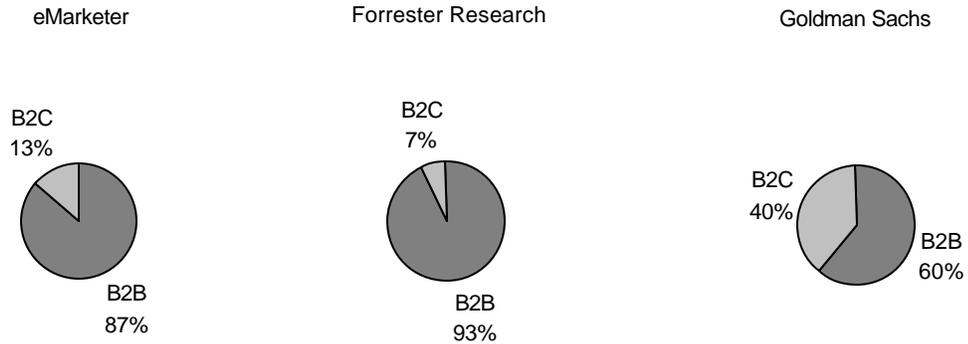
また、2000年 - 2004年の世界市場の地域ごとの内訳・推移は以下のようになっている。

| | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | sales in 20004 |
|-------------------|------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|
| 計(US10億ドル) | 657 | 1,233.60 | 2,231.70 | 3,979.70 | 6,789.80 | 8.60% |
| 北米 | 509 | 908.6 | 1,495.20 | 2,339.00 | 3,456.40 | 12.80% |
| 米国 | 489 | 864.1 | 1,411.30 | 2,187.20 | 3,189.00 | 13.30% |
| カナダ | 17.4 | 38 | 68 | 189.6 | 160.3 | 9.20% |
| メキシコ | 3.2 | 6.6 | 15.9 | 42.3 | 107 | 8.40% |
| 環太平洋 | 53.7 | 117.2 | 286.6 | 724.2 | 1,649.80 | 16.40% |
| 日本 | 31.9 | 64.4 | 146.8 | 363.6 | 880.3 | 8.40% |
| オーストラリア | 5.6 | 14 | 36.9 | 96.7 | 207.6 | 16.40% |
| 韓国 | 5.6 | 14.1 | 39.3 | 100.5 | 265.7 | 16.40% |
| 台湾 | 4.1 | 10.7 | 30 | 80.6 | 175.8 | 16.40% |
| その他 | 6.5 | 14 | 60.6 | 130.5 | 197.1 | 2.70% |
| 西ヨーロッパ | 87.4 | 194.8 | 422 | 853.3 | 1,533.20 | 7.10% |
| ドイツ | 20.6 | 46.4 | 102 | 211.1 | 388.5 | 5.00% |
| イギリス | 17.2 | 38.5 | 83.2 | 165.6 | 288.8 | 4.30% |
| フランス | 9.9 | 22.1 | 49.1 | 104.8 | 206.4 | 9.20% |
| イタリア | 7.2 | 15.6 | 33.8 | 71.4 | 142.4 | 6.00% |
| オランダ | 6.5 | 14.4 | 30.7 | 59.5 | 98.3 | 2.40% |
| その他 | 25.9 | 57.7 | 123.4 | 240.8 | 410.8 | 2.40% |
| ラテンアメリカ | 3.6 | 6.8 | 13.7 | 31.8 | 81.5 | 2.40% |
| その他 | 3.2 | 6.2 | 13.5 | 31.5 | 68.6 | 2.40% |

出典 :Forrester Research (<http://www.forrester.com/ER/Press/ForrFind/0,1768,0,00.html>)

図 1-6 世界の EC 市場の内訳

EC 市場全体における BtoB と BtoC の割合は、BtoB の方が圧倒的に大きくなっている。各調査会社によって割合には若干の差があるものの、その傾向は今後、数年は変わらないと見られている。調査会社 3 社による 2004 年の BtoB・BtoC の市場に占める割合を次に示す。



出典：eMarketer による The eCommerce: B2B Report, July 2001 と The eCommerce: B2C Report, March 2001 を元に作成

図 1-7 2004 年の BtoB と BtoC の市場割合

1.2 北米市場

1.2.1 インターネット普及率

アメリカのインターネット・ユーザー数は、2000年で世界最大の8,790万人を記録しており、カナダは970万人となっている⁴。同じく1.1.1にあるように、インターネット接続された世帯の占める割合は、米国は2001年に、デンマークに次いで世界で第2位の52%となっている⁵。同CyberAtlasによる調査結果とは著しく異なるが、カナダ政府の統計局であるStatistics Canadaによると、カナダにおいてインターネット・アクセスのある世帯の割合は全体の40%に上がっているという調査結果もでており⁶、米国を主体とした北米が世界のインターネット・リーダーとなっている。

⁴ CyberAtlas による調査結果 January 2001

⁵ http://cyberatlas.internet.com/big_picture/geographics/print/0,,5911_558061,00.html

⁶ NUA Surveys, Sept 11 2001, http://www.nua.ie/surveys/index.cgi?f=VS&art_id=905357182&rel=true

1.2.2 EC 市場動向

1.2.2.1 概況

アメリカの EC 市場全体を見てみると、2000 年に生じたインターネット・バブルの崩壊は 2001 年に入っても衰えることなく、ドットコム企業の淘汰が引き続き顕著であった。Webmergers.com の調査によると、2001 年 1 月から 2001 年 9 月のインターネット企業の総倒産件数は 677 件にのぼり、その約 3 分の 2 にあたる 452 件が 2001 年に入ってから倒産である。また、2001 年 1 月から 2001 年 6 月までに倒産したインターネット関連企業 555 社の内訳を見ると、EC 系インターネット企業が 254 件あり、全体の 45% を占めた。

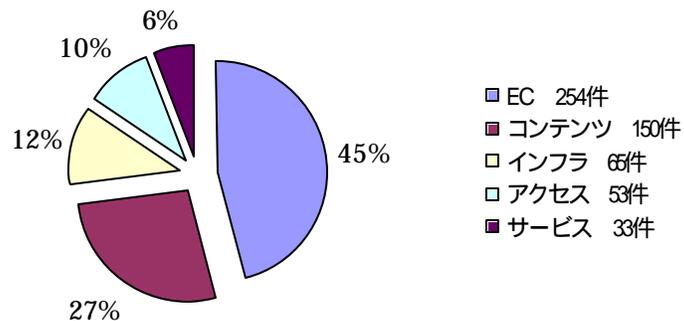


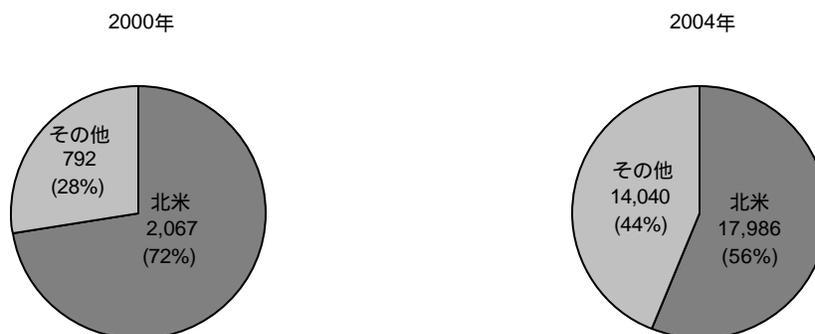
図 1-8 2001 年 1 月から 2001 年 6 月までに倒産したインターネット企業の内訳

EC 関連企業の淘汰は、過度の顧客獲得コストや採算を度外視したディスカウント販売、経営陣の手腕不足、資金調達困難などが大きな原因とされている。また、2000 年をなんとか生き延びた企業でも 2001 年に入ってから資金繰りがむずかしくなり、そのまま倒産に向かうケースも多く見うけられた。

2001 年に出された EC 市場の予測においては、今後 5 年間の成長は期待されているものの、1999 年および 2000 年に事前に発表されていた予測値を下方修正する傾向にある。米国経済全体が低迷していることを受けているものであり、EC 市場もその影響によって成長が鈍化すると見られている。

2004 年までは米国が世界の EC 市場の半数以上を占めると見られている。調査会社 eMarketer は、「北米の世界の EC における覇権は西欧およびアジア・太平洋諸国からの追い上げによって 2002 年あたりから揺るがされることになる可能性が高いが、それでも、

2004年に世界のEC市場（BtoBとBtoCを合わせたもの）は3兆2,026億ドルに達し、その56%を北米市場が占める」と予想している。



単位：億ドル （ ）内は世界市場に占める割合

出典：“Customer Acquisition Costs Down for US eRetailers”, eMarketer, 7 June 2001

http://www.emarketer.com/estatnews/estats/ecommerce_b2c/20010607_bcg.html

図 1-9 2000年と2004年の北米EC市場

1.3 欧州市場

1.3.1 インターネット普及率

European Union (欧州連合) の委員会の中で市場調査を行う部局である Eurobarometer によると、2001年、欧州でインターネットへアクセスがある人口の割合は40%まで上昇し、インターネットにアクセスがある世帯の割合も28%に上がっているという⁷。eMarketerの調査によると、欧州におけるインターネットユーザー数は、2000年の7,000万人から54%増加し、2001年には1億800万人に達すると見られている。この時点で欧州におけるイン

⁷ “Reduced access fees help spur European Internet usage”, InfoWorld; Apr 2, 2001

ターネットユーザー人口では米国を抜き、世界第 1 位となる。欧州連合は、欧州でインターネット使用者が増加している理由として、欧州における電気通信市場の自由化によるインターネット・アクセス料金の値下がりが大きく貢献している、としている。

表 1-3 米国と欧州のインターネットユーザー数の比較

| | 2000 | 2001 |
|----|----------|------------|
| 欧州 | 7,010 万人 | 1 億 780 万人 |
| 米国 | 8,790 万人 | 1 億 280 万人 |

出典：“Web Advertising and eCommerce in the US and Europe”, eMarketer, 29
December 2000

http://www.emarketer.com/analysis/eadvertising/20001221_advertising.html

1.3.2 EC 市場動向

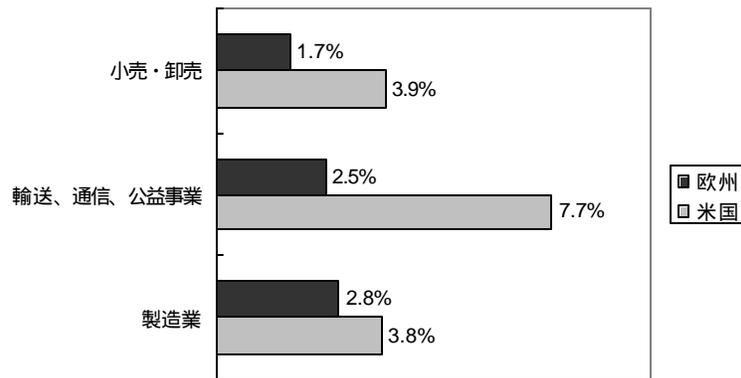
1.3.2.1 概況

調査会社 eMarketer が作成した eEurope Report によると、欧州の EC 売上は、2000 年の 340 億ドルから、2001 年の 690 億ドル、2004 年には 9,800 億ドルに成長すると見られている⁸。市場調査を行う Forrester Research 社は、西欧における EC 市場の拡大は、大手ベンダーによる積極的な活動と e マーケットプレイスの拡大の成果であるとしている⁹。

しかし、欧州の EC が常に米国に遅れを取っているのは明らかで、その理由として eMarketer は、欧州における IT への投資成長率の遅さ、つまりインフラ整備の遅れを挙げている。例えば、製造業界では、1997 年から 1999 年の期間で、米国においては IT 支出が 3.8% 増となっているのに対し、欧州では 2.8% 増となっている。欧州が IT 投資を大幅に増額しない限り、欧州と米国との技術差は今後ますます広がっていく可能性がある。

⁸ “New eMarketer Report Projects 108 Million Active Internet Users In Europe by Year-End 2001”, eMarketer, April 10, 2001 http://www.emarketer.com/about_us/press_room/press_releases/20010410_eEurope.html

⁹ “North America Will Lead Global eCommerce To \$6.8 Trillion In 2004, According To Forrester”, Forrester Research, April 19, 2000



出典 : ” European eCommerce Barriers”, eMarketer, 2 May 2001

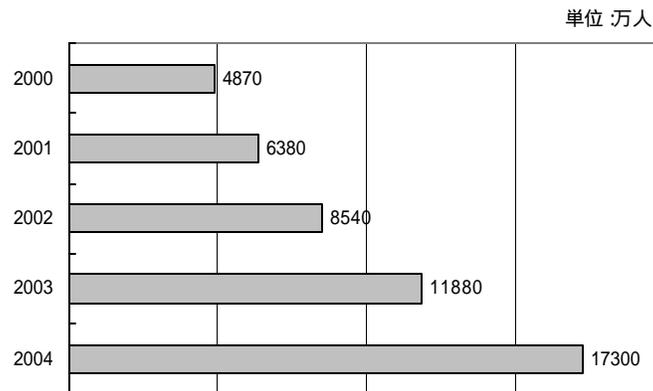
http://www.emarketer.com/analysis/eeurope/20010502_europe.html

図 1-10 1997 年から 1999 年にかけての IT 支出成長率の比較

1.4 アジア市場

1.4.1 インターネット普及率

eMarketer によると、アジア・太平洋地域における頻繁なインターネット・ユーザー (active Internet user) の数は、2000 年の 4,900 万人から、2004 年の 1 億 7,300 万人に増加すると見られている。世界のオンライン人口に占める割合はそれほど高くなく、2001 年現在、21%に留まっているが、2004 年には割合が 27%を超えると見られている。



出典 :The eAsia Report, eMarketer, 2001

http://www.emarketer.com/ereports/archive/easia_feb_2001/welcome.html

図 1-11 2000 年 - 2004 年 アジアにおけるインターネット・ユーザー数

eMarketer が 2001 年に発表した The eAsia Report によると、現在、アジアに占める日本のインターネット・ユーザーの割合は 36%以上となっておりアジアにおけるリーダーとなっている。しかし 2004 年には中国がアジアのオンライン人口の 17.4%を占めるようになり、日本の割合が 18.5%に落ちるものと考えられている¹⁰。

表 1-4 日本・中国・インドにおけるインターネット・ユーザー数

| | 1999 | 2003 |
|-----|----------|----------|
| 日本 | 1,030 万人 | 3,100 万人 |
| 中国 | 250 万人 | 2,100 万人 |
| インド | 27 万人 | 900 万人 |

出典 :” NEW eAsia Report Indicates: China And India Will Outpace Japan In Internet Growth Over The Next 4 Years”, May 18, 2000

http://www.emarketer.com/about_us/press_room/press_releases/051800_easia.html

¹⁰“New eAsia Report From eMarketer Reveals Internet Use in Asian Pacific Region Will Soon Account for 27% of Total Online Population by 2004”, eMarketer, Feb. 7, 2001

http://www.emarketer.com/about_us/press_room/press_releases/20010207_asia.html

1.4.2 EC 市場動向

1.4.2.1 概況

市場調査等を行う Forrester Research 社によると、アジア・太平洋地域における EC 市場は、高度技術の輸入と政府による推進政策により 2004 年ごろに急成長を遂げる、と見られている¹¹。EC 市場の成長には、規制環境、技術インフラ、地元産業に加え、国際サプライチェーンへのコネクションが必須である。アジアの国々では、近年、貿易障壁が取り除かれた結果、アジア地域における EC が推進されている。例えば、インドでは、高度技術に対する関税が取り除かれたことから EC 技術の国外からの輸入が活発になると見られており、アジアの EC 急成長に一役買うと期待されている。

表 1-5 アジアにおける EC 売上成長

| | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 |
|-------|------|------|-------|-------|-------|
| EC 全体 | 394 | 768 | 1,360 | 2,257 | 3,385 |
| BtoB | 362 | 686 | 1,203 | 1,993 | 3,006 |
| BtoC | 32 | 82 | 156 | 264 | 380 |

単位 :億ドル

出典 :“The State of Asian eCommerce”, eMarketer, 10 Nov. 2000

http://www.emarketer.com/analysis/easia/20001109_asia.html

しかしアジア全体で見ると、各国におけるインフラ整備に大きな差があるため、足並みが揃うまでにはまだ時間がかかると考えられている。そのためアジア全体を視野に入れると、今後の成長率が落ちると見ている調査会社もある。eMarketer は、アジアにおける EC 総売上の世界に占める割合は、2001 年には 14%であるが、2004 年には 10.6%に落ちると見ている。

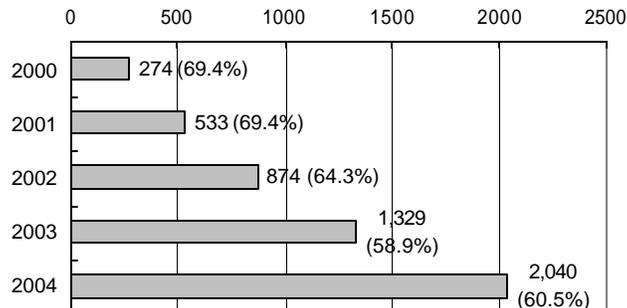
¹¹ “North America Will Lead Global eCommerce To \$6.8 Trillion In 2004, According To Forrester”, Forrester Research, April 19, 2000

表 1-6 アジアにおけるEC 総売上の世界に占める割合

| | |
|------|-------|
| 2000 | 13.8% |
| 2001 | 14.0% |
| 2002 | 13.5% |
| 2003 | 12.6% |
| 2004 | 10.6% |

出典 : "The State of Asian eCommerce", eMarketer, 10 Nov. 2000

アジアの EC 旗手である日本においては、今のところ不況の影響はあまり見えず、インターネット市場の成長率は伸びている。eMarketer によると、2000年の日本における EC 全体の売上は約 270 億ドルに上り、アジア・太平洋地域に占める割合はほぼ 70% となっており、その割合は 2004 年になっても 60% ほどに保持されるものと考えられている¹²。



単位 : 億ドル ()内はアジア・太平洋地域売上に占める割合

出典 : "The Land of the Rising eCommerce", eMarketer, 2 March 2001

図 1-12 日本における EC 全体の売上推移予測

アジア・太平洋地域全体の EC 売上に占める国別の割合を見てみると、2004 年の予測でも日本が半数以上 (60.5%) を占めており、2 位のオーストラリア (8.1%) を大きく引き離している。日本がアジアの EC の大多数を占める状態はここ数年は続くと思われる。

¹² "The Land of the Rising eCommerce", eMarketer, 2 March 2001
http://www.emarketer.com/analysis/easia/20010302_asia.html

その後をオーストラリアと中国が追う形となっている。注目すべきは中国で、2000年の2.1%から2004年の7.0%に急上昇している。

表 1-7 アジア・太平洋地域におけるEC 売上に占める各国の割合

| | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 日本 | 69.4% | 69.4% | 64.3% | 58.9% | 60.5% |
| オーストラリア | 6.6% | 6.6% | 7.0% | 8.2% | 8.1% |
| 中国 | 2.1% | 2.1% | 5.3% | 6.9% | 7.0% |
| 台湾 | 5.8% | 5.8% | 6.3% | 6.3% | 6.1% |
| 韓国 | 4.8% | 4.8% | 4.3% | 4.8% | 4.6% |
| 香港 | 1.7% | 1.7% | 2.6% | 2.6% | 2.8% |
| シンガポール | 1.4% | 1.4% | 1.9% | 2.4% | 2.2% |
| インド | 0.3% | 0.4% | 0.9% | 1.3% | 1.8% |

出典 : "The State of Asian eCommerce", eMarketer, 10 Nov. 2000

2 海外の EC ビジネス動向

2.1 世界のビジネス動向

2.1.1.1 BtoB ビジネス動向

BtoBEC は、世界各国における不況によって落ち込みが報道されているものの、将来的には各社共通して楽観的な予測を行っている。しかし世界の BtoB 市場の成長予測には各調査会社によってばらつきがあり、2004年の世界 BtoB 規模を 1 兆 4,000 億ドル (Ovum) とするところもあれば 7 兆 2,900 億ドルと予想する企業 (Gartner Group) もある。

表 2-1 各社による世界 BtoB 市場成長予測 (単位 : 億ドル)

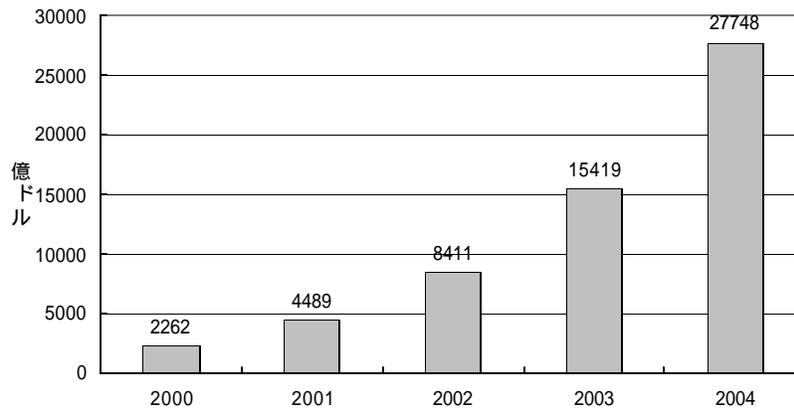
| | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 |
|----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| eMarketer | 2,262 | 2,289 | 8,411 | 1,519 | 27,748 |
| AMR Research | - | - | - | - | 57,000 |
| Computer Economics | 30,680 | 52,320 | 68,150 | 99,070 | - |
| Forrester Research | 6,040 | 11,380 | 20,610 | 36,940 | 63,350 |
| IDC Research | 2,130 | - | - | - | 22,330 |
| Gartner Group | 4,030 | 9,530 | 21,800 | 39,500 | 72,900 |
| Morgan Stanley Dean Witter | 2,000 | 7,210 | 13,780 | - | - |
| Goldman Sachs | 3,570 | 7,400 | 13,040 | 20,880 | 32,010 |
| Ovum | 2,180 | 3,450 | 5,430 | 8,580 | 14,000 |

出典 : "The eCommerce: B2B February 2001 Report, eMarketer,

http://www.emarketer.com/ereports/archive/e-commerce_b2b_feb_2001/welcome.html

eMarketer が行った推測によると、2004 年には世界の BtoBEC 市場は、2004 年までに 2 兆 7,000 億ドルに達し¹³、2001 年の 6 倍以上となると見られている。

¹³ "New eMarketer B2B Report Sees Growing Momentum Behind Business-To-Business eCommerce", June 28, 2001. http://www.emarketer.com/about_us/press_room/press_releases/20010628_B2B.html

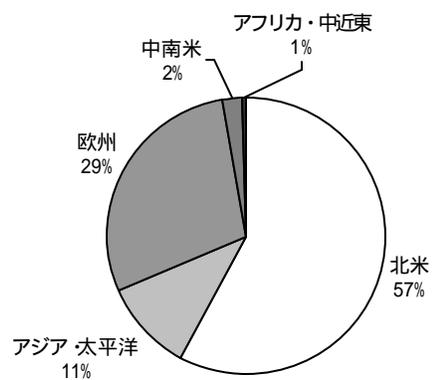


出典：eMarketer による The eCommerce: BtoB Report, July 2001 を元に作成

http://www.emarketer.com/ereports/archive/ecommerce_b2b_feb_2001/welcome.html

図 2-1 世界の BtoB 市場の推移

eMarketer による 2004 年の世界の BtoB 推定市場における各地域の割合は以下のよう
になっており、北米が市場の半分以上を占め、その次を欧州、アジア・太平洋地域が追う
形となっている。

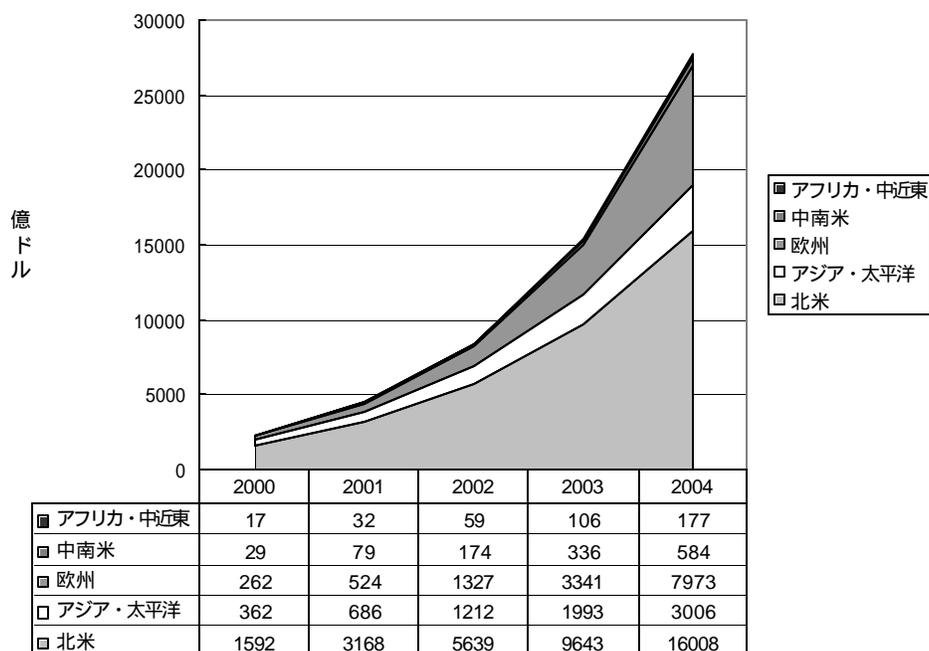


出典：eMarketer による The eCommerce: BtoB Report, July 2001 を元に作成

http://www.emarketer.com/ereports/archive/ecommerce_b2b_feb_2001/welcome.html

図 2-2 2004 年の世界 BtoB 市場に占める地域内訳

また、2000年 - 2004年の BtoB 世界市場に占める地域の成長推移は以下のようになっている。



出典：eMarketer による The eCommerce: B2B Report, July 2001 を元に作成

http://www.emarketer.com/ereports/archive/e-commerce_b2b_feb_2001/welcome.html

図 2-3 世界の BtoB 市場に占める地域の成長推移

2.1.1.2 BtoC ビジネス動向

オンラインショッピングは世界的に浸透し、世界の BtoC 市場は 2004 年には 4,280 億ドルにまで成長すると見られている。しかし BtoC 市場予測には幅があり、2004 年の BtoC 世界市場を、投資銀行の Goldman Sachs は 2 兆 1,340 億ドルと予測する一方、調査会社 Ovum は 2,190 億ドルと予想するなど、異なる数字が出ている。以下の表によって、市場予測には大きな幅があるものの、各社は今後の BtoC 市場の伸びに大きな期待を寄せていることが分かる。

表 2-2 世界の BtoC 市場の伸び各社予想値

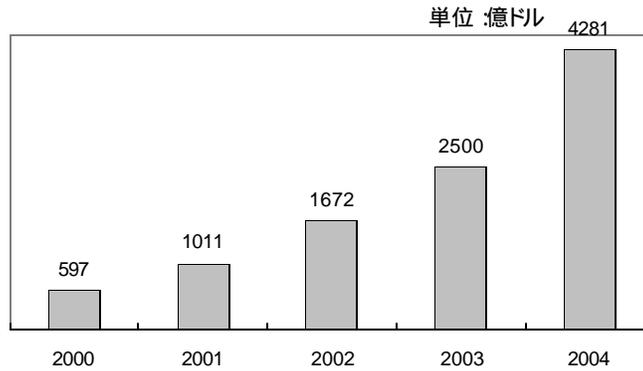
単位：億ドル

| | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 |
|--------------------|------|------|------|-------|-------|
| eMarket er | 600 | 1010 | 1670 | 2500 | 4280 |
| Forrester Research | 530 | 960 | 1690 | 2840 | 4520 |
| Gartner Group | - | - | - | 3800 | - |
| Goldman Sachs | 2380 | 4940 | 8700 | 13920 | 21340 |
| IDC | 590 | - | - | 2130 | - |
| Merrill Lynch | 2180 | 3980 | 7340 | 13170 | - |
| Ovum | 290 | 490 | 810 | 1330 | 2190 |

出典：eMarketer による The eCommerce: B2C Report, March 2001 を元に作成

http://www.emarketer.com/ereports/ecommerce_b2c/welcome.html

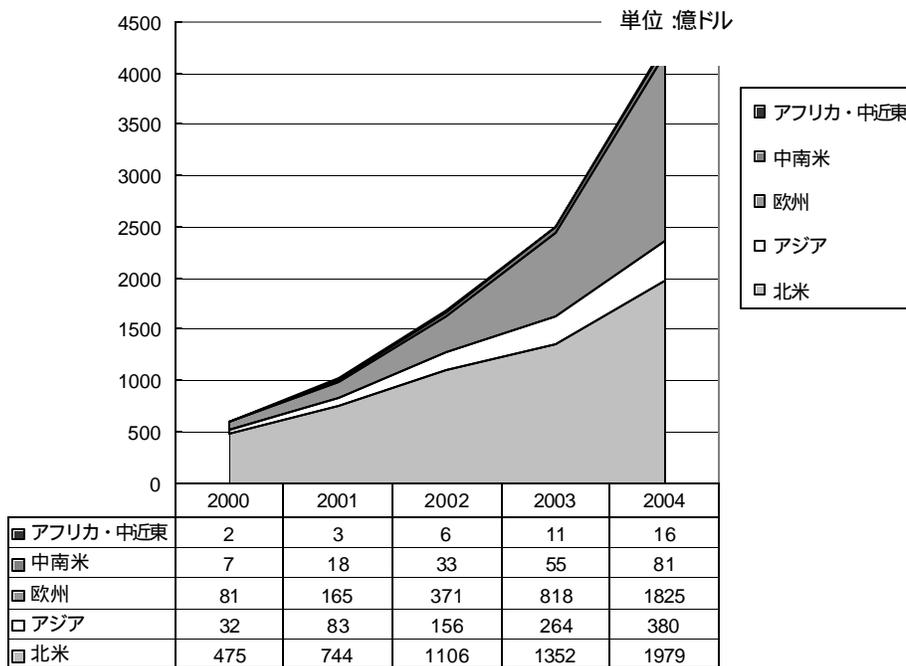
調査会社 eMarketer によると、ドットコム企業の崩壊により世界の BtoC は 2002 年までは飛躍的に伸びることないと考えられている。しかし 2004 年には 4,281 億ドルと、2002 年の約 2.5 倍に成長すると予想されている。



出典：eMarketer による”Global B2C: Slow and Steady Wind the Race”, 27 July 2001
 を元に作成。 http://www.emarketer.com/estatnews/estats/global/20010727_emark.html

図 2-4 世界の BtoC 売上の推移予測

2000年 - 2004年の BtoC 世界市場に占める地域の成長推移は以下のようになっている。



出典：eMarketer による”Global B2C: Slow and Steady Wind the Race”, 27 July 2001 を元に作成
http://www.emarketer.com/estatnews/estats/global/20010727_emark.html

図 2-5 世界の BtoC 市場に占める地域の成長推移

2.2 北米のビジネス動向

2.2.1 BtoB ビジネス動向

インターネット・バブル崩壊により BtoC 企業の株価が暴落した一方で、より大きな市場である BtoB への期待が高まったことから、EC ビジネスチャンス求めてベンチャーキャピタルや BtoC 企業がこぞって BtoB 市場へシフトしたことが、2000 年前半における EC 市場の大きなトレンドであった。

しかし 2000 年後半から 2001 年にかけて、米国経済の低迷とも相まって、ベンチャーキャピタルが BtoB、BtoC を問わず EC 関連株への投資に慎重になった結果、多くの BtoB 企業が IPO(Initial public offering)を実現させる前に取り下げの申請を行わざるを得ない状況になった。

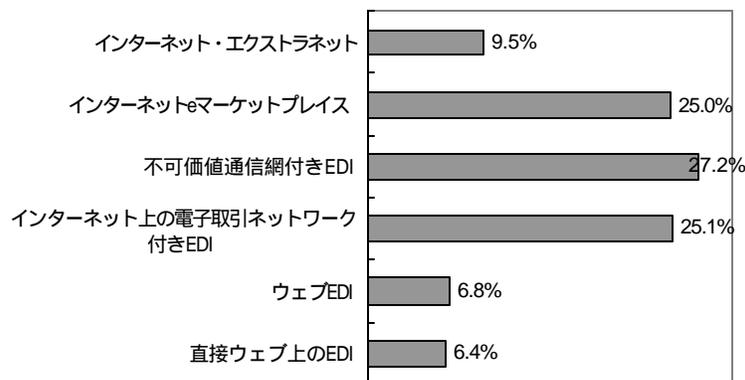
BtoB ベンチャーが低迷する一方で、EC を業務の全行程に取りこむことで自らを変革させる「E トランスフォーメーション」を成し遂げた旧来大手企業もあった。たとえば、General Electric (GE) がその一例である。長年 CEO を務めたジャック・ウェルチが 1998 年にビジネス・ツールとしてインターネットを GE 業務運営に包含してから、E ビジネスを通じて E トランスフォーメーションを遂げた。ジャック・ウェルチが述べる E ビジネス戦略は、「Make (製造と社内業務)」「Buy (購買)」「Sell (販売)」の 3 分野すべてのビジネス・プロセスにウェブを活用するという極めて明快なものであった。この結果、調達コストを年間 6 億ドル削減し、サプライヤーとの交渉時間を半分に短縮、さらにスタッフの出張時間も大幅に削減することに成功した。ビジネス・プロセスにウェブを活用する過程で社内業務の再構築も果たし、10 億ドルのさらなるコスト削減と人材の大幅なスリム化も遂げている。

市場規模について eMarketer は「米国における経済停滞により技術に対する支出は減少しているものの、産業界におけるオンライン商取引は大幅に増加している」とする。2004 年には、北米の BtoB 市場は世界の BtoB 市場(2兆7,000億ドル)の71%である1兆9,170億ドルを占めると見られている¹⁴。また、同じく調査会社の Forrester Research によると、カナダにおける BtoB オンライン取引は、2005 年に 2,720 億カナダドル(約 1,632 億 US ドル)まで成長すると見られている。

¹⁴ “NEW eMARKETER B2B REPORT SEES GROWING MOMENTUM BEHIND BUSINESS-TO-BUSINESS eCOMMERCE”, eMarketer, New York, June 28th, 2004
http://www.emarketer.com/about_us/press_room/press_releases/20010628_B2B.html

そのほかの特徴としては、米国における BtoB 市場における企業間情報システムの再編成が挙げられる。EC の歴史は、EDI (Electronic Data Interchange) システムと呼ばれる電子データ交換システムと共に始まった。EDI により社内の端末から通信回線を使って相手先の端末にデータを送り、注文することが可能となった。EDI は米国では 1970 年代に導入されている。1990 年代初めになると、ERP (Enterprise Resource Planning) と呼ばれる基幹業務向け情報システム・パッケージが、大手企業によって次々と導入された。ERP は、大企業の中の部署および関連企業同士を接続するもので、会計システムや在庫管理システム、人事情報など、企業内部の情報化が整備された。

1990 年代後半になると、ビジネス全体を効率化させるために、企業の情報化は取引先や顧客など社外のネットワーク体制の確立へとシフトした。北米企業はサプライ・チェーン・マネジメント (SCM : Supply Chain Management) と呼ばれる、商品の生産から消費者に届くまでの流れを自動化するソフトウェア、顧客との取引データを管理・モニターするためのカスタマー・リレーションシップ・マネジメント (CRM : Customer Relationship Management) を次々に導入し、エンド・ツー・エンドのエンタープライズ・ネットワークを構築していった。



出典 : "The Multiple Channels of Electronic Commerce", 26 January 2001

http://www.emarketer.com/analysis/ecommerce_b2b/20010123_multichannels.html

図 2-6 2004 年の米国における EC 内訳予想

現在、BtoB の最終的なゴールはビジネス・プロセス全体のエンド・ツー・エンドのネットワーク構築と考えられている。つまり、社内外のネットワークを流れる情報を統合し、

個別に起動している ERP、SCM、CRM のシステムをすべて統合することである。企業は ERP システム・ネットワークを EC に適用し、従来、大企業同士のネットワーク向けに活用されていた EDI ネットワークを拡大し、小規模な取引先および顧客を取り込もうとしている。エンタープライズ・ネットワーク構築には、EC・アプリケーションを、各部署・各社ごとにカスタマイズされたバックオフィス・システムに統合する必要がある。これを可能にしたのが XML (Extensible Markup Language) で、これにより異なるアプリケーションのデータがダグ付けされ、情報を共有することが出来る。

表 2-3 BtoB EC の流れ

| フェーズ I | フェーズ II | フェーズ III | フェーズ IV |
|-------------------------|--|------------------------------|----------------|
| レガシー/プロプライエタリー・アプリケーション | ERP (基幹業務向け情報システム) および CRM (カスタマー管理) | SCM (サプライチェーン・マネジメント) システム | 統合 EC・アプリケーション |

出典 : "From ERP to B2B: Putting Business Automation in Content", 2 September 2000

http://www.emarketer.com/analysis/ecommerce_b2b/welcome.20001113.html

統合 EC・アプリケーションの到来は、ソフトウェア会社と法人向け IT ベンダーとの大型アライアンスの登場から見て取ることが出来る。電子購買プラットフォームおよびネットワークサービスを駆使した BtoB ソリューションを提供する Ariba と、SCM におけるプランニング等を提供する i2 Technologies と IBM は、2000 年春に、BtoB のエンド・ツー・エンド・ソリューションを提供する BtoB アライアンスを結成した。また、それに倣うようにして、Commerce One は、EDI システム・ベンダーの GE Global Exchange Services と提携している。Oracle も、自社の ERP と CRM システムを統合し、統一 EC・システムの構築を目指している。このように北米企業は、最先端の BtoB ソリューションを導入することによって、事業の効率化、売上・収益の向上を目指し、今後ますます競争力を高めつつある。

2.2.2 BtoC ビジネス動向

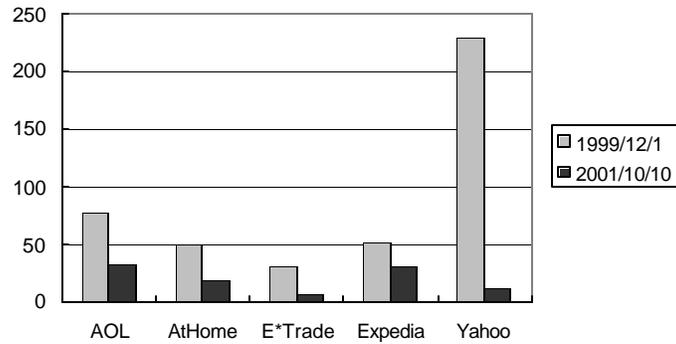
先にも述べたように、2000年から2001年にかけて、米国ニュー・エコノミーの崩壊と共に、ドットコム会社の相次ぐ倒産に見まわれた。以下にその一部を挙げる。

表 2-4 インターネット小売会社の相次ぐ倒産

| 会社 | 事業内容 | 倒産日 |
|----------------|---------------------|-------------|
| Toysmart.com | 教育玩具 | 2000年5月24日 |
| Value America | コンピュータなどインターネット小売一般 | 2000年8月14日 |
| Living.com | 家庭用品 | 2000年8月15日 |
| Eve.com | 女性向けEC | 2000年10月24日 |
| MyLackey.com | デリバリー・サービス | 2000年10月27日 |
| Pets.com | ペット用品 | 2000年11月9日 |
| Excite@Home | ポータルサイト運営、ISP事業 | 2001年9月28日 |
| Egghead.com | 個人間オークション | 2001年10月25日 |
| Streamline.com | ハウスキーピング代行 | 2001年11月末 |

出典：各社の情報を元に作成

生き残ったドットコム会社も、1999年と2000年の間に株価が暴落した。以下に大手ドットコム会社の株価の変化を示す。



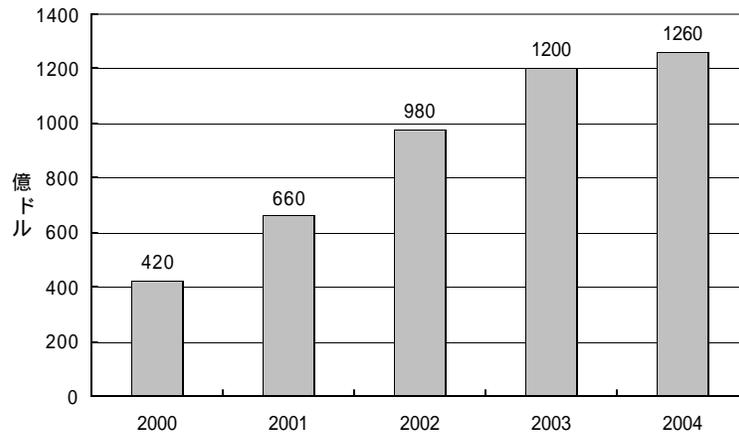
単位：ドル

出典：各社の情報を元に作成

図 2-7 BtoC ウェブ企業の株価暴落

EC に関する市場調査を行う eMarketer によると、米国における一般消費者向けの EC 売上は、2000 年の 420 億ドルから上昇し、2004 年までには 1,260 億ドルに達する見込みとなっている¹⁵。

¹⁵ “New eCommerce: B2C Report Reveals Consumer eCommerce Sales Will Reach \$126 Billion By 2004, An Increase Of 240% From \$37 Billion In 2000”, eMarketer, October 31, 2000
http://www.emarketer.com/about_us/press_room/press_releases/103100_eb2c.html

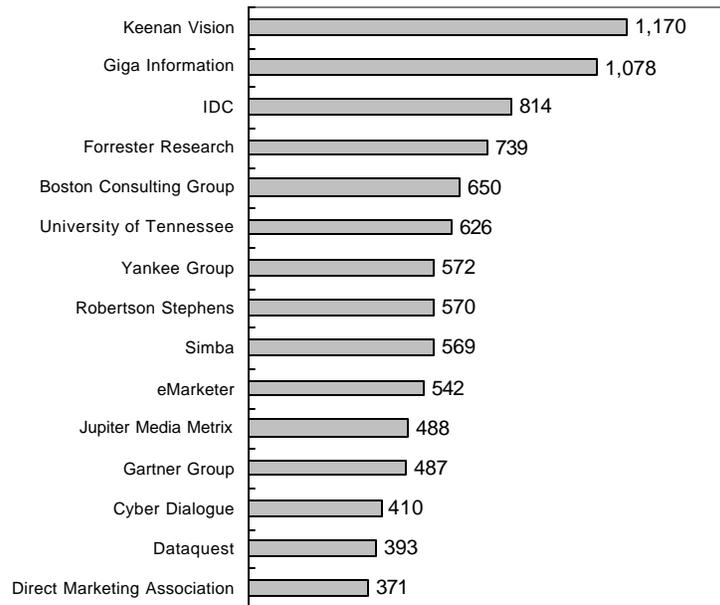


出典 : "The Power of Internet Power Shoppers", eMarketer, 14 August, 2001 と "New eCommerce: B2C Report Reveals Consumer e-Commerce Sales Will Reach \$126 Billion By 2004, An Increase Of 240% From \$37 Billion In 2000", eMarketer, October 31, 2000 を元に作成。

図 2-8 米国の BtoC 市場成長予測

また、IT 市場調査会社の Jupiter Media Metrix が 2001 年 8 月に発表した市場予測では、2001 年の 340 億ドルから 2005 年には 1,040 億ドルと見積もっている。

次の図は、2001 年の BtoC 市場規模を示したものである。総売上高は各調査会社によってかなり幅があり、上は 1,170 億ドル (Keenan Vision) から下は 371 億ドル (Direct Marketing Association) までとなっている。



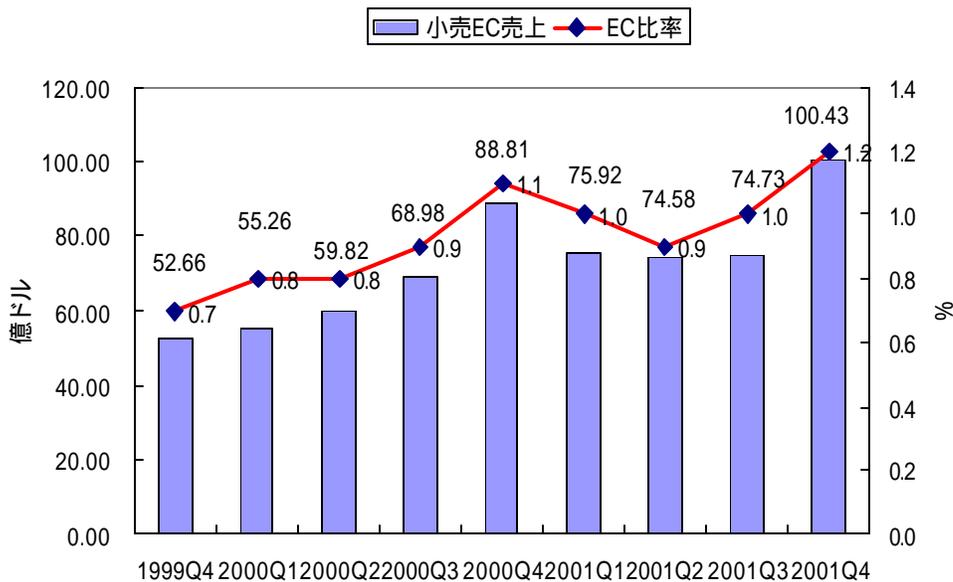
単位 :億ドル

出典 :eCommerce: B2C Report, eMarketer, 2001

http://www.emarketer.com/ereports/ecommerce_b2c/welcome.html

図 2-9 米国の2001年のBtoC市場規模 各社比較

2002年2月20日米商務省からECに関する最新データが発表された。米国ECの市場規模は多くの調査機関が発表しているが、この商務省センサス局のものは、その標本数や計数頻度等からも信頼度の高いものとされている。但し、リアル小売店舗の売上統計調査の対象業態にはサービスや旅行業などが含まれていないことを考慮しておく必要がある。ネットバブルの崩壊、9月のテロ事件等悪いことの続いた米国では、このデータも2001年第三四半期まで足踏み状態であった。しかしECという面ではテロ事件により外出を控えた消費者がECを多く用いるという結果をもたらし、またクリスマスシーズンの第四四半期についに前年度を上回る売上を記録し、初の100億ドル台に乗った。また、EC化率も2000年第四四半期で1%を超えたことがニュースになったがその後1%前後で停滞していた。今最新2001年第四四半期では1.2%を記録した。



出典 :米商務省センサス局, 2002 より作成

<http://www.census.gov/mrts/www/current.html>

図 2-10 米国における EC 小売の売上

米国商務省がここ数年デジタルエコノミーと題する報告書を出している。前回は 2000 年 6 月に発行され、その当時、ネットバブル崩壊が始まる前のデータに基づく発行であり、かなり明るい見通しの内容で記載されている。その次の号がどうなるかが注目されていたが、今年 2 月に Digital Economy 2002 として発表された。内容は、次表にあるように IT による生産性向上等のメリットを享受していると結論付けている。本報告書での EC に関する記載の要点は次の通りである。

2000 年半ばに始まった「ドットコム」企業の破綻の急増は、2001 年上期にピークを打って収まり始めたことが示されている。

商用媒体としてのインターネットは、当初の期待を裏切ってきた。米国の小売販売合計額に占める電子商取引のシェアは、約 1%にとどまっている（センサス局統計 Q4 の結果がまだ出ていない段階の記述）。産業レベルにおいては、電子商取引への依存度は広い範囲に及んでいるが、均一ではない。1999 年には、インターネットまたは従来型の電子データ交換（EDI）取引の占める比率は、製造業出荷額の 12%、卸売業販売高の 5.4%であった。

表 2-5 「デジタル・エコノミー」経緯

| | 時 期 | 報告書名 | 概 要 |
|---|---------|---------------------------------|--|
| 1 | 1998年4月 | 「台頭するデジタル・エコノミー」 | インターネットとデジタル技術の発達とマクロ経済、今後のインターネットと電子商取引の経済的恩恵 |
| 2 | 1999年6月 | 「台頭するデジタル・エコノミー」 | 米国 GDP の約 8%を占めるにすぎない IT 産業（ハード、通信機器、ソフト、サービス）が、95 年～98 年にかけて経済成長に平均 35%寄与 |
| 3 | 2000年6月 | 「デジタル・エコノミー 2000」 | IT 産業、米国経済の第一の駆動力、インターネットは、経済再生の原因でもあり結果 |
| 4 | 2002年2月 | 「デジタル・エコノミー 2002」（ブッシュ政権最初の報告書） | 経済停滞期における継続的かつ堅調な生産性の伸びは、米国産業が IT 機器、ソフトウェア、サービス、さらには関連する人的スキルへの過去および現在の投資からメリットを享受し続けていることを示している。 |

出典：米国連邦政府商務省発表資料から JIPDEC 作成

ドットコム企業の崩壊の中で、従来のビジネスとオンライン事業とを融合させたクリック・アンド・モルタル企業は、堅調なビジネスを行っている。既存組織とオンラインの新規事業をうまく組み合わせることにより、人事・経理といった間接費を共有できる、従来のビジネスで培った巨大な購買力を生かし原価を縮小できる、従来ビジネスのブランド名によりマーケティング・コストを軽減できるなどコスト面の効果があるほか、既存店舗とオンライン・サイトなどオフラインおよびオンラインのチャンネルが認知度を高めるといった相乗効果もある。

毎年 Interactive Week 誌によって発表される「米国におけるニュー・エコノミーのベスト企業ランキング」2000年版¹⁶を見てみると、Intel、IBM、Cisco Systems、HP、Oracle といった既存の IT 大手企業が上位を占めていることがわかる。また GE や Southwest

¹⁶ このランキングは、オンライン売り上げが大きかった順に、オンライン企業を含むすべての企業から500社を選抜するものとなっている。

Airlines など、IT 関連以外の業界における大手企業も上位に位置している。上位 50 社内にランキングされている、オンライン企業として立ちあがった会社は Amazon.com や E*Trade Group など 8 社のみであり、オンライン企業トップの Amazon.com でもやっと 18 位にランクしているにすぎない。つまり、現在ウェブ・ビジネスで成功を収め、EC 市場をリードしている企業の多くは、既存企業でオンライン市場に参入した「クリック・アンド・モルタル」と呼ばれる企業なのである。

表 2-6 2000 年米国におけるオンライン販売の売上上位企業 50 社

(網掛けされている企業は、オンライン企業として起業した会社である)

| 順位 | 会社 | オンライン売上 | 総売上 | 事業内容 |
|----|-----------------------|--------------|---------------|--|
| 1 | Intel | \$23,800,000 | \$31,820,000 | Information and semiconductor technology |
| 2 | IBM | \$17,000,000 | \$86,570,000 | Computing equipment |
| 3 | Cisco Systems | \$15,000,000 | \$16,733,000 | Networking equipment |
| 4 | Nortel Networks | \$15,000,000 | \$26,520,000 | Data networking equipment |
| 5 | Dell Computer | \$13,500,000 | \$27,000,000 | Computing equipment |
| 6 | General Electric | \$7,500,000 | \$122,970,000 | Multinational corporation |
| 7 | America Online | \$6,484,000 | \$6,886,000 | Online service |
| 8 | Ingram Micro | \$6,000,000 | \$29,630,000 | Computing equipment |
| 9 | WorldCom | \$6,000,000 | \$31,550,000 | Telecommunications services |
| 10 | United Parcel Service | \$5,354,000 | \$28,660,000 | Delivery services |
| 11 | Lucent Technologies | \$5,000,000 | \$39,400,000 | Networking equipment |
| 12 | Federal Express | \$4,500,000 | \$18,000,000 | Delivery services |
| 13 | TechData | \$4,200,000 | \$19,010,000 | Software and services |
| 14 | BellSouth | \$3,138,000 | \$26,342,000 | Telecommunications services |

| | | | | |
|----|------------------------|-------------|--------------|--|
| 15 | 3Com | \$2,640,000 | \$3,300,000 | Networking equipment |
| 16 | Charles Schwab & Co. | \$2,270,000 | \$4,190,000 | Financial services |
| 17 | Gateway | \$2,200,000 | \$9,100,000 | Computer hardware |
| 18 | Amazon.com | \$2,183,000 | \$2,183,000 | Specialty retailer |
| 19 | Compaq Computer | \$1,970,000 | \$39,320,000 | Computing equipment |
| 20 | Hewlett-Packard | \$1,960,000 | \$46,890,000 | Computing equipment |
| 21 | Arrow Electronics | \$1,826,000 | \$10,792,000 | Electronics distributor |
| 22 | National Semiconductor | \$1,300,000 | \$2,139,900 | Information and semiconductor technology |
| 23 | E*Trade Group | \$1,170,000 | \$1,170,000 | Financial services |
| 24 | TD Waterhouse Group | \$1,000,000 | \$1,470,000 | Financial services |
| 25 | Southwest Airlines | \$1,000,000 | \$5,130,000 | Travel services |
| 26 | Priceline.com | \$987,000 | \$987,000 | Retailer |
| 27 | CMGI | \$898,000 | \$898,000 | Internet holding company |
| 28 | Yahoo! | \$854,700 | \$854,700 | Content provider |
| 29 | Delta Air Lines | \$850,000 | \$14,600,000 | Travel services |
| 30 | buy.com | \$760,500 | \$760,500 | Specialty retailer |
| 31 | Fidelity Investments | \$750,000 | N/A | Financial services |
| 32 | MicroAge | \$736,000 | \$3,680,000 | Computing equipment |
| 33 | Micron Electronics | \$721,000 | \$1,390,000 | Computing equipment |
| 34 | Mary Kay | \$660,000 | \$2,000,000 | Personal care products |
| 35 | MicroWarehouse | \$600,000 | N/A | Computing equipment |
| 36 | Office Depot | \$582,100 | \$10,900,000 | Business supplies |

| | | | | |
|----|-------------------------------|-----------|--------------|-------------------------------|
| 37 | Ameritrade | \$572,000 | \$572,000 | Financial services |
| 38 | EarthLink | \$504,000 | \$542,500 | Internet services |
| 39 | Oracle | \$500,000 | \$10,100,000 | Software and services |
| 40 | The Principal Financial Group | \$500,000 | \$6,000,000 | Financial services |
| 41 | Egghead.com | \$454,100 | \$454,100 | Computing equipment |
| 42 | Crucial Technology | \$405,000 | \$450,000 | Memory upgrades |
| 43 | Datek Online Holding | \$400,000 | N/A | Financial services |
| 44 | Quixtar | \$400,000 | \$400,000 | Internet consumer products |
| 45 | RoweCom | \$393,700 | \$393,700 | Web-based purchasing services |
| 46 | 1-800-flowers.com | \$385,200 | \$385,200 | Flowers and gifts |
| 47 | DoubleClick | \$376,700 | \$376,700 | Advertising |
| 48 | United Airlines | \$357,000 | \$18,990,000 | Travel services |
| 49 | Cheap Tickets | \$329,900 | \$329,900 | Travel services |
| 50 | DLJdirect | \$329,900 | \$329,900 | Financial services |

出典 : "The Interactive 500", Interactive Week, Nov 13, 2000

http://www.interactiveweek.com/print_article/0,3668,a%253D10665,00.asp

躍進するクリック・アンド・モルタル企業に見られる 2001 年度の傾向として、いったん分社化していた EC 事業を本社に統合していることが上げられる。たとえば、米國小売業最大の Wal-Mart は、WalMart.com を本社に取りこんだ。同様に、K-mart もオンライン・ショッピングサイト事業会社である Bluelight.com を 2001 年になって買収し、本社の事業部門ユニットとして位置付けた。金融サービス大手の Citi Group は、オンライン・バンキングの「eCiti」およびその人材を本社に融合させ、Credit Suisse First Boston も 1999 年に IPO も果たしたオンライン・トレーディング子会社の CSFBDirect.com の公開株式をす

べて買収し、本社に併合した。

ブリック・アンド・モルタル企業が EC へ参入したきっかけは、1997 年から目覚しく成長した Amazon.com の成功を目の当たりにしたことにある。そして、小規模ベンチャーの柔軟性や資金調達の容易性、ストックオプション提供による優秀な人材の確保、EC 戦略に集中した経営といった利点を見出し、EC 事業を本社機能と分離し、分社化した。しかし、2000 年に入ってからドットコム市場の崩壊により IPO からの資金調達が望めなくなり、さらに人材離れなども重なって親会社への収益貢献度が低下したため、EC 事業を本社部門へ回帰させ、本業と EC との融合を果たすことで、e-Business の価値増大に向けて再挑戦を始めているといえる。

次の表は、調査会社の Jupiter Media Matrix が 2001 年 3 月に発表したトップ・ウェブ・サイト 500 の上位 25 社を以下に示す。この Media Metrix 500 は、ISP、EC、広告サイト、アプリケーションなどすべてのオンライン・サービスを提供するサイトを対象に、2001 年 3 月 1 日～2001 年 3 月 31 日までの 1 ヶ月間におけるビジターの多さによって順位をつけている。なお、同一人物が数回同じサイトを訪れた場合は 1 回のアクセスだけカウントされている。

この結果を見ると、AOL Time Warner や Walt Disney Internet Group、CNET、といったコンテンツ提供に強いサイト、Yahoo!、Lycos、AltaVista、GOOGLE など検索エンジン系のサイトの人気が高いことがわかる。また、オンラインの新しいビジネスモデルを切り開いた eBay や Amazon、Napster も根強い人気を保っていることがわかる。

表 2-7 米国における人気サイト上位 25 社

| 順位 | ウェブおよび デジタル・メディア会社 | ビジター数 |
|----|----------------------------|--------|
| 1 | AOL Time Warner Network | 69,453 |
| 2 | Microsoft Sites | 61,371 |
| 3 | Yahoo! | 58,820 |
| 4 | Lycos | 33,100 |
| 5 | About The Human Internet | 27,679 |
| 6 | Excite Network | 27,635 |
| 7 | Walt Disney Internet Group | 23,416 |
| 8 | NBC Internet Sites | 22,077 |
| 9 | Infospace Impressions | 20,817 |
| 10 | eBay | 19,840 |
| 11 | Amazon | 19,249 |
| 12 | CNET Networks | 18,570 |
| 13 | AltaVista Network | 18,258 |
| 14 | Napster Digital | 15,717 |
| 15 | Viacom Online | 14,834 |
| 16 | eUniverse Network | 14,379 |
| 17 | Ask Jeeves | 14,054 |
| 18 | Real.com Network | 13,656 |
| 19 | Weather Channel | 12,129 |
| 20 | LookSmart | 11,451 |
| 21 | GoTo | 11,118 |

| | | |
|----|---------------------------------|--------|
| 22 | GOOGLE.COM | 10,918 |
| 23 | AT&T Web Sites | 10,201 |
| 24 | EarthLink | 10,092 |
| 25 | CitySearch -Ticketmaster Online | 9,460 |

出典 : "The Media Metrix 500", Jupiter Media Metrix, March 2001

<http://www.mediametrix.com/press/releases/20010413.jsp>

2.2.3 EC から CC (Collaborative Commerce) へ

2001年に注目されるコンセプトに、顧客・取引先とのコラボレーション（協働作業）による総合コマースの確立を求める「コラボラティブ・コマース（ Collaborative Commerce）」がある。より安価なサプライヤーを見つけ出す“コスト第一主義”を求めた従来のECは期待通りの成果が上がらず、多くの企業は自社のEC戦略を見直すことになった。その結果、ECの場を含むEプラットフォームをオンライン上での単なる取引の場としてではなく、既存の顧客やサプライヤーとのさらなる信頼関係を築く場として捉え、ビジネスに活かそうという動きが活発になっている。これが、「コラボラティブ・コマース」と呼ばれる概念である。

2000年までは、米企業はBtoBを通してコスト削減効果のみに注目する傾向に陥り、サプライヤーをオンライン上での過当競争に巻き込んでいた。かつ、また個々の取引プロセスのみにおけるコスト削減に神経を集中させていた。従って、サプライヤーにとってオンライン上でのEC取引は単に競争を激化し収益を圧迫するだけの結果しかもたらさず、魅力のあるものになり得なかった。こうした、サプライヤーに過度の重圧を課すビジネスのやり方を解決し、よりよい信頼関係を築くために、顧客、自社、納品業者、アライアンス先などとオンラインを通じてビジネスを行う共通プラットフォームを確立することで、関係者全員にとって“ウィン・ウィン（Win-Win）”になるような体制作りを目指すことが重要であるとの認識が広まった。このように、ビジネス全体のバリュー・チェーンの価値増大を図る「コラボラティブ・コマース（ Collaborative Commerce）」が、2001年に入り大きな注目を集めている。

コラボラティブ・コマースは、概念としては注目されているものの統一された定義はない。基本概念は、サプライ・チェーン・マネジメント（SCM）における企業間のさらなる関係

構築のインテグレーションと、顧客と一体化した総合コマースを目指すカスタマー・リレーションシップ・マネジメント（CRM）の充実の2点にある。

このようなコラボラティブ・コマースを通じてバリュー・チェーンの改革を進めている先端的な例として1998年頃からCiscoはウェブを使ったE コラボレーション計画を展開しているCiscoが挙げられる。Ciscoでは、「Global Networked Business Model」のコンセプトのもと、社内スタッフを結ぶ「Cisco Employee Connection」、サプライヤーを取り込む「Cisco Supplier Connection」、そして注文やクレーム処理などの顧客サービス機能を含む「Cisco Connection Online」を次々に構築し、サプライヤー、Cisco、顧客を結ぶネットワーク・サイトをつくった。これにより、Ciscoは2000年に15億ドルの経費を削減し、さらなる業務の効率化を目指している。

2.2.4 結果重視 EC (Result-Oriented EC)

ECプロジェクトをやみくもに立ちあげるのではなく、ECの成果である「ROI(Return on Investment=投資効果)」を評価しなければならないというムードが企業トップの中で高まりつつある。ECが注目され始めた当初は、同業他社がECを導入したからといったようなあいまいな理由でECプロジェクトを立ちあげる企業が多かった。しかし、ECに対する当初の過剰期待が消え去つつにつれ、EC導入によるメリットを厳しくチェックし、評価体制を整えようとする考え方が浸透してきている。とりわけ、長引く米国経済の低迷により企業収益が伸び悩んでおり、今までのように潤沢にIT投資できなくなって、ROI重視の姿勢がより顕著になっている。

Internet Week が米国企業のIT マネージャー1,000人を対象に行った調査によると、「34%がROIモデルの指標を構築し、ECの投資効果を計測している」という結果が出ている¹⁷。また、以前はEC事業は「必要コスト」であると考えられていたが、いまでは投資効果を期待「プロフィットセンター」として位置づけられている。このように、EC事業は導入効果を重視する結果指向(=Result-Oriented)のもとに展開されるようになってきている。

EC事業のROIを導入している先行的事例としてGMが挙げられる。GMのCIO、Ralph Szygenda氏によると、「(GMの)手がけるすべてのE関連プロジェクトに対し、投資効果を測っている」と言う。GMは、ハードウェアの購入から、設計支援ツール、車両デリバ

¹⁷ Internet Week, October 15, 2001, "Transformation 2001"

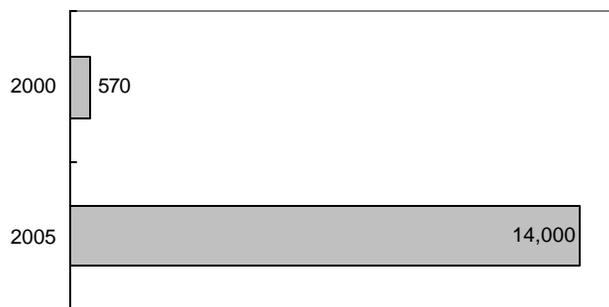
リーシステム、ポータル構築まで多岐にわたる EC 関連プロジェクトを手がけており、過去 3 年にわたり、約 20 億ドルの投資を行ってきた。これら一つ一つに対し、ROI を算出し、その効果を評価している。

2.3 欧州のビジネス動向

2.3.1 BtoB ビジネス動向

調査会社 IDC によると、欧州の BtoB 市場は、e マーケットプレイスの拡大により、2000 年の 610 億 euro (約 570 億ドル) から、2005 年には 1 兆 5,000 億 euro (1 兆 4,000 億ドル) を越える見通しとなっている¹⁸。IDC は、欧州における BtoB 市場を、1) eDistribution、2) eMarketplace、3) eProcurement の 3 つに分けて分析しており、現在、eDistribution が欧州市場におけるインターネット取引の大部分を占めているという。eMarketplace は現在、最も急成長しており、今後 5 年間のうちに急速に拡大すると考えられている。eProcurement は、その市場を大規模企業のみが占めており、今のところ全体的な急成長はないと見られている。

¹⁸. "eMarketplaces Are a Booming Business in Europe", IDC, 2001. <http://emea.idc.com/press/20010202.htm>



単位 億ドル

出典：“eMarketplaces Are a Booming Business in Europe”, IDC, 2001

図 2-11 2000 年と2005 年の欧州における BtoB 売上

インターネット調査会社の Jupiter MMXI は、欧州において最も優れている 10 の BtoB ネット・マーケットを選出している。2001 年 1 月、欧州に存在するネット・マーケット約 500 サイトを対象に分析が行われた。そのうち 100 サイト弱が生き残るであろうという分析結果が出され、そこから最も優れた 10 のネット・マーケットが選ばれた。以下はその分析結果である。

表 2-8 欧州における BtoB ネット・マーケットのトップ 10

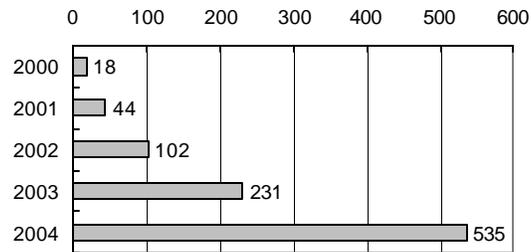
| マーケット名 | 国 | 業務内容 |
|--------------------|--------|-------------------|
| Acequote | イギリス | 中小規模企業向けサプライ |
| Band-X | イギリス | インターネットおよびテレコムの特許 |
| BuildOnline | イギリス | 建築 |
| EumediX | オランダ | 医療品 |
| eu-supply.com | スウェーデン | 建築 |
| Goodex | ドイツ | 産業備品およびサプライ |
| IngredientsNet.com | アイルランド | 食品材料 |
| Mondus | ドイツ | 中小規模企業向けサプライ |
| PEFA.com | ベルギー | 魚 |
| Phonetrade | スウェーデン | 携帯電話 |

出典：“Europe's Online B-to-B Winners”, Jupiter Research, February 12, 2001 を元で作成

2.3.2 BtoC ビジネス動向

調査会社の IDC によると、欧州 BtoC 市場は、1999 年から倍増し、2000 年には 122 億ドルに成長している¹⁹。欧州における EC の旗手であるイギリスでは、BtoC 売上が 2001 年に 44 億ドル、2004 年にはその 10 倍以上の 535 億ドルにまで増加すると見られている。

¹⁹ “Despite the Recent Dot-Com Shakeout, European Internet Commerce Is Growing Steadily”, IDC, 2001
<http://emea.idc.com/press/20010502.htm>



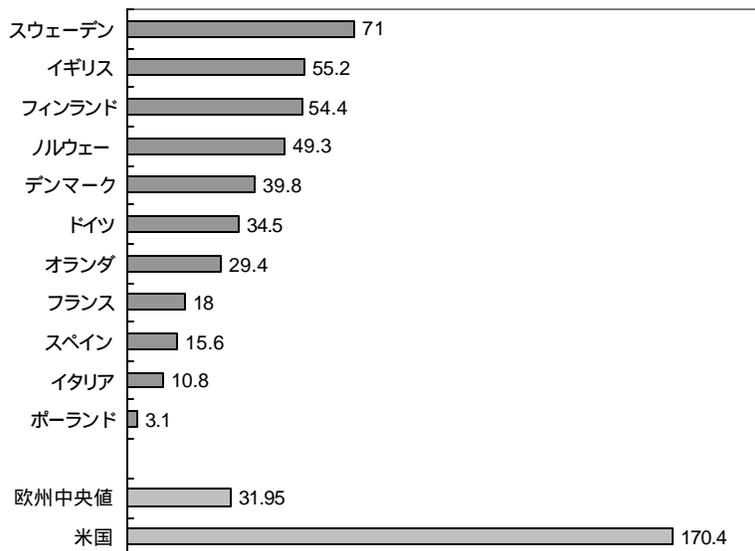
単位 億ドル

出典 : "The eEurope Report", eMarketer,

<http://www.emarketer.com/ereports/eeurope/welcome.html>

図 2-12 イギリスにおける BtoC 売上成長の予測

しかし BtoC 市場においても欧州が米国に追いつき追い越すことはしばらくないと見られている。その代表的な理由として「欧州においてセキュリティの確立されたサーバーの普及率が米国に比べて低いこと」「クレジットカードの利用率が低いこと」などが挙げられる。経済協力開発機構（OECD：Organization for Economic Cooperation and Development）が 2000 年 4 月に行った調査によると、100 万人当たりの安全なサーバー数の比較では、米国に比べ欧州の国々が劣っていることが明らかになっている。以下の表より、EC を推進するためのインフラが整っているのはスウェーデン、イギリス、フィンランド、ノルウェー、デンマーク、ドイツであることが分かる。



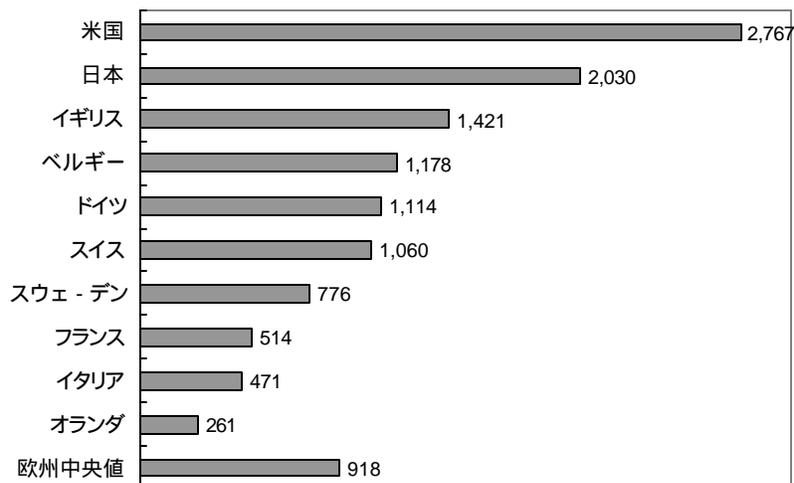
出典 :Internet and Electronic Commerce Indicators Update, OECD, April 2000

<http://www1.oecd.org/dsti/sti/it/cm/stats/newindicators.htm>

図 2-13 100 万人当たりの安全なサーバー数

オンライン・ショッピングに欠かせないクレジットカードの使用率も、欧州ではなかなか伸びていないことが報告されている。国際金融期間である国際決済銀行（BIS :Bank for International Settlements）が行った調査によると、1998年の時点で、各国における100万人当たりのデビットおよびクレジット機能のあるカード数の比較でも、米国と欧州との比較が歴然としている。eMarketerはこの傾向を「西欧ではクレジットカードのセキュリティやオンライン・プライバシーに関する一般市民の不安が大きい」、「クレジットカードに対して文化的な障壁がある」、「東欧では市民の収入の低さと金融機関への不信感が原因」と分析している²⁰。

²⁰“Obstacles and Drivers of the European B2C Market”, eMarketer, 22 December 2000
http://www.emarketer.com/analysis/eeurope/20001221_b2ceurope.html



出典 :Statistics on Payment Systems in the Group of Ten Countries: Figures for 1998,
Bank for International Settlements, Feb 2000 <http://www.bis.org/publ/cpss37.pdf>

図 2-14 1,000 人当たりのデビットおよびクレジットカード数

さらに、イギリスと米国とを比較した場合、イギリスではオンライン・ショッピングが、ブリック・アンド・モルタル（既存の店舗）における買物と比べてあまり割安ではないことから、オンライン・ショッピングの伸びがあまり良くないのではないかと分析されている。Booz-Allen and Hamilton が 2000 年に行った調査によると、イギリスでは、オンラインでの商品購入価格が、既存の店舗における小売価格に比べ、それほど低価格にならない、もしくはそれを上回る場合もあることが判明した。理由としては、イギリスではオンライン・ショッピングに売上税が課されるため（米国では州外からのオンライン・ショッピングには売上税が課されない）、また、配送料金がしばしば高額になるため、などが挙げられている。このような傾向から、イギリスではオンライン・ショッピングの価値が十分に見出されていないと見られている。

表 2-9 イギリスと米国におけるオンライン・ショッピングと既存の店舗小売価格の比較

| | イギリス | 米国 |
|-----------|------|------|
| 旅行 | -17% | -31% |
| 電子機器 | -10% | -22% |
| 書籍 | +10% | -5% |
| スーパーマーケット | +22% | +13% |

出典 “Obstacles and Drivers of the European B2C Market”, eMarketer, 22 December 2000

欧州市場における伸び悩みに危機感を感じた Amazon.com では、国ごとにインターネット利用者の傾向を割り出して、今後のマーケティング戦略の材料にしている。Amazon.com によれば、アイルランド以外の国々では自宅のパソコンから買い物をする傾向にあり、フランスとイギリスの利用者は実際の購入率が高く、イタリアの利用者はウェブ上でのブラウズ（ウィンドウ・ショッピング）に留まり買い物までに至らないという。

2.3.3 セキュリティやプライバシー保護強化の動き

米国に比べ、セキュアなサーバーの普及が遅れている欧州だが、世界的に E セキュリティに対する意識が高まる中で、欧州の主要 IT ベンダーもセキュリティ対応の新製品を相次いで開発しつつある。とくに、ハッカーや社員によるデータ改ざんや不正行為から IT システムを保護する観点からの E セキュリティ市場が伸びると見られている。

11月に米国ラスベガスで開催されたコムデックス 2001 では、ドイツの IT ベンダー大手の Siemens が発表した製品には、指紋認証機能のついたマウスやバイオメトリックス技術を用いたデータ読取機能などが搭載されている。また、企業のネットワークへのアクセス時に個人のバイオメトリックス情報をスマートカードとサーバーに保存してある情報と照合させる技術も開発している。

英国のソフトウェア・メーカーである RedHand Software は、コンピュータ利用者が入力したすべての文字やキーボード操作を記録する製品を開発している。このソフトウェアの利用により、社員や請負スタッフによる社内データ漏洩や特定ウェブサイトへのアクセ

スを事前に防ぐ心理的効果も期待できるとしている。

E セキュリティと平行し、プライバシー保護の強化をめぐる動きも見られる。欧州議会は、2001年11月13日、電子データ収集とプライバシーに関する法案に、ウェブサイト上に個人情報を蓄積する「クッキー（Cookie）」の規制を盛り込むという修正案を可決した。英国のインターネット広告業界団体である Interactive Advertising Bureau U.K.（IAB）は、今回の法案が成立してクッキーの利用が制限された場合は、潜在的なビジネス機会を損なうことになり、業界への予想影響額は1億8,700万ポンド（約2億7,300万米ドル）にのぼるだろうとしている。

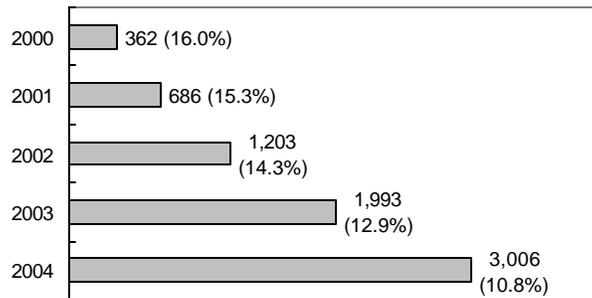
2.4 アジアのビジネス動向

2.4.1 BtoB ビジネス動向

eMarketerによると、アジアにおけるB2BECの売上は急速に上がってきており、2000年に362億ドル、2004年にはほぼ10倍の3,000億ドルにまで成長すると予測している。B2Bは2001年のアジアにおけるEC全体の約89%を占め、この割合は2004年まで変わらないと見られている²¹。しかしながら下記の図表を見ても分かるように、世界全体に占めるアジアのB2Bの占める割合は高くなく、むしろ年々減少している。アジアにおけるeマーケットプレイスの浸透率の低さを、eMarketerは、日本や韓国に代表される財閥の存在が原因であると分析している²²。日本や韓国では財閥によって財閥同士の癒着が進み、新興競合社が育たないという。しかし、特に米国企業からの外圧や、同時に政府によるEC推進政策により、アジアにおけるeマーケットプレイスの状況は好転しつつあると見られている。

²¹ “B2B eCommerce in Asia”, eMarketer, 26 June 2001
http://www.emarketer.com/analysis/easia/20010626_asia.html

²² “B2B eCommerce in Asia”, eMarketer, 26 June 2001



単位 :億ドル ()内は世界全体売上に占める割合

出典 : "B2B eCommerce in Asia", eMarketer, 26 June 2001

図 2-15 アジアにおける B2B 売上の推移予想

アジアにおける BtoB 市場の予測には各調査会社によってばらつきがあり、2004 年の BtoB 売上を 1 兆 5,327 億ドルと予想する企業 (Forrester Research) もある。

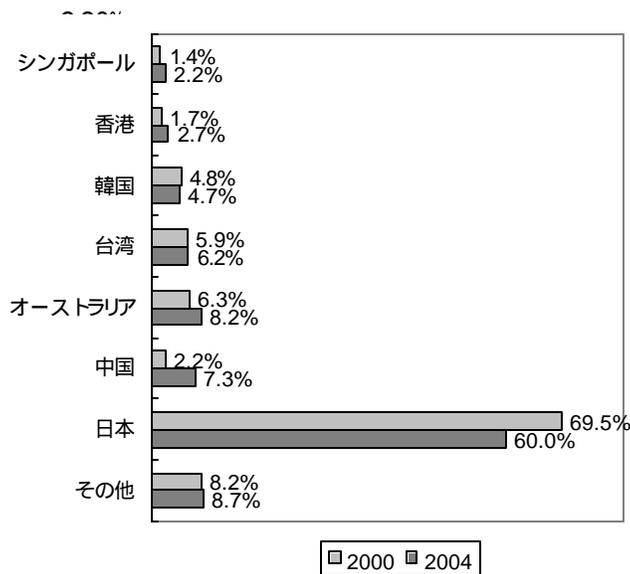
表 2-10 各社によるアジア地域 BtoB 売上成長予測

| | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 |
|--------------------|-------|--------|--------|--------|--------|
| eMarketer | 362 | 686 | 1,203 | 1,993 | 3,006 |
| Computer Economics | 7,588 | 11,349 | 14,236 | 20,951 | - |
| Forrester Research | 499 | 1,089 | 2,663 | 6,728 | 15,327 |
| Goldman Sachs | 80 | 443 | 1,197 | 2,424 | 10,472 |

単位 :億ドル

出典 :The eAsia Report, eMarketer, 2001

アジアにおける BtoB のリーダーは日本で、2000 年にはアジア市場の約 70%を占めており、今後、他のアジア諸国の追い上げが予想されている。



出典 : "The B2B Market in Asia", eMarketer, 17 January 2001

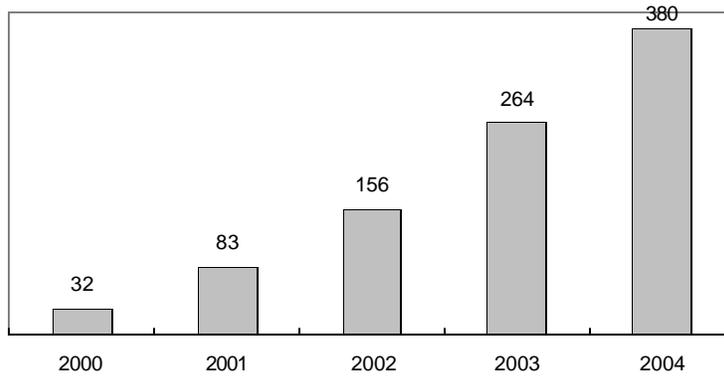
http://www.emarketer.com/analysis/easia/20010116_asiab2b.html

図 2-16 アジアにおける BtoB 売上に占める各国の割合

2.4.2 BtoC ビジネス動向

アジアにおいては BtoC は BtoB に比べると成長率はあまり目覚ましくないが、eMarketer が 2001 年に発表した The eAsia Report によると、アジアにおける BtoC 売上は、2000 年には 32 億ドルで、2004 年にはその 10 倍の 380 億ドルにまで成長すると考えられている²³。

²³ "New eAsia Report From eMarketer Reveals Internet Use in Asian Pacific Region Will Soon Account for 27% of Total Online Population by 2004", eMarketer, Feb. 7, 2001

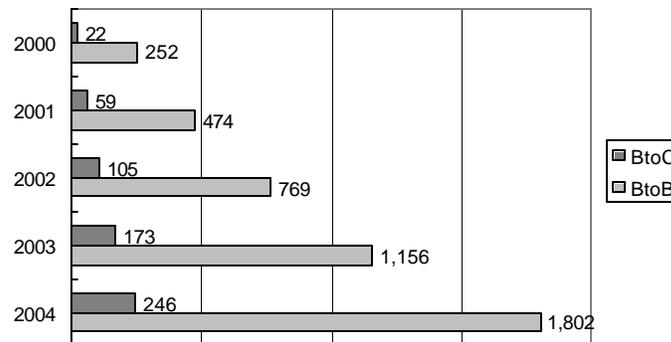


単位 :億ドル

出典 :eMarketer による”Global BtoC: Slow and Steady Wind the Race”, 27 July 2001 を元に作成

図 2-17 アジアにおけるBtoC 売上の推移予測

BtoC市場でもキープレイヤーは日本で、2000年の日本のBtoC売上は22億ドルに達し、アジア・太平洋地域の総売上の69%を占めた²⁴。BtoCアジア市場における日本独走の状態は今後、数年間は続くと思われる。



単位 :億ドル

出典 :”The Land of the Rising eCommerce”, eMarketer, 2 March 2001

図 2-18 日本におけるBtoC とBtoB 売上の推移

²⁴ “The Land of the Rising eCommerce”, eMarketer, 2 March 2001

2.4.3 欧米に遅れをとらない努力が必要

“NEW eAsia Report Indicates”は、アジアにおける EC の特徴を次のように挙げている²⁵。

- 世界人口の半数以上をアジアが占める一方、インターネット・ユーザーの割合は 16.6%と低い、今後、増加すると見られている。
- アジア・太平洋諸国の半数がインターネット浸透率 3%以下である一方、シンガポール（39.9%）やオーストラリア（19.2%）などの国もあり、同地域におけるインターネット使用率の差が激しい。
- 人口の多さから、今後、中国とインドがアジアにおけるインターネット勢力と成り得るが、電話のインフラが整っておらず、欧米型の PC によるインターネット普及ではなく携帯電話による m コマースが急成長するであろう。
- EC 売上が 1999 年の 3 億 5,000 ドルから 2000 年の 10 億ドルまで増加するなど、韓国の進展が期待される。

Boston Consulting Group は、現在アジアでは 2 つの企業グループが存在しているという。ひとつは、「EC に参入しようと計画していたが、その時点で期待していたキャピタル・ゲインが消えてしまい、EC 計画を保留しているグループ」であり、もう一つは、「すでに EC に投資したが、内部のおよび外部的な要因によってさまざまな困難にぶつかっており、EC 導入に苦しんでいるグループ」である²⁶。とはいえ、「ドットコム熱が引いてしまったことを理由にアジア諸国が e ビジネスへの取り組みを遅らせれば、欧米の企業に対する競争力を失ってしまうだろう」と警告する関係者も多くみられる。また、「アジアにおける e ビジネスでもっとも成功しているのは、オンライン・ブローカーを含む金融サービス、ハードウェアとソフトウェア販売、そして旅行関係」であり、「金融サービス会社は今後 3 年間で、アジアの顧客の 20% がオンラインによる資金調達や株式購入をするようになる」と期待する向きもある²⁷。

²⁵ “NEW eAsia Report Indicates: China And India Will Outpace Japan In Internet Growth Over The Next 4 Years”, May 18, 2000

²⁶ Asian companies warned not to put e-commerce on the `back burner' *Business Times*, Kuala Lumpur; Mar 7, 2001

²⁷ Alive and clicking , *Far Eastern Economic Review*; Hong Kong; Jul 26, 2001

2.4.4 知的所有権保護の法的整備が進展

最近のアジアにおける EC に関連した進展を示す一例としては、「EC が重要な役割を果たすニュー・エコノミーに移行するには知的所有権問題の法的整備は避けて通れない」とアジアの国々の政府がと理解していることが挙げられる。世界知的所有権機関 (WIPO : World intellectual Property Organization) のインターネット協定と EC (internet Treaties and Electronic Commerce) に関する地域ワークショップでは、出席した 15 か国のうちの 12 か国が知的所有権に関する法律を定めていることが明らかになった²⁸。

2.4.5 韓国のビジネス状況

2.4.5.1 インターネット

韓国はインターネットのインフラが整備されている国として知られている、特に ADSL、CATV によるブロードバンドネットワークの契約者数は 2001 年 9 月時点で 7 百万人を超えておりその普及率は世界トップレベルにある。また光ファイバーによるブロードバンドネットワークは 144 地区 (2000 年末時点) に整備され、全国に高速ネットワークを 2005 年までに整備される計画になっている。一方モバイルの断面で見ると、韓国は携帯電話として C d m a 方式を世界で初めて導入した国であり、携帯電話ユーザ 26.6 百万人に対し 15.8 百万人がモバイルインターネット・ユーザーとなっている (2000 年末)。モバイルインターネットのプロバイダシェアは次表に見られるように SK Telecom 及び KT Freetel の 2 社が 6 割くらいを占めている。インターネット・アクセス方式は WAP 及び ISMS が用いられている。ISMS とはインターネットにゲートウェイ接続され Web ブラウザなしでインターネット・アクセス及び情報検索が可能となるシステムである。このコンテンツとしてはゲーム・娯楽・ニュースが最高位 (35.7%) の人気で、e-mail (33.0%) が次に続くが、有料サービスの市場規模が小さいためコンテンツプロバイダのインセンティブが働きにくいところが悩みといわれている (ETRI)。

²⁸ 2001 FT Asia Africa Intelligence Wire, *COMPUTERWORLD (PHILIPPINES)*, November 12, 2001. 知的所有権法制定済みの国は、バングラディッシュ、インド、韓国、マレーシア、モンゴル、ネパール、パキスタン、サモア、スリランカ、タイ、フィリピンおよびベトナムの 12 か国。残る 3 か国のフィジー、カンボジアおよびラオスは、著作権法案を審議中である。

表 2-11 韓国ワイアレスインターネット契約者数

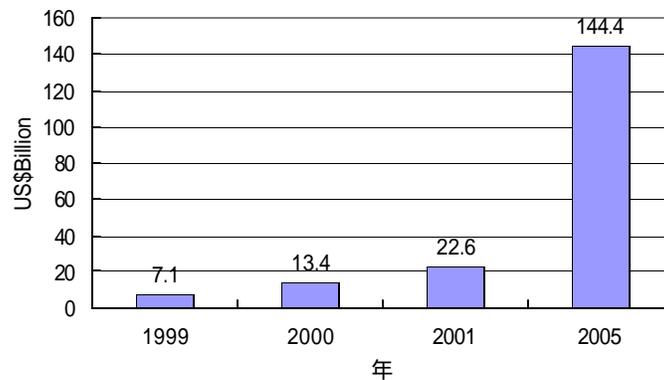
| | WAP/ME | | SMS | |
|------------------|----------|-----------|----------|-----------|
| | 契約数 (千件) | 市場シェア (%) | 契約数 (千件) | 市場シェア (%) |
| SK Telecom | 2,857 | 32.4 | 1,955 | 28.1 |
| Shinsegi Telecom | 734 | 8.3 | - | - |
| KT Freetel | 2,280 | 25.9 | 2,433 | 34.9 |
| KTM.com | 1,043 | 11.8 | 1,098 | 15.8 |
| LG Telecom | 1,906 | 21.6 | 1,479 | 21.2 |
| Total | 8,820 | 100.0 | 6,965 | 100.0 |

出典：韓国情報通信部，2000年12月

2.4.5.2 電子商取引

(1) 市場規模

韓国の電子商取引市場規模はアジア圏内では日本に次ぐ第2位の規模(Forrester Research, 2001)を有し、その規模はKIECの調査によれば次図のようになる。2001年第1四半期における内訳はBtoBが93.6%を占め、BtoC2.1%、GtoBが0.7%となっており(KNSO、2001Q1)、EC全体の中のBtoCの比率は相対的に非常に小さい。



出典: KIEC, 2001 年

図 2-19 韓国電子商取引規模

(2) BtoC

小売における電子商取引率は昨年の 1.1%から 1.8%に増加しておりこの数値は日本より高い。インターネットショップの数は 1998 年より年々増加し 2001 年 8 月で 2,000 を越えている（日本では 2 ~ 3 万と推定されている）。その内 71%がオンライン（インターネット）とオフライン（実店舗事業）の両方の業務を行っている。BtoC 領域において最も急成長しているのは株取引、インターネット上のせり及び小売の電子商取引である。特にインターネット株取引は全株取引の 69.3%（2001 年 9 月）に及ぶことは特筆に値する。主要取引品目はコンピューターとその周辺機器（23.7%）、電気製品（20.4%）、旅行・予約サービス（8.2%）、家庭用品（8.0%）及び書籍（5.8%）である。韓国では政府も過去数年に渡り資金面含め IT 産業支援して来ており数多くのネットベンチャー企業が生まれたが市場が成長する前に 2000 年の米国所謂コットコムバブルの崩壊と 2001 年の IT 不況の現象韓国も巻き込まれ、多くのネット系ベンチャー企業は厳しい淘汰の時代を迎えている。そこで BtoC より市場規模が大きく比較的事業性も見ともしやすい BtoB への注目と期待が強まっている。

(3) BtoB

BtoB は 2000 年に韓国企業に爆発的注目を浴びた。現在（2001 年秋）BtoB 電子商取引化率は 3.2% となっている。主要 200 社の e-Business への投資は 20 億ドル(2000 年)から 25 億ドル(2001 年)へ増加している。e-Marketplace は 2000 年の 181 件から 2001 年第一四半期で 218 件の増加している。e-Marketplace で取引額の多いものは、上位より順に建設、化学、食品・飲料そして鉄鋼分野となっている。

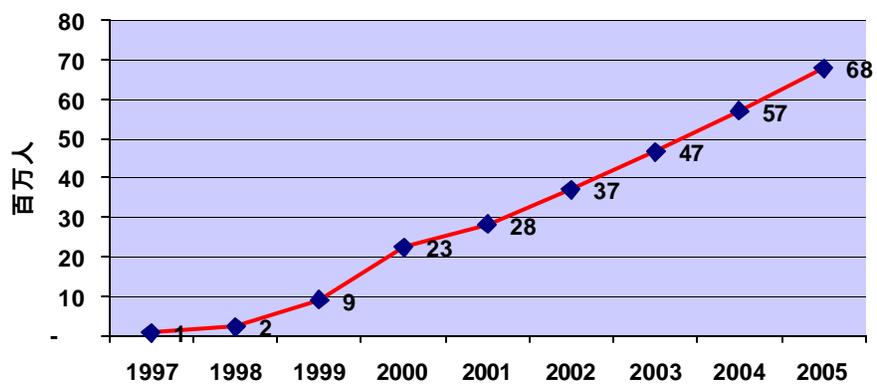
韓国における e-Business の阻害要因は何であろうか。第一に企業間の提携不足が挙げられる。これには韓国では財閥毎に企業グループが形成されているという根強い構造的要因がある。第二の問題が、中小企業の資源不足、即ち IT 実施のためのスキル/人材、資金、設備の確保が難しいという問題でありこれは日本でも同様の事情がある。後者の問題に対し韓国政府は 3 万社をデジタル化する目標を掲げ、40 箇所の ECRC（電子商取引支援センター）を設けさらにブロードバンドインターネット利用のための支援を行う政策をとっている。韓国では米国と同様民間主導の基本方針を採っているが政府も IT 分野に予算等の面含めた強力な育成支援策を昂じている。B2B について 20 の政府支援パイロットプロジェクトが実施されている。これらパイロットプロジェクトは業界毎に構成されており、その業界は建設、ダンボール箱、工具、鋳型、機械、農業酪農、木材、家具、運輸、バイオテクノロジー、石油、時計、小売、自動車、電力、エレクトロニクス、ファインケミカル、造船、鉄鋼及びファスナーの 20 分野のものである。

2.4.6 中国のビジネス状況

2001 年 11 月の国連貿易開発会議(UNCTAD)が「E-commerce and Development Report 2001」と言う報告書を発行した。この報告書の中に中国の情報通信政策と電子商取引について 1 つの章が設けられ、中国の全体状況について纏めている。本項内容の多くはその UNCTAD の報告書に基づいており、必要に応じその他の情報も交えて記載している。

2.4.6.1 インターネット

中国にインターネットの普及状況を次の図に示す。2001 年のインターネット・ユーザー数は 2,700 万人（人口の 2%）であり、2005 年には 6,800 万人（人口の 5%）になると予想されている。

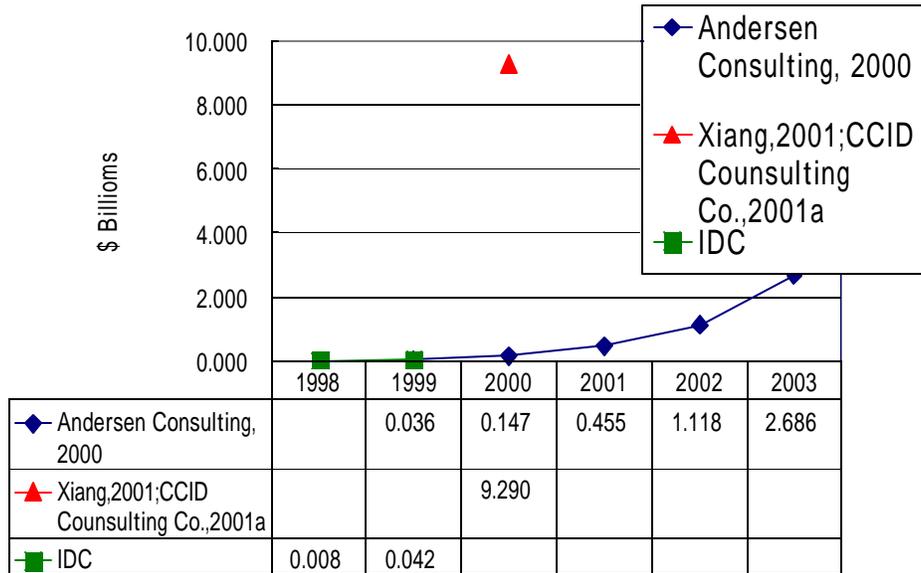


出典 :CNNIC,2001(1997-2000); UNCTAD, 2001(2001-2005)より作成

図 2-20 中国のインターネット・ユーザー数

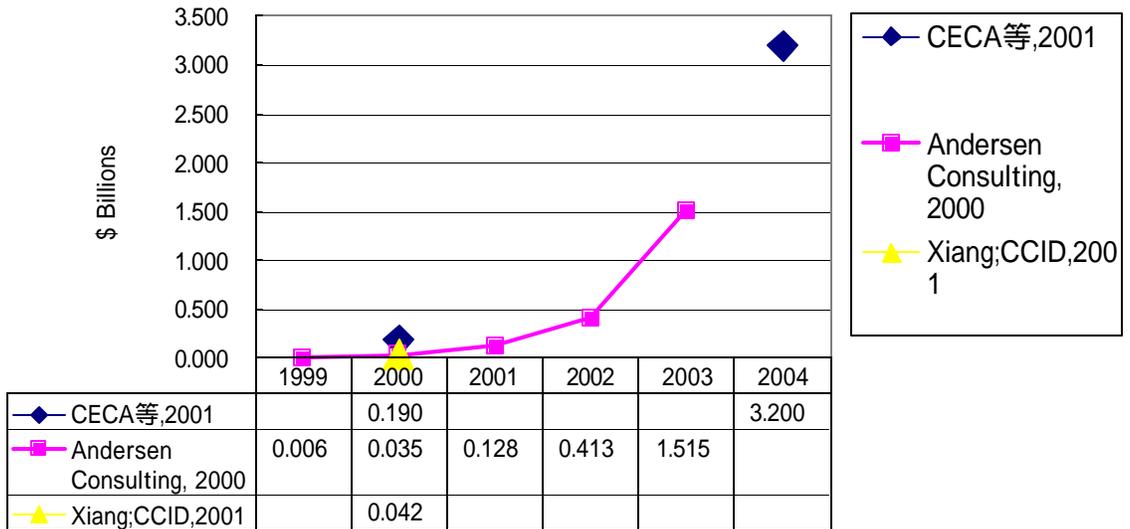
2.4.6.2 BtoB

中国の BtoB 及び BtoC の市場規模データは次の 2 つの図の示す通りである。



出典 :各社の情報を元に作成

図 2-21 中国の BtoB EC 市場規模



出典 :各社の情報を元に作成

図 2-22 中国の BtoC EC 市場規模

BtoB のデータで IDC のものは BtoC も含んだ値である。BtoB の CCID 等の最近のデータでは 92 億ドル (2000 年) との推定を出しており、従来の他の推定値を大きく超えている。これらデータを見てもわかる通り中国の EC 市場規模は調査機関毎の推定値のばらつきが大きく、まだ正確に把握することが難しい状況のあることが窺える。

中国における EC は全体としては導入段階にあると考えられるが、その中でも注目されるべき発展を見せている企業も現れてきている。例えば BtoB における Alibaba.com (www.alibaba.com) や BtoC の 8848.com (www.8848.com) などがその例である。

2.4.6.3 課題

中国における EC の発展のためには次の課題がある。これらの課題が克服されて行くに従って中国での EC の発展も加速されて行くと期待される。

(1) 信頼

BtoB での阻害要因は、企業間での多額の債務不履行があるという点である。また BtoC などの観点では、偽造品や粗悪品が横行しているという事象があることも問題となっている。街のコンビニエンスストアを越えるサービス (価格面、返品等) が実現できない EC 業者もある。ほとんどの中国人はオンライン支払いより、支払い前に商品の品質等を確認できる代金引換を好んでいる。

(2) ネットワークアクセスコスト

中国ではまだ所得水準に比してインターネットアクセスサービスの料金が低い。また EC 業務のために十分なバンド幅を使うためのコストは非常に高価であるため、EC 業者は低いバンド幅 (低速回線) を使わざるを得なくなっている。そのため、46.4% のユーザはそのアクセススピードに不満を持っていると報告されている (CNNIC, 2001)。

(3) ロジスティックス

ほとんどの中国の消費者は商品配達の早さを求めている。しかし中国の Web サイトは 24 時間デリバリサービスを提供していない。ほとんどの場合 3 日で配送されるが、時には 1 ヶ月以上を要する場合もある。これは銀行間決済に時間が掛かることもさることながら、主に郵便機能の整備が不十分であることに起因している。地区によっては高速に配達を行う業者が有るが、全体的にあるレベルの配達時間を保証するには種

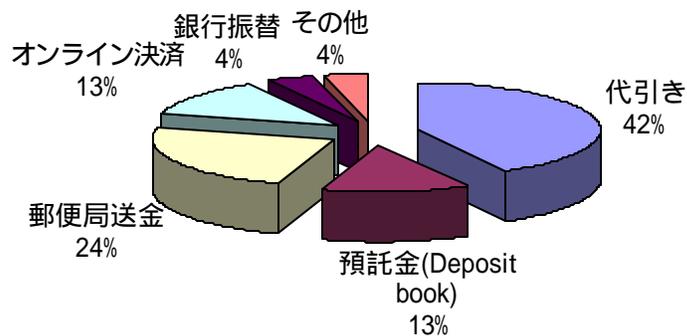
種の輸送事業者と個々に提携契約をし、複合的な輸送網を確立する必要がある。

(4) コンテンツの規制

中国ではメディアや娯楽について当局の監視・規制が行われるが、この分野が最も早く発展し、オンラインサービスの牽引役にもなるものである。また使用言語が中国語というその国独自の言語のため国際取引、海外企業の進出や海外への進出という面では不利となっている。

(5) オンライン決済

中国での EC 発展の大きな阻害要因の一つはクレジットカードの利用が限定されているという点である。次の図に見られるようにオンライン購買における支払いは8割がオフラインでの決済である。特に代引きが圧倒的に多く、クレジットカード決済がほとんどない。



出典 : CCID Consulting, 2001

図 中国における EC 決済手段

3 海外の政策・標準化動向

3.1 EC の推進のための法整備

EC を推進するためには、電子的なやりとりだけで契約は成立するか、取引相手を確認できるか、プライバシーは守られるか等を明らかにし、消費者が安心して安全な取引を行えるようにする必要がある。北米、欧米そしてアジア各国では、すでにこうした分野について法律を定め、EC を発展させる土台づくりを進めている。本章では、そうした観点から、国際機関および各国の法整備の状況について述べる。なお、次の表は、各国の EC 関連法整備について、本章で扱った項目を示したものである。

表 3-1 各国の EC 関連政策

| 国際機関および国 | 法律・ガイドライン・指令 行動計画・討議 | | | | | | |
|----------|----------------------|---------|------|----|-------|----------|---------|
| | 法律・ガイドライン、行動計画、討議の有無 | | | | | | |
| | 電子商取引 | 電子署名・認証 | 税制措置 | 暗号 | 消費者保護 | プライバシー保護 | 知的所有権保護 |
| OECD | | | | | | | |
| WTO | | | | | | | |
| GBDe | | | | | | | |
| UNCITRAL | | | | | | | |
| APEC | | | | | | | |
| 米国 | | | | | | *1 | |
| カナダ | | | | | | | |
| EU | | | | | | | |
| フランス | | | | | | | |
| ドイツ | | | | | | | |
| イギリス | | | | | | | |
| 中国 | | | | | | | |
| インド | | | | | | | |
| マレーシア | | | | | | | |
| シンガポール | | | | | | | |
| 韓国 | | | | | | | |
| オーストラリア | | | | | | | |

*1 子供に対してのみ。そのほかは自主規制にまかされている

出典 各種資料を元に作成

なお、韓国は 2001 年 12 月に電子商取引基本法の全面改正を決議した。その中で消費者保護など電子取引の安全性と信頼性の強化が図られている。

3.2 国際機関における政策と標準化

3.2.1 経済協力開発機構（OECD）

| | | | |
|--------|---|------|-------|
| 名称 | 経済協力開発機構 (OECD) | 設立年度 | 1961年 |
| 本部 | パリ(フランス) | 加盟国数 | 30か国 |
| 活動目的 | 経済協力を通じて世界の経済成長や途上国援助、自由貿易拡大に寄与 | | |
| EC関連政策 | <ul style="list-style-type: none"> ・1980年「プライバシー保護と個人データの流通についてのガイドラインに関する理事会勧告 (OECD Recommendation Concerning and Guidelines Governing the Protection of Privacy and Trans-border Flows of Personal Data)」 ・1997年「暗号政策ガイドライン (OECD cryptography policy guidelines)」 ・1998年10月「電子商取引に関するOECD行動計画 (1998 OECD Action Plan for Electronic Commerce)」 ・1999年「1999年のグローバルでネットワークされた社会における認証の概要 (1999 Authentication and Certification in a Global Networked Society Overview)」 ・1999年12月「電子商取引における消費者保護のためのOECDガイドライン (OECD Guidelines for Consumer Protection in the Context of Electronic Commerce)」 ・2001年2月、進捗状況に関する報告書をウェブサイトで発表 ・2001年6月、税務行政に関する大規模な国際会議がモンテリオールで開催 | | |
| URL | http://www.oecd.org/ | | |

経済開発協力機構(OECD:Organisation for Economic Co-operation and Development)は、加盟30か国内外の経済協力を通じて、世界経済の発展、とくに経済成長、開発途上国援助、多角的な自由貿易の拡大といった課題に寄与することを目的としている国際機関である。本部はフランスのパリに置かれ、経済・社会のあらゆる分野の様々な問題を取り上げ、研究・分析し、政策提言を行っている。現在OECDが抱える優先課題として、高齢化や贈賄・汚職、マクロ経済政策、規制改革、雇用、教育と訓練、非加盟諸国との協力などと並んで、ECも取り上げられている。

OECDは、今日の世界のネットワーク化には膨大な可能性があり、経済発展、雇用創出、貿易拡大、社会状況改善の可能性があるとしており、なかでもECがその中心的要素であると見ている。ECは本質的に国境にかかわらないものであり、その発展は各国間や関係者間の政策調整に基づく国境を超えた解決策にかかっており、その視点からOECDではECを含めインフラストラクチャ整備や税制、消費者保護、セキュリティなど、情報通信に関わ

るさまざまな政策提言を行っている。

3.2.1.1 「電子商取引に関する OECD 行動計画」

現在 OECD が進めている作業プログラムは、基本的に「電子商取引に関する OECD 行動計画（1998 OECD Action Plan for Electronic Commerce）」に沿うものとなっている。これは 1998 年 10 月にオタワで開催された閣僚会議で採択されたものである。この行動計画に盛り込まれたテーマは以下の通りである。

- ユーザーや消費者からの信頼の確立
- デジタル市場の基本原則の確立
- EC のための情報インフラ強化
- EC の利益の最大化

その後、「デジタル・デバイド」に対する懸念が浮上し、EC に関する活動を進める上で非加盟諸国、とくに新興諸国や開発途上国への大きな配慮が払われるようになった。2001 年 1 月には、アラブ首長国連邦のドバイ市で、発展途上国における EC の拡大をテーマに「電子商取引に関する新興国フォーラム」が開催された。

OECD が取り組んできた EC 関連の活動は、以下の通りである。

3.2.1.2 消費者保護

1999 年 12 月に「電子商取引における消費者保護のための OECD ガイドライン（OECD Guidelines for Consumer Protection in the Context of Electronic Commerce）」がまとめられた。このガイドラインは、オンライン・ショッピングなど企業対消費者のオンライン取引における消費者保護のための効果的なグローバル・アプローチの特質に関する国際合意を示すものである。各政府が貿易障壁を形成することなく消費者保護政策を設立できるようなガイドラインとなっている。

このガイドライン策定後、OECD では、企業と消費者間の国際的紛争のための代替的紛争処理メカニズムの開発・実施や、OECD 加盟国の消費者保護法・政策・慣行の調査などの課題に取り組んでいる。

3.2.1.3 プライバシー保護

1980年、「プライバシー保護と個人データの流通についてのガイドラインに関する理事会勧告(OECD Recommendation Concerning and Guidelines Governing the Protection of Privacy and Trans-border Flows of Personal Data)」(通称、OECD プライバシー・ガイドライン)が策定された。このガイドラインは、現在でも、個人データ保護と国境を超えたデータの流れに関する基本原則として世界的に認められているものである。基本原則は、次の8つから成っている。

- 収集制限の原則
- データの正確性の原則
- 目的明確化の原則
- 利用制限の原則
- 安全保護の原則
- 公開の原則
- 個人参加の原則
- 責任の原則

2000年には、「2000 Trans-border Data Flow Contracts in the Wider Framework of Mechanisms for Privacy Protection on Global Networks」が出された。プライバシー保護の義務および訴訟、取調べ過程など広範囲にわたる項目に関して提案が行われており、多くのメンバー国において形成途中にあるプライバシー問題に関する共通のガイドラインを提供している。

OECDはこのほか、「OECD プライバシー・ポリシー・ジェネレーター」と呼ばれる、オンライン取引に関するプライバシー・ポリシー作成支援ツールを提供している。このツールを使うことで、プライバシー方針を簡単に作成し、世界的に認められているプライバシー権に整合したステートメントを掲示することができるようになっている。

3.2.1.4 安全性

1992年に「情報システムの安全性に関するガイドライン(1992 OECD Guidelines on Security of Information Systems)」、1997年に「暗号政策ガイドライン(OECD cryptography policy guidelines)」が定められた。

「情報システムの安全性に関するガイドライン」は、情報システムの国際的な利用促進

を目指した、情報セキュリティのための対策、開発、実施、手続き等についてのガイドラインであり、24 のメンバー国が採択した。「暗号政策ガイドライン」は、EC に絡む犯罪やインターネット上の有害画像送信を防止するため、国際ルールを導入するのガイドラインである。

現在、これらのガイドラインの改定作業が進められている。ウイルスやクラッキングなど、ネットワークを含む IT システムへの脅威に対処するための国際政策について議論されている。

3.2.1.5 認証

メンバー国の各政府によって、国内外における認証に関する法的・政治的取り決めである「1999 年のグローバルでネットワークされた社会における認証の概要（1999 Authentication and Certification in a Global Networked Society Overview）」がまとめられた。

3.2.1.6 税制

税制に関する問題は、OECD 租税委員会によって扱われている。EC に関する作業の大きな目標は 2 つで、EC が反映できるような財政環境を整えること、市民向け公共サービスの資金調達のために政府の徴税能力を損なわないようにすることである。

EC 上の税制上の扱いに関する国際的コンセンサス作りは、「オタワ課税枠組み条件（Ottawa Taxation Framework Conditions of 1998）」を基盤に進められている。「オタワ課税枠組み条件」は、1998 年 10 月、OECD 加盟国と非加盟国によって合意されたもので、「電子商取引への課税の中立性、効率、確実性、平明さ、効果、公正さ、柔軟性」といった、各国政府が EC の税制上の取り扱い問題にどのように対処すべきかを取り決めた一連の原則を示したものである。

2001 年 2 月、OECD は進捗状況に関する報告書をウェブサイトで発表した。概要は次の通りである。

- 国際的な直接課税については、恒久的施設（PE）と所得分類に関連する問題を明確化している。これらの検討結果は、必要に応じて「OECD モデル租税条約²⁹」を改訂する形で反映される。
- 消費税に関しては、どの国の税法を適用するかについていくつか提言を行うとともに、企業の負担を最小限に抑えるためのメカニズムを検討している。
- 税務行政に関しては、各国の税務当局間の調整と協力が必要であると認めている。

2001年6月には、税務行政に関する大規模な国際会議がモントリオールで開催された。会議では、ECに関するグローバル税制規準とベスト・プラクティスの確立にオタワ課税枠組み条件が強固な基盤となることについての合意がなされた。今後、この枠組み条件をもとに、国際的なコンセンサスが形成されていくことになる。

OECDではそのほか、WTO加盟国が関与しているオンライン・サービスやEC促進のための一方的自由化方策の分析や、ECの効率性やネットワークの効果が市場間の競争を低下させるリスクについての調査、金融サービス分野での国際取引きに対するECの影響の研究などを行っている。

3.2.1.7 ECのための情報インフラ強化

ECの発展は、情報インフラの構築や、オンライン市場やサービスへのアクセスのしやすさやコストにかかっている。そのため、OECDでは、変化するネットワーク技術と市場需要が政策に及ぼす影響や、インフラへの接続料金動向、インターネットの発展とガバナンス問題、オープンな国際電気通信市場に必要な政策などの問題の研究に取り組んでいる。

3.2.2 世界貿易機関（WTO）

| | | | |
|-----|--------------|------|--------|
| 名 称 | 世界貿易機関 (WTO) | 設立年度 | 1995年 |
| 本 部 | ジュネーブ (スイス) | 加盟国数 | 140 개국 |

²⁹ OECD モデル租税条約 :1963年に始めて公表され、その後定期的に改定されているもので、直接税制度を調整する二国間租税条約の交渉、適用、解釈を行う際に OECD 加盟国と非加盟国の双方に利用されている基本的なリファレンス・マニュアル。

| | |
|-------------|--|
| 活動目的 | 国際貿易に関するルールづくりおよびその実施 運用 |
| EC 関連 政策 | <ul style="list-style-type: none"> ・2001年11月、第4回 WTO 会議において第5回 WTO 閣僚会議まで引き続き関税を課さない」と宣言 ・電子的に取引される商品に関するルールづくり ・知的所有権に関して WIPO (世界知的所有権機関) と定期的に討議 |
| URL | http://www.wto.org/ |

世界貿易機関 (WTO : World Trade Organization) は、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果を受けて 1994 年に設立が合意され、1995 年 1 月に発足した国際機関で、本部をスイスのジュネーブに置いている。ウルグアイ・ラウンドで「WTO 協定 (WTO 設立協定及びその付属協定)」が作成され、WTO はこうした協定の実施・運用と行うと同時に、新たな貿易課題にも取り組んでおり、多角的貿易体制の中核を担っている。2001 年現在、WTO 加盟国は 140 か国・地域である。

WTO が設立される前の暫定的な組織として運営されていたガット体制下における初期時点においては、ガット締約国における関税引下げがもっぱら交渉の対象であった。1930 年代の不況後、世界経済のブロック化が進み、各国が保護主義的貿易政策を設けたことが第 2 次世界大戦の一因となったという反省から、1947 年に関税及び貿易に関する一般協定である「ガット」が作成され、1948 年にガット体制が発足したためである。しかし、世の中の変化とともに次第に関税以外の貿易関連ルール作成の必要性が高まり、結果的にウルグアイ・ラウンドで WTO 協定が作成された。

2001 年 11 月 14 日、カタールの首都ドーハで第 4 回 WTO 閣僚会議が開催され、新多角的通商交渉 (新ラウンド) の開始をうたった閣僚宣言を採択して終了した。交渉期限は 2005 年 1 月までで、今後この約 3 年間で貿易・投資などの通商ルールをつくることになる。交渉を行う分野は、農業、サービス貿易、貿易関連知的所有権 (TRIPS) などに加え、EC の促進策も含まれている。

3.2.2.1 EC における暫定的な非関税措置

WTO における EC に関する一つの課題は、関税問題である。1998 年 5 月にスイス・ジュネーブで開催された第 2 回 WTO 閣僚会議では、「グローバルな電子商取引に関する宣言」が採択され、「加盟国が電子送信に関税を賦課しない」というその時点での慣行を継続することが宣言された。1999 年 12 月に米シアトルで開催された第 3 回 WTO 閣僚会議にお

いても、ECにおける非関税措置が暫定的に延長されることとなった。そして今回の第四回WTO会議において、「第5回WTO閣僚会議まで引き続き関税を課さない」との宣言がなされた。したがって、次回の閣僚会議までは、各国間のECは非関税である。

3.2.2.2 電子的に取引される商品に関するルールづくり

ECに関連するもう一つの課題は「物品とサービス」の定義である。現在、物品取引のための国際ルール、すなわち「関税貿易一般協定（GATT：General Agreement on Tariffs and Trade）」と、サービス取引のための国際ルール、すなわち「サービス貿易一般協定（GATS：General Agreement on Trade in Services）」がある。

ECで扱われる商品が、物品として扱われるのか、サービスとして扱われるのかについて、WTO加盟国政府によって合意される必要がある。たとえば、音楽CDをオンラインで注文し、それが物理的に配達された場合は、それは物品であるという一般的合意となるが、その音楽が電子的に配達された場合、すなわちコンピュータにダウンロードされた場合、このデジタル商品を物品として扱うのかサービスとして扱うのかについての合意はまだ何もない。この違いは重要な問題となる。なぜなら、物品とサービスを網羅するルールの間には、認められる市場アクセスの種類や、国内供給業者と外国供給業者の被差別などについて重要な違いがあるからである。たとえば、外国供給業者に対する差別は物品貿易では禁止されているが、サービス貿易では禁止されていない。

また、WTO協定に基づいて行われたサービス提供が、電子的配達をもカバーするかどうかという点も課題となっている。たとえば、会計サービスが国境を超えて提供される場合、それらのサービスが書状、ファックス、またはインターネットのいずれかで提供される場合でも同じと扱われるのかという点である。WTOでは、今後、こうした点に関するルールづくりを進めていく必要がある。

3.2.2.3 知的所有権問題

WTO内に設置されている、貿易に関する知的所有権問題を扱う評議会（Council for Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）は、この問題について世界知的所有権機関（WIPO：World Intellectual Property Organization）と協力し、定期的に討議を行っている。

3.2.3 EC に関する世界ビジネス会議 (GBDe)

| | | | |
|---------------|--|------|--------|
| 名 称 | 電子商取引に関する世界ビジネス会議 (GBDe) | 設立年度 | 1961 年 |
| 本 部 | ブリュッセル(ベルギー) | 加盟社数 | 64 社 |
| 活動目的 | EC に発展に関わる課題を討議、その結果を政策提言として各国政府、国際機関に提出。これにより官民の対話を行っていく | | |
| EC 関連 政策提案 | <ul style="list-style-type: none"> ・2001 年、個人データプライバシー保護ガイドライン、貿易、デジタル・デバイド解消、知的所有権などについての第 3 回年次総会で政策提言 ・2002 年の検討課題として、知的所有権、税制、消費者信頼、セキュリティ、電子政府、貿易など | | |
| URL | http://www.gbde.org/ | | |

EC に関する世界ビジネス会議 (GBDe : Global Business Dialogue on Electronic Commerce) は、ベルギーの首都であるブリュッセルに本部をおく、EC に関わる世界の主要企業 64 社から成る協議体である。EC の発展に関わる課題とその政策案を世界的規模で討議し、その結果を提言としてまとめて各国政府、国際機関に提出し、提言内容の実現に向けて官民の対話を行うことを目的としている。

GBDe の活動理念は次の通りである。

- 電子商取引は社会に繁栄をもたらし、雇用を生み出すとともに生活の向上を実現する力を持つ。
- インターネットには国境がないために、電子商取引の政策的課題には世界レベルでの対応が必要である。
- 加速度的に拡大を続ける電子商取引において重要なことは、市場主導の柔軟かつ効果的な枠組みを確立するために、各国政府や政府機関、企業グループ、消費者団体およびその他の関連機関と連携しつつ、産業界がリーダーシップを取ることである。
- 電子商取引の諸課題を解決するにあたっては、市場主導で、できる限り産業界の自主規制に基づくものとする。

1997 年、欧州連合 (EC) のマーチン・バンゲマン (Martin Bangeman) 欧州委員会委員 (当時) によって設立を提唱され、1999 年 1 月 14 日にニューヨークで開催された第 1 回運営委員会を以って正式に発足した。アジア・オセアニア、北米、欧州・アフリカの主

要企業 29 社が運営委員会メンバーとして活動の方向づけを行っており、日本からは、富士通、三井物産、日本電気、東芝、東京三菱銀行、NTT の 6 社が運営委員会メンバーとして参加している。

1999 年のパリ、2000 年のマイアミに続き、2001 年 9 月 13・14 日には東京で年次総会が開催された。毎年 9 つの議題が立てられ、それぞれにワーキング・グループを組織して検討、各議題に関する具体的な提言を行ってきた。これまでの議題は以下の通りである。

1999 年：

- 認証・セキュリティ
- 消費者信頼
- コンテンツ・商用通信
- 情報インフラ
- 知的財産権
- 裁判管轄権
- ライアビリティ
- 個人情報保護
- 税・関税

2000 年：

- 個人データ保護
- 裁判外の紛争解決（ADR：Alternative Dispute Resolution Facilities）
- トラストマーク
- 知的所有権
- 貿易
- 税
- デジタル・ブリッジ
- サイバー・セキュリティ
- 権利擁護（アドボカシー）

2001 年：

- 消費者信頼

通信と放送などの融合（コンバージェンス）
サイバー・セキュリティ
デジタル格差の解消（デジタル・ブリッジ）
電子政府
インターネット決済
知的所有権
税制
貿易/WTO

3.2.3.1 2001年における政策提言

2001年の第3回年次総会では、上記の9つの議題についての過去1年間にわたる討議とコンセンサスに基づき、一連の政策提言が発表された。具体的には消費者信頼、コンバージェンス、文化的多様性、サイバー倫理、サイバーセキュリティー、デジタルブリッジ、電子政府、知的財産権、インターネット決済、税制、貿易といった電子商取引での重要な領域をカバーしており、総会に参加したビジネスリーダー、消費者団体、国際機関、政府高官に対し報告された。主な提言内容は以下の通りである。

(1) 「個人データプライバシー保護ガイドライン」の完成

GBDe は、EC に携わる企業が EC に適用する個人情報保護の方針を自主的に作成することができるようなテンプレートとなるガイドラインを完成させる予定である。これは、個人情報保護ガイドラインのためのテンプレートを世界規模で定めようとするはじめての試みである。このガイドラインは既存の法律にとって代わるものではなく、EC 環境において消費者のプライバシーを保護するために広く認知された基本方針を設定することで、消費者の居住する場所やオンラインショッピングした場所に関わらずプライバシーが保護されることを目指した重要な施策である。このガイドラインを利用することで、すべての国で適用できるグローバルな個人情報保護ガイドラインを企業の立場で自主的に定められるようになる。

(2) 貿易に関する課題

GBDe は、世界貿易機関（WTO）の新多角的通商交渉（新ラウンド）の開始を支持

していると表明し、EC とデジタル貿易に関する新しいグローバルなイニシアティブをこの新ラウンドの焦点とすべきであると勧告した。また、10 月中に中国で行われるアジア太平洋経済協力会議（APEC）の代表者に対し、モノやサービス、知的所有権の取引に関する特定の分野における市場の自由化によって、インターネットと調和した貿易と規制環境づくりをつくるためのリーダーシップをとることを求めた。

(3) デジタル・デバイド解消のためのコミットメント

デジタル・デバイド解消の一助として、2001 年度は G8 と Dot Force（G8 デジタル機会特別委員会）の活動に貢献してきた。加えて、2001 年の 8 月から提供されている GBDe の Knowledge Network は、デジタル機会の創出を促すために GBDe メンバーが設置した、クリアリングハウス・イニシアティブである。デジタル・デバイド解消のために活動している Digital Bridges Working Group は、APEC や ASEAN などの地域連合を含む多数の新興経済地域に、GBDe のメッセージを伝えてきた。

(4) コンバージェンスの課題解決

コンバージェンス（通信と放送などの融合）の問題は現在、世界中の政策担当者にも注視されはじめたが、GBDe は、この問題を徹底的に調査し、コンバージェンスとそれがもたらすサービス等の拡大をできる限り妨げず、商業的、技術的に自由競争が可能なマーケットを政府が後押しするための指針を一提示している。/東京総会の提言には、急速な技術革新から生じる問題について政策担当者の予見を助けるため、6 項目の規制原則と 4 項目の達成目標が明示されている。

(5) 知的所有権

GBDe は、インターネット上で著作権を技術的に保護するための、オープンで世界的に調和のとれた規準を、各国政府が設定できるよう、サポートを提供してきた。

3.2.3.2 2002 年の検討課題

2002 年の検討課題は、次の通りに予定されている。

1.WG : Policy Development

(1) 通信と放送などの融合（コンバージェンス）

(2) 知的所有権

(3) 税制

2.WG: Advocacy & Monitoring

(1) 消費者信頼

(2) サイバー・セキュリティ

(3) デジタル・ブリッジ (デジタル格差の解消)

(4) 電子政府

(5) 貿易

3.Task Force

(1) Horizontal Notice & Takedown

3.2.4 国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL)

| | | | |
|-------------|---|------|--------|
| 名 称 | 国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) | 設立年度 | 1966 年 |
| 本 部 | 国連本部 ニューヨーク (アメリカ) 事務局 : ヴィエンナ (オーストリア) | 加盟国数 | 36 か国 |
| 活動目的 | 国際商取引法の漸進的調和および統一の促進 | | |
| EC 関連 政策 | ・1996 年 6 月 電子商取引に関する UNCITRAL モデル法 (UNCITRAL Model Law on Electronic Commerce) 採択 ・2001 年 7 月 電子署名に関する UNCITRAL モデル法 (UNCITRAL Model Law on Electronic Signatures) 採択 | | |
| URL | http://www.uncitral.org/ | | |

国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL : United Nations Commissions on International Trade Law) は、国際商取引法の漸進的調和および統一の促進を主目的とする国連総会 (第 6 委員会) 直属の委員会であり、国際物品売買、国際商事仲裁、国際倒産、国際契約実務等の分野における条約、モデル法等の統一法の作成作業を行っている。構成国は 36 か国であり、日本は 1966 年の創立以来参加している。複数の作業部会においてそれぞれ年数度の統一法草案作成のための準備作業を行い、年一度の総会で統一法を採択するという活動方法を取っている。EC に関しては、「電子商取引 (Electronic Commerce) 作業部会 (前、EDI (Electronic Data Interchange) 作業部会) 」において活動が行われている。

3.2.4.1 「電子商取引に関する UNCITRAL モデル法」

1996年6月の第29会期総会で、「電子商取引に関する UNCITRAL モデル法 (UNCITRAL Model Law on Electronic Commerce)」が採択された。全17条より構成されるこのモデル法は、ECを行う際に予想されるさまざまな法的障害をとりのぞくことに関する規定を定めている。たとえば、ECの形態で取引が行われる場合に、国内法が、書面要件(第6条)、署名要件(第7条)、原本性(第8条)等を要求している場合の処理及び契約の形式要件(第11条)、発出されたデータメッセージの帰属(第13条)等である。

ECに関する UNCITRAL モデル法をベースとした法律は、オーストラリア、バミューダ、コロンビア、フランス、中国の香港特別区、アイルランド、フィリピン、韓国、シンガポール、スロベニア、イギリス王室保護下の自治領のジャージー、米国イリノイ州で取り入れられている。

このモデル法とこれをベースとした諸原則によって影響される統一法は、カナダと米国で準備されている。カナダは1999年に「カナダ統一法コンファレンス (the Uniform Law Conference of Canada)³⁰」で「統一電子商取引法 (Uniform Electronic Commerce Act)」を採択したことによって統一法を用意し、アメリカは「米国統一州法全国会議 (the National Conference of Commissioners on Uniform State Law)³¹」において「統一電子取引法 (Uniform Electronic Transactions Act)」を採択して統一法を準備した。カナダとアメリカでは、それぞれの統一法をベースに、多くの州で EC 法が法律として制定されている。

3.2.4.2 電子署名に関する UNCITRAL モデル法

2001年7月はじめ、「電子署名に関する UNCITRAL モデル法 (UNCITRAL Model Law on Electronic Signatures)」が採択された。電子署名、電子認証による契約内容や、セキ

³⁰ カナダでは各州および準州がそれぞれ法律を制定できるが、分野によっては法律の内容が統一されていないと混乱を来すことがある。そのため、1918年に連邦、州・準州の間で統一のとれた法律をつくるための場として、カナダ統一法コンファレンス (the Uniform Law Conference of Canada) が創設された。http://www.ulcc.ca/

³¹ カナダ童謡、米国の各州も州ごとに法律を制定する権限を有している。そのため、一定の法律分野について州ごとに同一内容の法律を制定することを目的として、1892年、米国統一州法全国会議が設立された。

http://www.nccusl.org/nccusl/default.asp

ュアな電子署名が付された場合の法的効果、認証機関が証明証を発行した場合の法的責任、外国の認証機関が発行した証明証の効力等に関する規定等がある。

3.2.4.3 今後の課題

「電子署名に関する UNCITRAL モデル法」とともに、委員会では、そのモデル法をもとに法を制定するためのガイドも作成した。EC に関する今後の課題として以下の 3 点を挙げている。

国際的な制度の中での EC の発展に対する法律的な障壁についての網羅的調査
権利移転、とくに、有形の財の権利移転を電子的手段によって行う場合に関する問題についてのさらなる調査、およびそのような財の移転や安全保証上の利益行為の公表の仕組みと記録方法
オンライン上での調停のという特定のニーズに適合するかどうかを評価するために、UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration および UNCITRAL Model Rules について討議・研究

3.2.5 アジア太平洋経済協力会議（APEC）

| | | | |
|----------------|---|------|-------|
| 名 称 | アジア太平洋経済協力会議 (APEC) | 設立年度 | 1989年 |
| 事務局 | アレクサンドラ・ポイント(シンガポール) | 加盟国数 | 18 各国 |
| 活動目的 | 経済協力を通じて、地域および世界の経済発展のための多角的自由貿易体制の維持・強化を図る | | |
| EC 関連 政策提言等 | <ul style="list-style-type: none"> ・1997年3月、電子署名に関する法的、技術的枠組みについて提言 ・2001年10月、2001年11月にカタルで行われる予定のWTO閣僚会議までECに対する非関税処置を保持する意向を発表。その後、同非課税処置を2003年まで延期することに各国が同意 ・国際的な認証局への法的枠組みの構築活動への協力 ・消費者保護に関する統一の取り組みの必要性を確認 ・各国の知的所有権保護に関する法的整備状況の公開 | | |
| URL | http://www.apecsec.org.sg/ | | |

アジア太平洋経済協力会議（APEC：Asia Pacific Economic Cooperation）は、アジア太平洋地域における政府間経済協力の場として発足。現在、日本を含む18各国・地域³²により、WTOの下での多角的自由貿易体制を補完・強化する開かれた地域協力として、経済協力を通じた地域の経済発展の促進、閉鎖的な貿易障壁の除去、世界経済の発展のため多角的な自由貿易体制の維持・強化などが積極的に進められている。毎年開催される閣僚会議を頂点として、高級事務レベル会合、貿易・投資委員会、経済委員会、行財政委員会、そして10のワーキング・グループ等の組織および分野別担当大臣会合が活動を行っている。

ECの発展に必要な法的・技術的な環境を整え障壁を取り除くため、1999年2月に「APEC電子商取引推進グループ（APEC Electronic Commerce Steering Group）」が設立された。同グループは「APEC電子商取引における行動計画（APEC Blueprint for Action on Electronic Commerce）」に沿って定期的に会議を持ち、各国共通のガイドライン作成を行っている。

3.2.5.1 電子署名・認証

1997年3月、「APEC電気通信推進グループ（APEC Telecommunications Working

³²日本、韓国、中国、台湾、香港、タイ、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、インドネシア、パプア・ニューギニア、オーストラリア、ニュー・ジーランド、カナダ、米国、メキシコ、チリ

Group) 」は、オーストラリア、日本、香港、中国、韓国、シンガポール、台湾、米国の代表者から成る「公開鍵認証対策委員会 (Public Key Authentication Task Group) 」を設置し、電子署名に関する法的、技術的枠組みにおける提言を行った。また、同委員会内に「APEC 電子認証委員会 (APEC Electronic Authentication Task Group) 」が設置され、国際的な認証局への法的枠組みの構築に向けて活動を行う UNCITRAL に対し助言を行うなど、協力している。

3.2.5.2 税制

2001年10月に、2001年11月にカタルで行われる予定のWTO閣僚会議まで、ECに対する非関税処置を保持する意向を発表した。その後さらに、同非課税処置を2003年まで延期することに各国が同意している。

3.2.5.3 消費者保護

「APEC 電子商取引推進グループ (APEC Electronic Commerce Steering Group) 」は、2000年にECと消費者保護という議題で研究会を開き、APECによる消費者保護の統一枠組みの必要性があることを確認した。

3.2.5.4 知的所有権保護

「APEC 知的所有権法システム (APEC IPR Enforcement Systems) 」という形で各国の知的所有権 (IPR: Intellectual Property Rights) 保護に関する法的整備状況を公開している。

3.2.6 世界各国の電子政府イニシアティブ

本項では、北米、欧州、アジア各国における電子政府への取り組みについて述べる。電子政府への取り組みは、国の経済・社会を情報化し、発展させていくためには政府も情報化しなければならないという認識のもとに進められており、電子政府構想は各国のIT戦略の重要な部分を成している。また、電子政府を実現するには、単に手続きを電子的に行えるように置き換えるだけでなく、行政におけるビジネス・プロセスそのものも変革していかなければならないと認識されており、電子政府と行政改革は切り離せないものになっている。

なお、次の表は各国の電子政府イニシアティブについて示したものである。

表 3-2 各国の電子政府イニシアティブ

| 国 | IT 施策を含む国家戦略 | 策定年 | 電子政府イニシアティブ | 開始年 |
|---------|---------------------------|--------|------------------------|--------|
| 米国 | 国家情報基盤構想（クリントン政権） | 1993 年 | シティズン中心の電子政府（ブッシュ政権） | 2001 年 |
| カナダ | コネクティング・カナディアンズ | 1999 年 | ガバメント・オンライン | 1999 年 |
| EU | eEurope | 1999 年 | オンライン政府の行動計画 | 2000 年 |
| フランス | 情報化社会に向けての政府の行動計画 | 1998 年 | 行政の情報化 | 1998 年 |
| ドイツ | 21 世紀の情報社会における革新と雇用 | 1999 年 | 連邦オンライン 2005) | 2000 年 |
| イギリス | 競争力のある将来：知識ベース経済の構築に向けて | 1998 年 | UK オンライン | 2000 年 |
| 中国 | 第 10 次 5 年計画 2001-2005 | 2001 年 | ガバメント・オン・インターネット | 1999 年 |
| インド | E ガバナンス | | E ガバナンス | |
| マレーシア | マルチメディア・スーパー・コリドー | 1996 年 | リイノベーション・ガバメント | 1996 年 |
| シンガポール | インフォコム 21 | 2000 年 | コネクティド・ガバメント | 2000 年 |
| 韓国 | サイバーコリア 21 | 1999 年 | 2001 年度行政情報化促進 施行計画 | 2000 年 |
| オーストラリア | 情報経済のための戦略的枠組み | 1998 年 | ガバメント・オンライン | 2000 年 |

出典：各国政府の資料を元に作成

3.3 北米

3.3.1 米国

| | |
|---------------|---|
| 主な法的枠組み、法律・法案 | <ul style="list-style-type: none">・1997年 グローバルな電子商取引のための枠組み (A Framework for Global Electronic Commerce)」・1998年 10月 「1998年デジタル・ミレニアム著作権法 (Digital Millennium Copyright Act)」・1999年 統一電子処理法 (UETA :Uniform Electronic Transactions Act)」・2000年 4月 子どものオンライン・プライバシー保護法案 (COPPA :Children's Online Privacy Protection Act)」・2000年 6月 国際 国内取引における電子署名法 (E-SIGN :Electronic Signatures in Global and National Commerce Act)」・2001年 11月、インターネットを使った EC に対する新規課税の凍結の 2年間延長する法案成立 |
|---------------|---|

米国の EC 関連政策は、クリントン・ゴア政権下の 1997年 7月 1日に発表された「グローバルな EC のための枠組み (A Framework for Global Electronic Commerce)」をベースとして進められてきた。「グローバルな電子商取引のための枠組み」では 5つの原則と 9つの政策課題を掲げ、各省庁が 2001年 1月までに達成すべき 13の政策目標を指示し、進捗状況を 6か月ごとにクリントン大統領とゴア副大統領に報告することを義務付けていた。その後 2000年までの 3年間で政策目標は 21にまで増やされ、ゴア副大統領のリーダーシップのもと、デジタル社会の実現と繁栄を目指し、さまざまな施策が行われてきた。

クリントン・ゴア政権は、インターネットの黎明期に IT を活用した新しい社会の実現を見通し、まずはそのインフラストラクチャづくりを進めた。2001年 1月に発表された報告書の『新しい 21世紀へ向けてのリーダーシップ：デジタル社会への進展と発展』によれば、インターネットに接続された固有のアドレスを持つコンピューターは 1993年の 130万台から 2000年には 9300万台となった。また、インターネットユーザーは 2000年時点で 4億 2300万人を超えているとされている。物理的なネットワーク環境を整え、誰でもインターネットにアクセスでき、オンラインで提供されるサービスを利用できる状況が、クリントン政権時代に築かれた。

ブッシュ政権は、これまでに築かれた基盤をベースに、電子政府構築をはじめ、インターネットを含めた IT を活用して、さらにビジネスの効率化や経済発展を進めようとしている。しかし、9月 11日のテロ事件やその後に起こった炭疽菌問題などが 2001年後半のブッシュ政権の最優先課題となっており、電子政府および EC に関わる課題は前ゴア大統領が描いたような国家ビジョンをつくるのではなく、できるものから順次着手していく方針と

なっている。

1997年以降の米国における EC 関連の法的枠組みや法律は、以下の通りである。

3.3.1.1 EC に関わる法律および施策

1999年、「米国統一州法国民会議 (National Conference of Commissioners on Uniform State Laws)」によって、「統一電子処理法 (UETA: Uniform Electronic Transactions Act)」が制定された。これは、国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) によって採択された「EC に関する UNCITRAL モデル法」をベースにした統一州法である。2001年6月までに、37州でこの UETA が制定されている。UETA を導入していないのは、アラスカ州、ジョージア州、ニューヨーク州、サウスカリフォルニア州とワシントン DC である。

3.3.1.2 電子署名・認証

「国際・国内取引における電子署名法 (E-SIGN: Electronic Signatures in Global and National Commerce Act)」が、2000年6月30日に前クリントン大統領によって署名され、2000年10月1日より施行された。E-SIGN は、電子的記録、電子的署名、および電子的取引に法的効力を与えるもので、これにより EC を促進することを目指したものである。

3.3.1.3 税制

ブッシュ米大統領は2001年11月28日、インターネットを使った EC に対する新規課税の凍結を2年間延長する法案に署名し、同法が発効した。これにより、インターネット接続料に対する課税や、オンライン販売だけを対象とした新たな売上税の導入は、向こう2年間認められないことになった。

インターネット課税の凍結法案は、クリントン政権時代の1998年に成立し、2001年10月21日に3年間の凍結期限が切れていた。凍結期限が切れる前から、米議会ではインターネット関連の課税に対する議論がなされてきた。たとえば、2001年10月2日に上院は「インターネット接続税を恒久的に禁止し、インターネット課税を2005年12月31日まで禁止する」とした法案を提出した。米国下院小委員会は、10月12日にインターネット課税の禁止期間を2年間延長した。米連邦議会下院では10月16日に課税禁止の期間を延長する法案が承認されたが、その後の炭疽菌問題で2001年10月23日まで議会が閉鎖されたため、

上院での承認が得られないまま10月21日で凍結期間が切れた。しかし11月に入って、2003年11月1日までの2年間の凍結延長法案が米議会上下両院を通過し、法案成立となった。

商務省が11月28日発表した2001年7月-9月期のECによる小売売上高は74億7200万ドルで、全小売売上高の0.9%だった。4-6月期に比べ0.2%増、前年同期比では8.3%増となっている。

3.3.1.4 暗号

2001年1月、暗号輸出規制が緩和され、暗号技術製品に対する輸出の際の技術審査が必要だが、輸入については不要となった。

プライバシー保護

オンラインにおけるプライバシー関連法案としては、2000年4月21日に「子どものオンライン・プライバシー保護法案（COPPA：Children's Online Privacy Protection Act）」が制定された。13歳以下の子どもたちがネットを利用する際の安全について、対象を商業サイト（.com サイト）に限って規制している。

その他、2001年2月の時点で「オンライン・プライバシー保護法案（Online Privacy Protection Act of 2001）」は議会によって討議されている。同じく「消費者インターネット・プライバシー保護法案（Consumer Internet Privacy Protection Act of 2001）」も議会で提出され討議中であるが、現在までのところ、米国におけるプライバシー保護は、基本的には業界や企業の自主規制に委ねられている。

3.3.1.5 知的所有権保護

1998年10月、著作権法の一部改正法である「1998年デジタル・ミレニアム著作権法（Digital Millennium Copyright Act）」が成立した。これは、上院で法案提出・審理・可決後に下院に送付されていた「1998年デジタルミレニアム著作権法」、下院で法案提出・審理されていた「1997年デジタル世紀著作権拡張法案」および、「1998年オンライン著作権侵害責任制限法案」を1本の法案とした上で、さらに幾つかの修正を加えた法案「1998年WIPO著作権条約、実演及び音楽レコード条約インプリメント法案」が、再度部分修正されたものとなっている³³。

³³ 夏井高人、「1998年デジタル・ミレニアム著作権法（仮訳）」の説明による。

3.3.2 米国の電子政府

| | |
|--------------------|--|
| 電子政府イニシアティブ | シティズン中心の電子政府 |
| 目 標 | 2003 年までに、行政情報やサービス、申請書類をオンラインで利用可能にする |
| 主な国家戦略・政策的枠組み、関連法律 | <ul style="list-style-type: none"> ・1993 年 5 月 国家情報基盤構想 (NII National Information Infrastructure)』発表 ・1993 年 8 月 政府業績評価法 (GPRA Government Performance and Results Act of 1993)』制定 ・1996 年 2 月 『IT マネジメント改革法 (TMRA Information Technology Management Reform Act of 1996)』別名、クリンガー・コーエン法 (Clinger-Cohen)』制定 ・1996 年 12 月 電子情報自由法 (EFOIA Electronic Freedom of Information Act)』制定 ・1998 年 10 月 21 日 政府書類削減法 (GPEA Government Paperwork Elimination Act)』制定 ・2001 年 10 月、省庁横断型の 23 の重点プロジェクトを選定 |
| 推進母体 | 行政管理予算局 (OMB : Office of Management and Budget) |
| 政府ポータル | http://first.gov/ (2000 年 9 月) |

1993 年 1 月にクリントン政権発足後、当時のゴア副大統領のリーダーシップのもと、包括的な IT 政策推進とともに電子政府への取り組みも精力的に進められた。

政権発足直後の 1993 年 5 月、政府は「国家情報基盤構想 (NII 構想: National Information Infrastructure) 」を発表し、IT 産業そのものの育成と他産業での情報技術の利用拡大によって米国産業全体の競争力再生を図ること、NII によって効率的で質の高い政府を構築する、というビジョンを示した³⁴。

クリントン政権は、効率的で質の高い政府の構築のために、行政改革を推し進め、同時に政府の電子化を推進した。電子政府実現への主な取り組み分野は、効率化、行政サービスのオンライン化、調達の電子化、情報公開であった。NII 構想発表後の 1993 年 8 月、政府の効率化を促進するために、議会在可決した「政府業績評価法 (GPRA :

³⁴ 日立総合計画研究所、電子政府 デジタル・ガバメント』, 2000 年 7 月

Government Performance and Results Act of 1993)」が導入された。1996年2月、「IT マネジメント改革法（ITMRA：Information Technology Management Reform Act of 1996）」が制定された。これは「クリンガー・コーエン法（Clinger-Cohen）」としても知られているもので、IT 調達改革を目指したものである。同じく1996年12月には、「電子情報自由法（EFOIA：Electronic Freedom of Information Act）」が制定され、電子文書として補完されている情報を従来の紙ベースで保管されている文書と同様に開示することを義務づけられた。1998年10月21日に「政府書類削減法（GPEA：Government Paperwork Elimination Act）」が制定され、2003年までに紙による文書作成作業をなくすことが義務づけられた。

3.3.2.1 政策的枠組み・目標など

クリントン・ゴア政権は、包括的な IT 戦略を構築し、基盤づくりが進められてきたが、ブッシュ政権は、クリントン・ゴア政権時代に築かれた IT 基盤をベースに、「IT 技術を駆使して具体的に行政のビジネス・プロセス・リエンジニアリングを成し遂げ、効率のよい、市民のニーズに合致した“シティズン中心”の電子政府」を実現することを目指している。

2001年4月9日に議会に提出した予算教書の中で、シティズン中心の政府の実現のために、「インターネットによって政府のあり方を変革する」とことと、「省庁横断型プロジェクトの資金として電子政府基金を設置する」ことを明言した。

3.3.2.2 電子政府構想の推進母体

米国の電子政府は、ブッシュ大統領のイニシアティブのもと、行政管理予算局（OMB：Office of Management and Budget）を中心に推進されている。電子政府推進の施策やガイドランスなどはOMBのイニシアティブによって決定され、総責任はOMB局長にある。OBM局長の下で、2001年6月にIT・電子政府専任高官（Associate Director for IT and E-Government）として任命されたマーク・フォーマン（Mark Forman）氏が、ブッシュ政権における電子政府推進の現場統括責任を担っている。

3.3.2.3 電子政府イニシアティブおよび進展状況

2001年7月に、「省庁横断型電子政府タスクフォース」が設置された。このタスクフォースはマーク・フォーマン氏によって率いられ、電子政府のための重点プロジェクト候補

を選出した。2001年10月、23の重点プロジェクトが大統領マネジメント評議会（PMC：President's Management Council）によって承認され、予算化措置がとられる予定となっている。

省庁横断型の重点プロジェクトは、すでに着手されている、18～24か月で大部分が完了できる、6～12か月で業績が測定できる、大きな影響力を持ち、繰り返すことで効果が出る、政府機関を横断する、という5つの規準を満たすものとなっている。

これらの重点プロジェクトは、（1）個人へのサービス（GtoC）、（2）企業へのサービス（GtoB）、（3）政府間の課題（G2G）、（4）政府内部の効率（Internal）、（5）その他に分類されている。概要は以下のとおりである。

（1）個人へのサービス（GtoC）

- ・ USA Service (Citizen Relationship Management) 連邦調達庁
省庁を横断するサービスを改善する。また、市民が瞬時にオンライン上でサービスを受けられるようカスタマー・リレーションシップ・マネジメントを利用する。
- ・ EZ Tax Filing 内国歳入庁
市民や事業者がウェブ上で税申告を行えるようにする。
- ・ Online Access for Loans 教育省
オンライン上でローン・プログラムを検索、申請できるようにする。
- ・ Recreation One Stop 内務省
ワンストップ型の「Recreation.gov.」を作成し、オンラインでのキャンプ場予約やレクリエーション施設への入場パス購入などができるようにする。
- ・ Eligibility Assistance Online 労働省
ポータルサイトを通じて、市民が目的に応じた行政サービスにアクセスできるようにする。

（2）企業へのサービス（GtoB）

- ・ Federal Asset Sales 連邦調達庁
オンラインで連邦政府全体の資産（物品・サービス）を検索し、電子入札・調達ができるようにする。
- ・ Online Rulemaking Management 運輸省
政府機関が発令する規則に関連する手続きにオンラインでアクセスできるようにする。
- ・ Simplified and Unified Tax and Wage Reporting 財務省
雇用者が慣よな税申告用の各種フォームの簡素化、雇用者への正確でタイムリーな税

金情報提供、電子税申告の提供、連邦・州の税法の簡易化を目指す。

- Consolidated Health Information (business case) :厚生省
政府機関と民間医療保険ベンダー間で医療記録情報を共有・再利用するためのシステムを構築する。
- Business Compliance One Stop :中小企業局
中小企業にかかわる法規制情報や法規制への対応方法を提供。また、オンライン上でライセンスや認可の取得もできるようにする。
- Int'l Trade Process Streamlining 商務省
ポータルサイトを通じて、新規・既存の輸出業者が輸出にかかわる包括的なプロセスを把握できるようにし、それによって輸出を促進する。

(3) 政府間の課題 (GtoG)

- e-Vital (business case) :社会保障局
連邦・州政府間で出生記録のオンライン取引を拡大する。
- e-Grants :厚生省
助成金の申請・付与に関するポータルサイトをつくり、連邦政府全体の助成金管理を合理化する。26 の連邦助成金付与機関が参加。
- Disaster Assistance and Crisis Response :連邦緊急管理局
災害準備・対応・復旧に関する、官民双方の情報提供によるポータルサイトをつくる。
- Geospatial Information One Stop :内務省
連邦が所有する地理情報へのアクセスを提供。連邦・州・地方政府で情報を共有化する。
- Wireless Networks :司法省
全米の公安問題に携わる政府職員が所管に関わりなく業務を遂行できるように標準を確立する。

(4) 政府内部の効率 (Internal)

- e-Training :人事局
政府内のトレーニング・プログラムを一元管理し、全政府機関へより低コストでトレーニングを提供する。
- Recruitment One Stop :人事局

Usajobs のウェブサイトを修正し、連邦政府における就職情報の提供、履歴書の自動処理などができるようにし、雇用プロセスの迅速化を図る。

- Enterprise HR Integration :人事局
政府保有の人事記録を電子的に統合する。また、セキュリティ・クリアランスのプロセスの短縮、出張手続きの効率化を行う
- Integrated Acquisition :人事局
調達・支払などの効率化のために情報共有を行う
- e-Records Management 国立公文書館
紙ベースの記録を電子媒体で保存し、電子記録管理のための統一化された手続き 標準を確立する。
- Enterprise Case Management 司法省
電子的な手段により司法省の訴訟事例を統合する。

(5) その他

- e-Authentication :連邦調達庁
連邦の PKI (公開鍵基盤)を確立し、安全なオンラインサービスが提供できるようにする。

上記の重点プロジェクトのほかに進められているものとして、「境界のない政府 (Government Without Boundaries)」プロジェクトがある。連邦、州、地方政府の境界を超えて、市民に対する行政サービスを提供することを狙ったもので、「全政府が提供するサービス・情報へ全市民がアクセスできるような主要な情報源」を構築することを目的としている。2000年9月にプロジェクト実施が決定され、現在、連邦レベルでは、連邦調達庁 (GSA)、社会保障局 (SSA)、内務省、財務省、STAWRS (Simplified Tax and Wage Reporting System) プロジェクトなどが参加しているほか、イリノイ州、メリーランド州、ニュージャージー州、バージニア州などの州・地方政府が中心となって、「ボトムアップ」方式により、プロジェクトが展開されている。このプロジェクトのコンセプトは、連邦、州、地方政府における GtoC、GtoB、GtoG 取引を統合したものである。

3.3.3 カナダ

| | |
|---------------|--|
| 主な法的枠組み、法律・法案 | <ul style="list-style-type: none">・1998年9月 電子商取引戦略 (Electronic Commerce Strategy)」・1998年10月 電子商取引における暗号政策の枠組み (Cryptography Policy Framework for Electronic Commerce)」・1999年30日 統一電子商取引法 (Uniform Electronic Commerce Act)」・2000年4月13日 個人情報保護と電子文書法 (Personal Information Protection and Electronic Documents Act)」・2001年4月10日 「2001電子取引法 (ETA Electronic Transactions Act, 2001)」・2001年9月 「ドメイン名登録に関わる紛争を解決するためのポリシー」のドラフト作成・電子商取引における消費者保護に関するガイドライン (Canadian guidelines on consumer protection in electronic commerce)」・公開鍵基盤 (PKI)に関するポリシー |
|---------------|--|

カナダでは、生産、流通、購買、販売、その他の取引きすべてにわたって、ニュー・エコノミー時代にふさわしい EC を実現すべく、さまざまな取り組みを積極的に進められている。1998年9月、カナダ政府は州・準州・民間部門と協力して、信用構築、ルールの明確化、インターネット接続の提供に焦点をあてた「電子商取引戦略 (Electronic Commerce Strategy)」を発表した。この戦略では、ECを進めるにあたっての最優先課題として、次の7項目が掲げられている。

技術に中立な課税制度

暗号政策

個人情報保護のための法律制定

電子署名と電子文書のための法的枠組み

消費者保護のためのガイドライン

カナダの EC 標準のためのロードマップ

カナダ政府の PKI (公開鍵基盤) 政策の枠組み

EC に関連する法案や法的枠組みは、以下が用意されている。

3.3.3.1 EC に関わる法律および施策

「統一電子商取引法 (Uniform Electronic Commerce Act)」が、1999年に開催された

「カナダ統一法コンファレンス」で採択された。米国同様、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）」によって 1996 年に採択された「電子商取引に関する UNCITRAL モデル法」をベースにつくられた。電子署名を政府との取引に使えるように定めたもので、伝統的な署名と電子的な署名は同等の効力をもつという条項が含まれている。カナダでは、「統一電子商取引法」をベースに各州および準州がそれぞれ EC 法を制定している。

カナダの州および準州合計 13 州のうち、「統一電子商取引法」をベースに EC に関する法律を制定または法案準備中であるのは、2001 年 7 月 9 日時点で 11 州である。

3.3.3.2 プライバシー保護・電子署名

2000 年 4 月 13 日、「個人情報保護と電子文書法（Personal Information Protection and Electronic Documents Act）」が制定された。これは、一定の環境のもとで収集・開示される個人情報を保護することによって、また、情報や取引きを電子的手段でやりとりしたり記録したりできるようにすることによって、EC を促進していくことを目指したものである。また、この法律制定により、「カナダ証拠法（Canada Evidence Act）」、「法定文書法（Statutory Instruments Act）」と「法令改訂法（Statute Revision Act）」も修正が行われた。

2001 年 4 月 10 日から、「2001 電子取引法（ETA：Electronic Transactions Act, 2001）」が施行された。電子文書と電子署名が紙の文書と署名と同様の機能をもつことを特定するためのものとなっている。

3.3.3.3 暗号・認証

カナダ政府は、暗号政策の枠組みについて広く議論しており、1998 年 10 月、「EC における暗号政策の枠組み（Cryptography Policy Framework for Electronic Commerce）」が発表された。信頼できるインフラストラクチャを築き、安全な電子取引きを行えるようにするために、暗号と認証が必要であるとの認識から、暗号技術や認証技術を使うことを奨励している。そして、「認証局（CA s：Certification Authorities）」または「第三者信用（Trusted Third Party）」の導入はせず、健全なビジネスを行い、消費者の信頼を築くことを促進するために、かわりに業界の主導による認証局へ権限を委譲すると述べられている。つまり、暗号や認証を使うユーザーがどの技術を選ぶかは自由に任されている。また、暗号技術製品に対する輸出の際の技術審査が必要だが、輸入については不要としている。

カナダはまた、1993 年以来、公開鍵基盤 (PKI) について精力的に取り組んでいる。カナダ政府による PKI イニシアティブに関わるポリシーは、以下の 3 つである。

カナダ政府における PKI マネジメントに関するポリシー (The policy for Public Key Infrastructure Management in the Government of Canada)

カナダ政府 PKI のためのデジタル署名と機密性ポリシー (Digital signature and confidentiality policies for the GOC PKI)

カナダ政府 PKI のクロス認証方式と規準 (GOC PKI Cross Certification Methodology and criteria)

3.3.3.4 消費者保護

「電子商取引における消費者保護に関するガイドライン (Canadian guidelines on consumer protection in electronic commerce)」が定められている。カナダでは消費者保護に関する法律(たとえば、Canadian Code of Practice for Consumer Debit Card Services, 1992) はすでに制定されており、現在のところ業界や消費者団体がその法律でカバーされていない部分について自主的に消費者保護を行うことに同意している。EC の文脈における消費者保護権利についての議論は、法律会社である Strathy & Henderson によって叩き台が準備されている。

3.3.3.5 知的所有権保護

カナダでは、特許権、商標権、著作権、意匠権、半導体集積回路の回路配置権を法律で保護している。これに加え、カナダの知的所有権局は、カナダにおける「ドメイン名登録に関わる紛争を解決するためのポリシー」のドラフトを作成、討議中である。第 1 回目ドラフトが 2000 年 9 月に出され、2001 年 9 月 7 日に第 2 回目のドラフトが提出されている。これらのドラフトは、ドメインネームと IP アドレスの割り当てに関する公益法人である ICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers) によって 1999 年 10 月 24 日につくられた「統一ドメインネーム紛争解決ポリシー (Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy)」を参考としている。

3.3.4 カナダの電子政府

| | |
|---------------|--|
| 電子政府イニシアティブ | ガバメント・オンライン |
| 目 標 | 2004 年までにすべての行政サービスをオンラインで提供する |
| 主な国家戦略・政策的枠組み | <ul style="list-style-type: none"> ・1997 年 9 月 23 日 「世界にもっともつながった国になることを目指す」と表明³⁵ ・2 年後の 1999 年 10 月 12 日 「2004 年までにカナダ国民がすべての行政情報とサービスにいつでもどこからでもオンラインでアクセスできる、もっとも市民につながった政府として世界に認識されることを目指す」と表明³⁶。「コネクティング・カナディアンズ (Connecting Canadians)」を打ち出す。 |
| 推進母体 | カナダ予算庁 CIO 局 (CIOB at TBS: Chief Information Officer Branch at Treasury Board of Canada Secretariat) |
| 政府ポータル | http://canada.gc.ca/ , http://www.gol-ged.gc.ca/ |

カナダは、インターネット技術を早くから採り入れ、他国に先駆けて電子政府実現に取り組んできている国の一つとして知られている。1997 年以来、カナダは連邦政府を挙げて電子政府化を推進してきた。2001 年に行われた電子政府化進展に関する調査では、昨年の 4 位から米・豪・シンガポールを抜いて一気に 1 位となり、現在では電子政府推進における世界のリーダーとなっている³⁷。

3.3.4.1 政策的枠組み・目標など

「コネクティング・カナディアンズ」というミッションを実現するため、カナダ政府は以下の 6 つのイニシアティブを推進している。

| | |
|-----------------|------------|
| カナダ・オンライン | インフラ構築 |
| スマート・コミュニティ | アプリケーション開発 |
| カナダ・コンテンツ・オンライン | コンテンツ整備 |
| エレクトロニック・コマース | EC |

³⁵ Speech from the Throne to Open the First Session Thirty-Sixth Parliament of Canada (第 36 回第一期議会開院式の勅語)

³⁶ Speech from the Throne to Open the Second Session of the Thirty-Sixth Parliament of Canada, October 12, 1999 (第 36 回第二期議会開院式の勅語)

³⁷ 大手コンサルティング会社・アクセンチュアによる調査, “Governments Closing Gap Between Political Rhetoric and eGovernment Reality,” 2001 年 1 月

ガバメント・オンライン

行政サービスのオンライン化

コネクティング・カナダ

グローバル・ネットワーク構築

電子政府構想の重要な部分を占めるのが、行政サービスのオンライン化、すなわち、先に述べた「6つのイニシアティブ」の一つである「ガバメント・オンライン（Government On-Line : GOL）」である。国民のニーズに合った質の高いサービスの提供、つまり「住民重視型」行政を目的とし、2004年末までに、「すべてのカナダ国民が、行政が提供するすべてのサービスと情報にオンラインでアクセスできるようになる」ことが当面の大きな目標である。この目標のために、2000年2月には、2年計画のプロジェクトとしての行政サービスオンライン化に16億ドルの予算がつけられた。

3.3.4.2 電子政府構想の推進母体

電子政府構想は、クレティエン首相のイニシアティブのもと、電子政府大臣（Minister responsible for Government On-line in Canada）が総責任者として指揮をとり、連邦政府全体のIT政策はカナダ予算庁CIO局（CIOB at TBS : Chief Information Officer Branch at Treasury Board of Canada Secretariat）が担当している。行政サービスのオンライン化はカナダ予算庁内に設けられた事務局が、政府横断的なイニシアティブをコーディネーションする役割を担当している。また、行政サービスのオンライン化を含めた6つの基本戦略を実行するにあたり、カナダ産業省が重要な役割を担っている。連邦各省庁は各々の行政サービスや活動を各自でオンライン化する責任を負っている。

3.3.4.3 電子政府イニシアティブおよび進展状況

2000年10月時点で、カナダ国民は450の連邦政府のウェブサイト、カナダ・サイト（<http://www.canada.gc.ca/>）を經由してアクセスできるようになっている³⁸。

カナダ国民は2000年秋の時点で、「3ヵ月間に43%のインターネット利用者がGtoCサイトを訪れ、72%のカナダ国民が電子政府への動きを支援している³⁹。

³⁸ “The Third Global Forum: Fostering Democracy and Development Through E-Government,” Speaking Notes for the Honourable Lucienne Robillard, President of the Treasury Board, Minister responsible for Infrastructure and Member of Parliament for Westmount-Ville-Marie, March 16, 2001, Naples, Italy

³⁹ Government On-line: Serving Canadians in the Digital Age, Chief Information Officer Branch, Treasury Board of Canada, Secretariat, Government Canada, (PWGSC) GOL Bidders’ Sessions, 2/19/01-2/26/01

3.4 欧州

3.4.1 欧州連合 (EU)

| | | | |
|-----------------------|---|----------|-------|
| 名称 | 欧州連合 (EU : European Union) | 加盟国 数 | 15 か国 |
| 活動目的 | 経済通貨統合、共通外交安全保障政策、司法・内務協力などの幅広い協力を目指す政治・経済統合体。欧州共同体 (EC) を基礎とする。 | | |
| 主な法的策 組み、法 律・法案 | <ul style="list-style-type: none">・1995 年 10 月 24 日 「個人データ処理に係わる個人の保護及び当該データの自由な移動に関する EC 指令 (Directive on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data)」・1997 年 6 月 「情報とコミュニケーション・サービス法 (Information and Communication Services Act of 1997)」・1997 年 12 月 15 日 「個人情報処理および電気通信セクターにおけるプライバシー保護に関する指令 (Directive on the processing of personal data and the protection of privacy in the telecommunications sector)」・1998 年 10 月 24 日 「セクターにおけるプライバシー保護に関する EU 指令 (EU Directive on Privacy Protection Telecommunication Sector)」・1999 年 12 月 13 日 「電子署名の共通枠組みに関する指令 (EU Directive on Community Framework for Electronic Signatures)」・2000 年 6 月 「電子欧州行動計画 (eEurope2002)」・2000 年 6 月 「電子商取引指令 (Certain Legal Aspects of Information Society Services, in particular Electronic Commerce in the Internal Market)」・2001 年 6 月 「著作権指令 (Copyright Directive)」の最終草稿 | | |
| URL | http://europa.eu.int/ | | |

欧州連合 (EU : European Union) は、経済的な統合を目的に発展してきた欧州共同体 (EC) を基礎に、欧州連合条約に従い、経済通貨統合を進めるとともに、共通外交安全保障政策や司法・内務協力などの幅広い協力を目指す政治・経済統合体である。EU においても、EC を含め、IT を活用した情報社会に向けての取り組みが積極的に展開されている。

3.4.1.1 電子欧州行動計画 eEurope2002

EU の欧州委員会は、1999 年 12 月に「電子欧州 (eEurope)」と題する文書を採択した。このイニシアティブは、2000 年 3 月のリスボン特別欧州理事会において重要な政策であると位置付けられた。2000 年 5 月 24 日、定例の欧州インターネット回において上記理事

会での結論を反映した「電子欧州行動計画案（eEurope2002）」が採択され、2000年6月の欧州理事会においてEU各国首脳により承認された。

EU各国首脳により承認されたこの「電子欧州行動計画 eEurope2002」は、情報化が欧州の雇用・成長・生産性に大きな影響を及ぼすとの認識のもと、すべての欧州市民が情報社会の便益を享受することを確保することを目指すEUのイニシアティブである。インターネットを含めたIT技術を活用して、欧州における新たな経済への移行を確実なものとするための条件を整備する戦略を示しており、以下の3つの大きな目標が掲げられている。

- より安価で、より高速で、より安全なインターネット
- 欧州市民の技能およびアクセス向上に対する投資
- インターネット活用の奨励

この3番目の目標「インターネット活用の奨励」の中で、さらに以下の個別のゴールが掲げられている。

- ECの促進
- オンライン政府
- オンライン健康管理
- 欧州のデジタルコンテンツ
- 高度道路交通システム

この計画では、EU各加盟国および欧州委員会は、2002年末を上記3つの目標の達成期限として設定している。

3.4.1.2 ECに関わる法律および施策

2000年6月8日、「電子商取引指令（Certain Legal Aspects of Information Society Services, in particular Electronic Commerce in the Internal Market）」が制定され、7月に交付された。これは、「サービスの異動の自由および創設の自由」というEU単一市場の原則に基づき、情報社会サービスがEU全域で提供されることを目的としており、主として以下の5つの事項について規定している。

- 「情報社会サービス」提供事業者の本拠地
- 事業者の透明性確保義務

商業通信の透明性要件

電子的契約の締結とその有効性

インターネット接続事業者の責任

同指令では、EU 各加盟国に対して 2002 年 1 月 17 日までに同法内での移行措置をとるよう求めている。EU の指令は、加盟国政府が法制化してはじめて各国国民に対する法的効力が生じるもので、各国がそれぞれ国内法を成立させる必要がある。

現在までに制定、あるいは提案・討議されている EU 指令は以下の通りである。

3.4.1.3 電子署名・認証

1997 年 6 月「情報とコミュニケーション・サービス法(Information and Communication Services Act of 1997)」が制定され、電子署名および認証局に関する事項が明示された。

また、1998 年 10 月「データ保護法 (Data Protection Law)」が採択された。

1999 年 12 月 13 日に「電子署名の共通枠組みに関する指令(EU Directive on Community Framework for Electronic Signatures)」を出した。本指令は、電子署名と手書き署名を同等と認めることや、電子署名の使用対象を商品に加えてサービスにも提供するなどとなっている。電子署名を認定する条件として、(1) 電子署名は「先進的電子署名」であること、(2) 認可された認証に基づくものであること、(3) 安全な署名生成機によりつくられることを挙げており、EU 加盟書置くはこの指令に合わせて 2001 年 7 月までに関係法令を整備するよう義務づけられている。

3.4.1.4 税制

2000 年、欧州議会および欧州理事会に対し、電子的に提供される一定のサービスに関し、既存の EU 付加価値税 (VAT) と整合性のある VAT 指令の導入が提案され、現在討議されている。

3.4.1.5 プライバシー保護

1995 年 10 月 24 日、「個人データ処理に係わる個人の保護及び当該データの自由な移動に関する EC 指令 (Directive on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data)」が採択された。同

指令は、十分なレベルの個人情報保護を行っていない EU 域外の第三国に対して、EU 域内の個人情報の移転を禁ずることを定めたものとなっており、1998 年 10 月から発効している。

1997 年 12 月 15 日、「個人情報処理および電気通信セクターにおけるプライバシー保護に関する指令 (Directive on the processing of personal data and the protection of privacy in the telecommunications sector) 」が採択された。

1998 年 10 月 24 日、「セクターにおけるプライバシー保護に関する EU 指令(EU Directive on Privacy Protection Telecommunication Sector) 」が採択された。

3.4.1.6 知的所有権保護

1999 年 5 月 25 日、「情報社会における著作権および関連権利に関する協調のための指令 (Directive on the Harmonisation of Certain Aspects of Copyright and Related Rights in the Information Society) 」が出され、討議されている。

また、2001 年 6 月「 Copyright Directive (著作権指令) 」の最終草稿が出版された。

3.4.2 欧州連合 (EU) の電子政府

| | |
|---------------|---|
| 電子政府イニシアティブ | eEurope - オンライン政府 |
| 目 標 | 2002 年末までに、より安価で、より高速で、より安全なインターネット、欧州市民の技能およびアクセス向上に対する投資、インターネット活用の奨励の 3 つの目標を達成する |
| 主な国家戦略・政策的枠組み | <ul style="list-style-type: none"> ・欧州委員会は 1999 年 12 月 8 日に eEurope イニシアティブを開始 ・2000 年 6 月 20 日 行動計画 (Action Plan) 採択 |
| 推進母体 | EU15 か国 |
| URL | http://europa.eu.int/ |

1999 年 12 月 8 日に、欧州委員会は eEurope イニシアティブを開始し、2000 年 6 月 20

日に eEurope イニシアティブの「行動計画 (Action Plan)」が採択された。eEurope は、欧州全体を世界でもっとも EC を行うのによい場所とすることを目指したコンセプトである。そして、欧州全土に電子技術をいち早く普及させ、それらを使いこなすための技能を欧州全市民に修得させることを目標としている。

3.4.2.1 政策的枠組み・目標など

eEurope の行動計画は、以下の 3 つの目標から成っている。この計画では、EU 各加盟国および欧州委員会は、2002 年末を上記 3 つの目標の達成期限として設定している。

より安価で、より高速で、より安全なインターネット
欧州市民の技能およびアクセス向上に対する投資
インターネット活用の奨励

この 3 番目の目標「インターネット活用の奨励」の中で、さらに以下の個別のゴールが掲げられている。

EC の促進
オンライン政府
オンライン健康管理
欧州のデジタルコンテンツ
高度道路交通システム

目標 3 に含まれる「オンライン政府」に対する行動案は、以下のようになっている。

表 3-3 EU における「オンライン政府」の目標

| 行動計画 | 実施主体 / 期限 | 進 捗 |
|--|----------------------|--|
| IST ⁴⁰ 、IDA ⁴¹ プログラムを通じて EU 加盟国の経験を交換することで、民間部門で提供されるオープン・ソース・ソフトウェアの公共部門における活用と、電子政府のベスト・プラクティス活用を促進する。 | 欧州委員会および加盟国 / 2001 年 | 加盟国内でソフトウェアの公開と活用を研究する IDA プログラムが立ち上げられた。 |
| 欧州委員会とのすべての基本的な取引をオンラインで利用可能とする（たとえば、資金調達、研究契約、採用、調達など） | 欧州委員会 / 2001 年 | e 委員会（eCommission）設置計画が改革に関する白書の中で開発されつつある。 2001 年半ばまでに、電子的に採用申請を試験的に行う。 公式広報室はオンラインでの支払いを含め、欧州委員会の出版物をオンライン上で販売できるようになっている。 |
| 公共部門内での電子署名利用を促進する。 | 加盟国および欧州委員会 / 2001 年 | 加盟国は欧州委員会に現状について詳細報告するよう求められた。ほとんどの国から回答があり、この結果について委員会で分析中である。 IDA プログラムに加え、加盟国間でのセキュア電子メールのやりとりに関するパイロツ |

⁴⁰ Information Society Technologies

⁴¹ Interchange of Data between Administrations

| | | |
|--|------------------------|--|
| | | トプロジェクトが立ち上げられ、国家間の相互運用性とPKI(公開鍵基盤)の導入が進んだ。 |
| 法律、行政、文化、環境、交通などを含む、情報の提供が欠かせない公共データをオンライン化する。 | 加盟国(欧州委員会)は支援) / 2002年 | eコンテンツ・プログラムの宣言に付随し、デジタル・パブリック・データに関するグループがアナウンスされた。このグループは公共部門情報のグリーン・ペーパー作成も対応、また進捗をモニターしガイダンスを与える。 IDA プログラムは加盟国のポータル・マネージャーとともに EU 運営のポータルサイト設立のために作業している。2001年5月までにサイトの内容についての合意がなされる。 |
| 加盟国は主要な基本的公共サービスへのオンラインアクセスを普及させる。 | 加盟国 / 2002年 - 2003年 | ほとんどの加盟国は、数値目標を設定した。進捗は電子政府ワーキング・グループ(eGovernment working group)によって作成された、市民と企業への20の主要な基本サービスの共通リストでベンチマークされる。ベンチマークのリストは2001年3月に、域内市場評議会(Internal Market Council)に採択された。 |
| 会社設立のための手続きなど、ビジネスのためのオンライン上での行政手続を簡易化する。 | 加盟国および欧州委員会 / 2002年 | 電子政府に関する特別グループ内で、加盟国の現状が議論された。 ビジネスのための行政手続の簡易化については、起業家精神と競争の促進のために行動計画の中で取り組みが行われている(ベスト・アクション・プラン)。行動計画の導入に関する最初の報告書で、多くの国がビジネ |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>スに関わるペーパーワークを集中・削減する方法を導入していることがわかった。しかし、いくつかの注目に値する事例をのぞいて、ヨーロッパ以外の国とくらべて多くのヨーロッパの国々では登録期間（registration periods）はまだ長く、さらに取り組む必要がある。</p> |
|--|--|---|

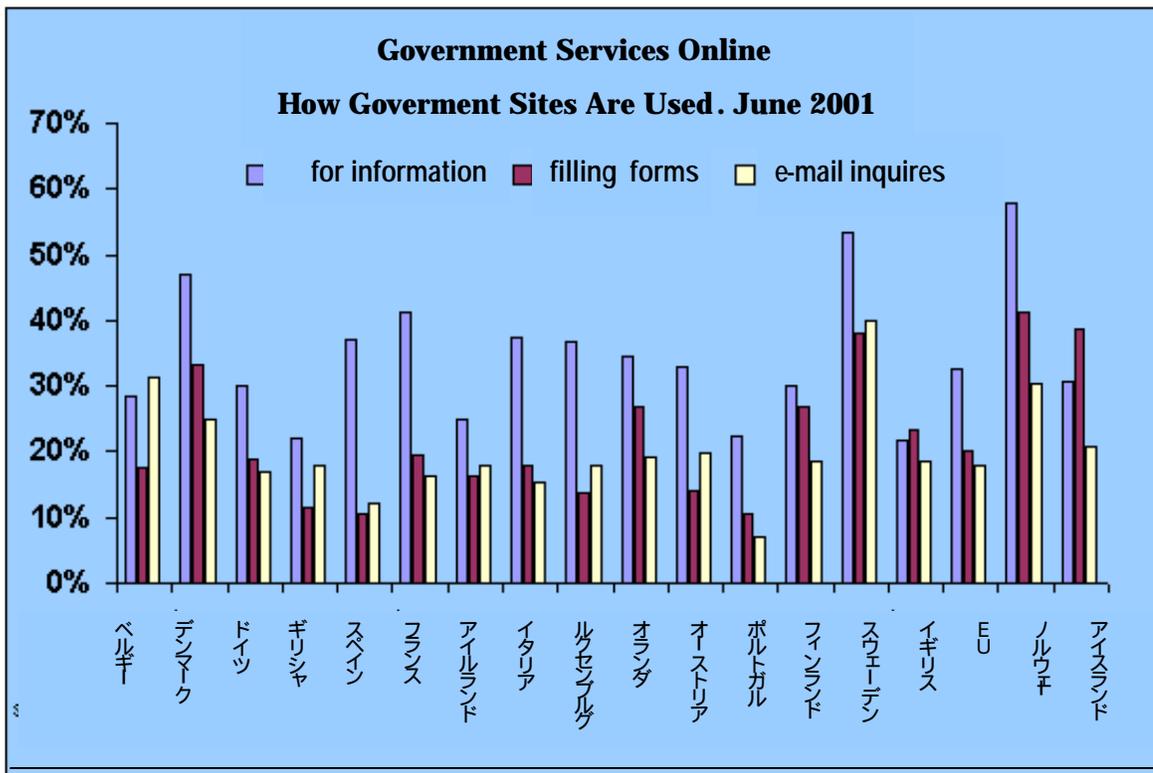
出典 Government online – electronic access to public services EU actions Targets

2001/2002

http://europa.eu.int/information_society/eeurope/action_plan/stimulate/egov/eu/targets_2001_2002/index_en.htm

次の図は、EU 加盟国でオンライン提供されている行政サービスはどのように利用されているかを示したものである。 情報を得る、 申請用紙を入手する、 電子メールによる問い合わせの3つに分類して調査されたものとなっている。

フランス、ドイツ、イギリスを見てみると、フランスでは情報を得るための政府ウェブサイト利用が約 40%、ドイツは約 30%、イギリスは約 20%である。申請用紙を入手するために政府ウェブサイトを利用しているのは、フランス、ドイツとも 20%弱、イギリスは 20%強である。電子メールによる問い合わせで利用しているのは、フランス、ドイツ、イギリスとも 20%弱である。



出典 :

http://europa.eu.int/information_society/eeurope/benchmarking/list/2001/stimulate_use_2001/type_egovusage_feb2001/type_govuse_jun.gif

図 3-1 オンライン上の行政サービスの利用調査 (2001 年 6 月)

3.4.3 フランス

| | |
|---------------|--|
| 主な法的枠組み、法律・法案 | <ul style="list-style-type: none"> ・1978年 情報処理、ファイル及び個人の諸自由に関する法律」 ・1996年 4月 改正電気通信法」 ・EU の「個人データの自動処理に関する個人の保護のための協定」批准 ・1998年 1月 16日 「情報化社会のための政府行動プログラム (PAGSI)」 ・2000年 6月 インターネットにおける公共の秩序および風紀に関するプロバイダーの責任を法制化 ・2001年 5月 「電子署名法 (Electronic Signature Bill)」 |
|---------------|--|

フランスでは、ミニテル⁴²の普及によって EC はすでにかなり普及していた。しかし、1990年代に入り、他の EU 加盟国や EU 本部とくらべてフランスの情報化社会への戦略的な取り組みは遅れをとったの認識がなされ、1997年 8月 25日、リオネル・ジョスパン首相は「テクノロジーの発展と新しいサービスを援助するために政府が立ち会うことが必要である」と主張、フランスが「これからの世界的なネットワークの中にしかるべき位置を占めなければならない」ことを明言した⁴³。したがって、情報化社会への取り組みが政府の優先課題として明確に設定されたのは、1997年 8月になってからであった。

しかし、その後、フランス政府は積極的な政策を展開し、情報化社会への取り組みの進展を見せている。最初、フランス政府は首相主導のもと「情報化社会のための省庁間委員会」を立ち上げ、1998年 1月 16日に「情報化社会のための政府行動プログラム (PAGSI)」を策定した。この行動プログラムで、政府は(1) 触媒として、企業や市民に情報化社会の鍵となり要となる要素に感心を持たせること、(2) 調整者として、これからのネットワークについての規則の遵守を監視すること、(3) 主要な当事者として、公共サービスの機能、その利用者との関係を近代化することという 3つの役割を果たすことを明らかにした。

3.4.3.1 EC に関わる法律および施策

EC は、情報化社会のための政府行動プログラム (PAGSI)」に示されている優先 6分野の一つとなっており、変革する社会の中で企業が生き残る後押しをするための税制や金融、行政措置を適用することがゴールとして掲げられた。2000年 6月に採択された EU の「電子商取引指令」の批准に関しては、2000年 7月の段階で草稿が提出され、一般市民に

⁴² ミニテル：インターネット普及以前に、フランスが世界に誇っていた情報通信端末。1983年にフランスの国営企業フランス・テレコムが、紙の電話帳のかわりに無料端末を約 450万台配布した。この端末名がミニテルで、電話回線に接続された小型ディスプレイ、キーボードで各種情報をオンラインで入手できた。

⁴³ 「情報化社会におけるフランス 政府からの書簡 - 1999年 2月 - 特別メモ」

よる意見が収集されている。

3.4.3.2 電子署名・認証

1999年12月13日付のEU指令「電子署名の共通枠組みに関する指令」にもとづき、2001年5月に「電子署名法（Electronic Signature Bill）」が成立した。

3.4.3.3 税制

「tax territoriality laws（税領土権法）」に従い、ECにかかる税は、ベンダーの所在地、処理の行われた場所、などによって課税の対象が決定される。

3.4.3.4 暗号

1996年4月に電気通信規制法が改正され、従来の暗号利用に関する厳しい規制が緩和され、認証目的での暗号の利用については制限が撤廃された。さらに、1999年1月19日に政府が発表した暗号管理に関する規制緩和を受け、1999年3月17日に各種の関連規則が制定された。

3.4.3.5 プライバシー保護

1978年、情報処理についての個人の権利と自由を保証することを主な目的として、「情報処理、ファイル及び個人の諸自由に関する法律」を制定した。この法の遵守を監督する独立機関である「情報処理と諸自由のための国家委員会（Commission Nationale de L'informatique et des Libertes）」は、同委員会はデータ処理に関わる事項について忠告・報告を行い、情報へのアクセスを保証している。

EUメンバーとして、「個人データの自動処理に関する個人の保護のための協定」と「人権と基本的自由を保護するためのヨーロッパ協定」に調印・批准している。また、OECDメンバーとして、OECDの「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」を採用している。

3.4.3.6 公共の秩序および風紀

2000年6月28日、フランス国会下院はインターネット・サービスの内容がフランス法で定められている公共の秩序および風紀に反する場合にはプロバイダーが掲示・民事上の

責任を負うこともあるとする制定法を可決した。

3.4.3.7 知的所有権保護

フィヨン大臣の要請により、テレマティック・サービス事業者団体によって「インターネット憲章」案が作成され、1997年3月、フィヨン仏通信担当相に提示された。この憲章案は、インターネットに適用される基本的な職業倫理（未成年者及び人間の尊厳の保護、治安の尊重、自由及び基本的権利、知的所有権並びに消費者保護）を定めたもので、1997年10月23日、フランス政府はこの「インターネット憲章」の作成を、OECDの全加盟国に提案した。

3.4.4 フランスの電子政府

| | |
|---------------|---|
| 電子政府イニシアティブ | 行政の情報化 |
| 目標 | 2000年未までに、市民と企業がインターネットを介して公共部門のサービスや情報にアクセスできるようにする |
| 主な国家戦略・政策的枠組み | ・1998年1月「情報化社会に向けての政府の行動計画」策定 |
| 推進母体 | 計画委員会（Commissariat du Plan） |
| 政府ポータル | http://www.service-public.fr/ |

フランスではミニテルがすでに普及していたため、フランス国民のインターネット利用に対する関心はあまり高くなかった。1997年8月にリオネル・ジョスパン首相により、情報化社会への取り組みが政府の優先課題として明確に設定され、やっとフランスもインターネットを活用した電子政府構想へ動き出すこととなった。現在、ミニテルで提供されていたさまざまなサービスが、インターネットをはじめとする新しい形の電子サービスに置きかわっている。

3.4.4.1 政策的枠組み・目標など

ジョスパン大統領は、「2000年未までに、市民と企業がインターネットを介して公共部門のサービスや情報にアクセスできるようにする」ことを明言し、フランス政府は電子政府構想への積極的なリーダーシップをとり始めた。1998年1月に、「情報化社会に向けての政府の行動計画」が策定され、フランスにおける情報化政策がとりまとめられた。こうした施策と並行して、各省でもそれぞれの目標を掲げている。たとえば、フランス雇用サービス省は、2001年までにジョブ・マッチングのオンライン・サービスを提供し、2003年までには関連組織とデータを共有できるようにするとしている。社会保障省、金融・産業省は、社会保障関連の申込・支払サービスのためのポータルサイトを2001年未までに立ち上げるとしている。

3.4.4.2 電子政府構想の推進母体

内閣首相官邸の指示のもと、計画委員会（Commissariat du Plan）が、電子政府の戦略策定とコーディネーションを担当している。また、それぞれの省の大臣は、首相の決定した戦略を各省に導入する際、その省で提供するサービスをどのようにオンライン化するかについての統括責任を負う。

3.4.4.3 電子政府イニシアティブおよび進展状況

2000年10月、「Admifrance」と名付けられていたポータル・サイトに代わって、「Service-public」と名付けられた政府ポータル・サイトが立ち上げられた。市民や企業に、公共サービスに関する包括的な情報を提供するものであり、Service-public 立ち上げにより、「2000年未までに、市民と企業がインターネットを介して公共部門のサービスや情報にアクセスできるようにする」という当初の目的は達成されたとも考えられるが、「100%のオンラインサービス供給に向けてのフランスの目標は2005年である」とする記事もある⁴⁴。

フランスは、電子政府の取り組みのために、2001年は約55億フラン（約945億円、1フラン=17.2円計算）の予算を、公共部門の情報システムにつけている。それとは別に、政府職員の教育に6億フラン（約103億円）をつけている。

⁴⁴ NTT データ欧州技術センタ、『フランスの電子政府の取り組み』2001年9月

3.4.5 ドイツ

| | |
|---------------|--|
| 主な法的枠組み、法律・法案 | <ul style="list-style-type: none">・1997年8月「マルチメディア法 情報通信サービスの基本条件の規制に関する法律 (Gesetz zur Regelung der Rahmenbedingungen für Informations- und Kommunikationsdienste)」(通称「マルチメディア法」)、データ保護、デジタル署名、著作権等に関する規定を含む・2001年5月22日「電子署名に関する概況法 (Act on Outline Conditions for Electronic Signatures)」、新たな電子署名法・ECに携わる企業に法人税 |
|---------------|--|

ドイツは、1997年にECに関する先駆的な法律を定めた。しかし、実際のECの総売上げは今後伸びていくだろうという状況である。

3.4.5.1 ECに関わる法律および施策

ドイツでは、1997年8月に「マルチメディア法：情報通信サービスの基本条件の規制に関する包括的な法律 (Gesetz zur Regelung der Rahmenbedingungen für Informations- und Kommunikationsdienste)」(通称「マルチメディア法」)が施行された。

このマルチメディア法は、以下のように構成されている⁴⁵。

- 第1款 テレサービス法
- 第2款 テレサービス・データ保護法
- 第3款 デジタル署名法
- 第4款 刑法一部改正法
- 第5款 秩序違反法一部改正法
- 第6款 青少年に有害な図書の流布に関する法律一部改正法
- 第7款 著作権法一部改正法
- 第8款 価格表示法一部改正法
- 第9款 価格表示規則一部改正法
- 第10款 改正価格表示規則の位置づけ変更
- 第11款 マルチメディア法の発効

マルチメディア法によって、既存の刑法、著作権法などが改正されたほか、「電気通信サービスの利用に関する「テレサービス法」、電気通信サービスにおける個人情報保護に

⁴⁵ 参考 夏井高人、海外の関連法案」http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel_h/doc/code/index.html

関する「テレサービス・データ法」およびデジタル署名に関する「デジタル署名法」の 3 つが加えられた。

3.4.5.2 電子署名・認証

EU 指令に従い、2001 年 5 月 22 日、新しい電子署名法である「電子署名に関する概況法 (Act on Outline Conditions for Electronic Signatures) 」が施行された。これは、1997 年の法律に安全性を確保するためのインフラに関する条項が加えられたものとなっている。同時に新しい電子署名法令が 2001 年秋に立法化されることになっている。この中で、認証局に関する条項も設けられている。

3.4.5.3 税制

EC に特化した直接税は未だ設定されていないため、既存の税制が適用されており、EC に携わる企業に対し法人税が課せられる。

3.4.5.4 暗号

1999 年 6 月、暗号に関する政策を発表し、暗号技術製品に対する輸出の際の技術審査が必要だが、輸入については不要とした。

3.4.5.5 プライバシー保護

EU メンバーとして、「個人データの自動処理に関する個人の保護のための協定」と「人権と基本的自由を保護するためのヨーロッパ協定」に調印・批准している。また、OECD メンバーとして、OECD の「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」を採用している。

3.4.5.6 知的所有権保護

1998 年の著作権法改正により、データベースの法的保護に関する 95 年の EU 指令の国内措置が取られた。

3.4.6 ドイツの電子政府

| | |
|---------------|---|
| 電子政府イニシアティブ | 連邦オンライン 2005 (BundeOnline 2005) |
| 目 標 | 2005 年までに、すべての行政サービスを電子的に提供できるようにする |
| 主な国家戦略・政策的枠組み | <ul style="list-style-type: none"> ・1996 年 『Info 2000』計画 ・1999 年 11 月 『21 世紀の情報社会における革新と雇用 (Innovation and Jobs in the Information Society of the 21st Century)』策定 ・2000 年 9 月 『インターネット・フォー・オール 情報社会に通じる 10 ステップ (Internet for All-Ten Steps on the Path to the Information Society)』イニシアティブ発表 |
| 推進母体 | 首相官邸のリーダーシップの下、連邦各省庁。1999年に策定された上記の行動計画は、連邦経済省と連邦教育・リサーチ省が作成 |
| 政府ポータル | http://www.bunde.de |

1996年にコール政権は「Info 2000」計画を発表し、世界経済における競争優位を保つための政策目標を設定した。1998年9月に社会民主党と緑の党の連立政権が発足、その後シュレーダー首相は新しいIT国家戦略と行動計画を策定することを表明し、翌年11月に「21世紀の情報社会における革新と雇用 (Innovation and Jobs in the Information Society of the 21st Century)」が発表された。

3.4.6.1 政策的枠組み・目標など

1999年11月発表された「21世紀の情報社会における革新と雇用」は、連邦経済・技術省(Federal Ministry of Economics and Technology)と連邦教育・研究省(Federal Ministry of Education and Research)が作成した。情報化社会において欧州内でリーディング・ポジションを獲得するため、インフラを整備、マルチメディア技術の教育促進、信頼性と安全性を高めるための法的枠組み整備、新しい雇用の創出、電気通信に関する新規ビジネスの促進、連邦政府の刷新、国際協力の7項目が挙げられ、それぞれについてのイニシアティブが示されている。

3.4.6.2 電子政府構想の推進母体

首相官邸のリーダーシップの下、連邦各省庁が電子政府に取り組んでいる。

3.4.6.3 電子政府イニシアティブおよび進展状況

「BundeOnline 2005」イニシアティブにより行政サービスのオンライン化を進めている。また、EC や電子政府に関する法整備や、連邦・州・地方政府それ自体の刷新などにも積極的に取り組んでいる。

「ドイツ 21: 情報時代に向けて (D-21 : Germany 21 – Entering the information Age)」は「21 世紀の情報社会における革新と雇用」の中の 1 項目として述べられているもので、連邦・州政府と民間部門の協力によってドイツにおける IT 活用を促進していくとしている。電子政府構想を進めるためには、国全体の IT 利用環境を整えていかなければならない。このインターネットは、そうした基盤づくりのための一つである。

このイニシアティブの一部として、シュレーダー首相は「インターネット・フォー・オール：情報社会に通じる 10 ステップ (Internet for All-Ten Steps on the Path to the Information Society)」イニシアティブを、2000 年秋に発表した。

このイニシアティブによる 10 ステップの内容は以下のとおりである。

- インターネット・スキル習得を一般教育の一部に取り入れること
- 学校・教育機関へのパソコン提供の促進
- 失業者のためのインターネット資格認定
- 通信の低料金化実現のために、電気通信業者とインターネット・サービス・プロバイダー間の競争を促進
- インターネットの利用を促進するための非課税措置
- 2005 年までにすべての行政サービスをオンラインで提供することを目指す - “BundeOnline 2005”
- 法制度の整備による EC の促進
- インターネットの安全性を確実にする
- 自主規制による、産業界の責任の強化
- “.Deutschland erneuern (ドイツの刷新)”と名付けられたキャンペーンの実施

2000 年 9 月 18 日、ドイツ政府は「Germany is spelled .de」キャンペーンを開始した。これはシュレーダー首相のリーダーシップのもと、ドイツは 21 世紀に向けて積極的に情報化社会への対応をはかっていくことを表明するものであった。

ドイツ政府はこのほか、連邦政府の行政運営を刷新するために、「政府行政近代化プログラム (Modern Administration Program)」も立ち上げた。このプログラムは、テレワーク・イニシアティブ、情報自由法、行政運営のための新しいやり方を目指す電子ワークフロー・イニシアティブなどを含め、約 40 のイニシアティブから成っている。

3.4.7 イギリス

| | |
|---------------|---|
| 主な法的枠組み、法律・法案 | <ul style="list-style-type: none"> ・1996 年 2 月、情報社会イニシアティブ 発表 ・1999 年 「1999 年の電気通信 [データ保護・プライバシー] 規制 (Telecommunications (Data Protection and Privacy) Regulations 1999)」₄₆ 2000 年 3 月 1 日より施行 ・1999 年 11 月 26 日 「電子商取引：イギリスの課税における課題 (Electronic Commerce: The UK's Taxation Agenda)」出版、2002 年までに導入予定 ・2000 年 3 月 1 日 「1999 年の電気通信 [データ保護・プライバシー] 規制 (Telecommunications (Data Protection and Privacy) Regulations 1999)」施行 ・2000 年 7 月 「2000 年の電気商取引法 (Electronic Communications Act 2000)」 ・2000 年 9 月 「UK オンライン 発表 ・EU の 「電子署名に関する指令」は未批准 |
|---------------|---|

イギリスは、電子政府の実現や EC の発展に向けて精力的に取り組んでいる。1996 年 2 月、英国政府による最初の包括的な情報技術政策「情報社会イニシアティブ」が発表された。これは、ビジネス、保健医療、教育、行政などの分野を対象とし、5 か年計画 (1996 年 - 2000 年) であった。2000 年 9 月、ブレア首相は新たな情報技術政策である「UK オンライン」を発表した。イギリスをオンライン化するための国家戦略であり、(1) 英国市場の近代化、(2) 電子政府の実現、(3) 情報技術分野で英国を世界の一流国にする、などのアクションが提起された⁴⁶。

3.4.7.1 EC に関わる法律および施策

EC に関しては、2000 年 7 月に「2000 年の電気商取引法 (Electronic Communications Act 2000)」が施行されたが、法的整備はまだ初期の段階にある。

3.4.7.2 電子署名・認証

⁴⁶ 財団法人日本情報処理開発協会、「主要国における情報政策に関する調査研究」₄₆、平成 13 年 3 月

「2000年の電気商取引法」によって電子署名の法的拘束力が認められたが、EUの「電子署名に関する指令」は未だ批准されていない。

3.4.7.3 税制

1999年11月26日付で「電子商取引：イギリスの課税における課題（Electronic Commerce: The UK's Taxation Agenda）」が内国歳入庁と関税消費税庁によって出版された。2002年までにECに適合した税制が導入される見込みとなっている。

3.4.7.4 暗号

1997年7月、電気通信法案/ECの促進によって、暗号技術製品に対する輸出の際の技術審査が必要だが、輸入については不要とされた。

3.4.7.5 プライバシー保護

「1999年の電気通信[データ保護・プライバシー]規制（Telecommunications (Data Protection and Privacy) Regulations 1999）」を制定し、1997年のEU電気通信データ保護指令を批准、施行することとなった。同法は2000年3月1日より施行された。

EUメンバーとして、「個人データの自動処理に関する個人の保護のための協定」と「人権と基本的自由を保護するためのヨーロッパ協定」に調印・批准している。また、OECDメンバーとして、OECDの「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」を採用している。

3.4.7.6 知的所有権保護

現在のところ「1988年の著作権・デザイン・特許法（Copyright, Designs and Patents Act 1988）」がECにも適用されているが、「電子商取引に関するEU指令」が批准されれば内容に大きな変化が見られることになる見込みである。

3.4.8 イギリスの電子政府

| | |
|-------------|----------------------|
| 電子政府イニシアティブ | UK オンライン (UK Online) |
|-------------|----------------------|

| | |
|---------------|--|
| 目 標 | 2005 年までに、行政サービス 100%を電子的に提供できるようにする |
| 主な国家戦略・政策的枠組み | <ul style="list-style-type: none"> ・1998 年 競争力のある将来 :知識ベース経済の構築に向けて (Our Competitive Future – building the knowledge Driven Economy)」 ・1999 年 3 月 政府近代化白書 (MGWP :Modernizing Government White Paper)」発表 ・2000 年 9 月 『e.Gov 21 世紀の電子政府サービス (e.Gov – Electronic Government Services for the 21st Century)』発表 ・2000 年 9 月 『UK Online 戦略 (UK Online Strategy)』 |
| 推進母体 | 内閣に設置された電子特命局 (Office of e-Envoy) と電子大臣 |
| 政府ポータル | http://www.e-envoy.gov.uk/ |

イギリスは 1990 年代前半から情報化施策に積極的に取り組んできた。1997 年 4 月にブレア政権が成立し、1998 年にブレア政権は、「2002 年までにイギリスを世界の中で電子取引を行うためにもっともうよい環境にする」とした「競争力のある将来：知識ベース経済の構築に向けて (Our CompetitiveFuture – building the knowledge Driven Economy) 」と題する白書を出した。続く 1999 年 3 月に、「政府近代化白書 (MGWP : Modernizing Government White Paper) 」を発表した。情報化時代に対応するためには、政府を近代化することが中心課題であり、その中の鍵となる課題が、自らを「情報時代の政府 (IAG : Information Age Government) 」に変革することであるとしている。

3.4.8.1 政策的枠組み・目標など

上記の「政府近代化白書 (MGWP) 」では、21 世紀に向けてイギリス全体を活性化し刷新していくためには、政府自身が近代化して生まれ変わらなければならないとし、長期的視野に立った政策策定、迅速な公共サービス、質の高い公共サービス、情報時代の政府、価値ある公共サービスの 5 つのコミットメントを打ち出した。

3.4.8.2 電子政府構想の推進母体

1999 年 9 月に、内閣の一部として電子特命局 (Office of the eEnvoy) が設置された。電子特命局は、政府が推進すべき電子化に関するあらゆる課題、とくに EC と電子政府の問題に取り組む責任を負っている。

ブレア政権はまた、政府全体の電子戦略に責任を持つ電子大臣 (e-Minister) を任命した。

電子大臣は内閣レベルの電子化問題の推進役で、首相に月次進捗報告を行う。

部局レベルでは、各政府部門の上級職員から成る e チャンピオン (e-Champions) ・グループが設置されている。E チャンピオン・グループは、電子大臣と電子特命局をサポートする役割を担っている。

3.4.8.3 電子政府イニシアティブおよび進展状況

2000年9月、イギリス政府は「UK Online 第1回年次報告 (UK Online First Annual Report)」を発表した。その中には、電子政府構想をよりいっそう推進するための行動計画である「UK Online戦略 (UK Online Strategy)」が含まれている。UK Online戦略では、政府が達成すべき94の具体的な行動計画が示されている。

また、当初イギリス政府は、「政府が提供するサービスの25%を2002年までに、2005年までに50%、2008年までに100%電子化する」という目標を掲げていたが、2000年7月に公共サービスの近代化に対して大きな予算をつけることを発表し、それに伴いUK Online戦略を策定した時点で、「2005年までに行政サービスを100%電子的に提供する」とその目標を前倒しにした。

3.5 アジア・太平洋

3.5.1 中国

| | |
|---------------|---|
| 主な法的枠組み、法律・法案 | <ul style="list-style-type: none">・1995年 知的財産の消費者保護に関する規制 (Regulation on Customs Protection of Intellectual Property)」・1999年 10月 商業契約法 (Contract Law)」・2000年 中国における電子商務の発展についての指導的意見 (初稿)」・2000年に新しい特許法を公表、2001年 7月 1日より施行・2001年 1月、暗号化技術使用に関する規制発表・2001年 4月 著作権法改正案 提出・2001年 12月 11日、WTO に正式加盟・プライバシー保護に関する規制なし。むしろ、情報規制 検閲を推進 |
|---------------|---|

中国は、2001年 12月 11日、正式に WTO に加盟した。社会主義社会である中国は、1980年代当時の GATT への復帰を表明した後、市場メカニズムの確立を目指す国内の経済改革努力をつづけてきたが、制度づくりなどの面で多々問題を抱えている。WTO 加盟により、「国際ルール」を学び、国内の改革を進めていくと思われる。

中国では、1994年から EC (電子商務) が始まり、現在は証券取引、金融決算、クレジットカード、飛行機のチケット購入などが電子的に行われている。1998年 11月 18日、江沢民国家主席はマレーシアのクアラルンプールで開かれた「アジア太平洋経済協力会議第六回非公式首脳会議」で、「電子商取引を発展させる面で、われわれは私営および商工企業の推進的役割を重視しなければならないだけでなく、同時に政府部門は EC の発展への良好な法律・法規環境の提供を強化すべきである」と述べたという。現在、中国の EC はスタートの段階で、国全体の情報化水準や情報技術の開発・研究能力は依然として高くない。また法整備もまだまだ必要であるが、今後、徐々に必要な枠組みが整えられていこう。

47

3.5.1.1 EC に関わる法律および施策

2000年春「中国における電子商務の発展についての指導的意見 (初稿)」が公布された。商業法規、知的財産法規、セキュリティ関連法規、金融法規、税関関連法規、また、外国投資家の中国ネット市場への参入問題が網羅され、中国における EC (電子商務) の広範囲

⁴⁷ 参考: チャイナネット、<http://www.china.org.cn/ja-shuzi/1/jj-dzs.htm>

をかバ - した基本的な法律となると見られている。

国内企業の EC ガイドラインとして「中国電子商取引発展戦略綱目（中国電子商務発展戦略綱要）」が公布される見込みである。これにより「電子商取引認証センター（電子商務認証中心）」が設立される予定となっている。

1999年10月、「商業契約法(Contract Law)」が成立、EDI(Electronic Data Interchange)によって作成された契約が合法化された。基本方針から契約の種類まで広範囲に及び、428条項が含まれている。

3.5.1.2 税制

税制に関しては現在、明確な法律はないが、政府は EC は課税対象となると明確に述べており、まもなく中国が電子商取引税を導入する最初の国になると見られている。

3.5.1.3 暗号

2001年1月、暗号化技術を使用する国内外のすべての企業・個人は中国政府に登録を行うことを義務付ける規制が発表された。

3.5.1.4 プライバシー保護

ユーザーのプライバシー保護に関する政府の取決めはとくになく、反対に、情報規制・検閲を積極推進している。すでに、100サイトを「有害」指定している。また、北京と上海のサーバーにフィルターを設置し、「チベット独立」「政治犯釈放」などの反政府およびポルノなどの有害情報の流入を禁止している。

3.5.1.5 知的所有権保護

中国におけるインターネット関連の法規は、国家の安全、ネット環境の安定に重点を置いたものであり、現時点ではとくに著作権保護関連の規約は設けられていない。たとえば、2000年3月、中国文化省は「録音および録画製品のアップロード事業活動に関する通知」を発表し、MP3製品など海賊版となる恐れのある録音および録画製品のアップロードを全面的に禁止した。

しかし、全国人民代表大会は1994年に「知的財産保護に関する決定(Decision on Intellectual Property Protection)」を発表、1995年に「知的財産の消費者保護に関する

規制 (Regulation on Customs Protection of Intellectual Property) 」を公布するなどの動きもある。最近では 2000 年に新しい特許法を公表、2001 年 7 月 1 日より実施している。

2001 年 4 月、「著作権法改正案」が出されたが、この法律がインターネットも対象とするように制定される見込みとなっている。

3.5.2 中国の電子政府

| | |
|---------------|--|
| 電子政府イニシアティブ | ガバメント・オン・インターネット (Government on Internet) |
| 目 標 | 重要な申請書や要望を 2001 年までにウェブで提供する。また、2005 年までに、地方自治体の行政サービスの 80% をウェブ上で提供できるようにする |
| 主な国家戦略・政策的枠組み | ・2001 年 4 月 第 10 次 5 年計画 (The 10th Five-Year-Plan 2001-2005) |
| 推進母体 | 以下を含む国家レベルのイニシアティブ：国家情報化運営委員会 (Steering Committee of National Informatization)、国家開発計画委員会 (State Development Planning Committee)、情報産業部 (Ministry of Information Industry)、国家情報化促進局 (State Informatization Promotion Office)、国家情報センター (State Information Center) |
| 政府ポータル | http://www.gov.cn/ |

この 2、3 年の間に、中国はインターネットの基盤整備を含み、政府によるウェブサイト構築、情報提供など、中国政府は国全体の情報化および電子政府への取り組みを積極的に行っている。

3.5.2.1 政策的枠組み・目標など

2001 年 4 月、全国人民代表大会 (全人代 : National People's Congress) は、IT を核とした「第 10 次 5 年計画 (The 10th Five-Year-Plan) 2001-2005」を承認した。その

計画では 2010 年の GDP を 2000 年の 2 倍にすべく、今後年 7%成長を目指していくこと、農業生産の強化、産業構造調整の推進、第 3 次産業の振興、情報化社会の推進等が謳われている。なかでも生産性を向上のために国の経済と社会を情報化することが最優先事項であり、電子政府を含む情報ベース社会を構築するための政策的枠組みを整えることが鍵であるとされている。そして、この「情報化社会の促進」は、公共部門の情報化、地域の情報化、民間部門の情報化、社会の情報化の 4 つの要素から成っている。

中国政府は、電子政府を実現することによって、以下の効果が出ることを期待している。

- 政府職員の削減
- より速く仕事を進めること
- よりオープンで公正で理に適った行政
- 国民ともっと相互にやりとりするインタラクティブなサービス体制

3.5.2.2 電子政府構想の推進母体

情報化社会と電子政府の実現に向けて国家レベルでイニシアティブをとる政府機関は、国家情報化運営委員会（Steering Committee of National Informatization）、国家開発計画委員会（State Development Planning Committee）、情報産業部（Ministry of Information Industry）、国家情報化促進局（State Informatization Promotion Office）、国家情報センター（State Information Center）である。

3.5.2.3 電子政府イニシアティブおよび進展状況

少なくとも 50 の政府機関のウェブサイトと政府のポータルサイトがあると言われている。中国政府のウェブサイトは <http://www.gov.cn/> だが中国語のみである。中国は、2005 年までに市民向けサービスの 80% をオンライン化すると計画している。

中国におけるオンライン行政サービスのためのインフラ整備はまだ不十分であるが、一貫して国家レベルでの電子政府実現の取り組みが行われてきている。1997 年、情報化を進めるための議論のための「情報化国家会議」が開催され、政府内におけるジョイント・システム開発のための統一標準や資源共有のためのシステム内の相互接続などを定義した原則が話し合われた。

1999 年 1 月 22 日、チャイナテレコムと 40 人以上の政府関係者が、「インターネット・

ガバメント (Government on Internet) 」プロジェクトを開始した。このプロジェクト計画によれば、80%以上の国家機関とすべての地方行政機関は 2005 年までにウェブサイトを立て上げるとしている。

2000 年、日立と北京科学技術大学は、ジョイントで電子政府に特化したショールームを設立し、中国市場における「電子政府のためのシステム」のマーケット調査を行い、互いに技術とノウハウを提供しあうことをアナウンスした。2001 年 10 月に、この二者の協力によるショールーム「中国サイバー・ガバメント広場 (CCGS : China CyberGovernment Square) がオープン予定である。

3.5.3 インド

| | |
|----------------------|---|
| <p>主な法的枠組み、法律・法案</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・1994 年「1957 年著作権法 (Copyright Act of 1957)」の改正 ・1998 年「1998 年電子商取引法 (Electronic Commerce Act 1998)」 ・2000 年 10 月 18 日「2000 年 IT 法 (Information Technology Act of 2000)」施行、これによりデジタル署名合法化 ・2001 年 1 月 1 日「2001 年の知的所有権の商取引に関する見解 (Trade Related Aspects of Intellectual Property)」 |
|----------------------|---|

インド政府は、IT 分野を産業新興の重要分野とみなし、IT 法を制定したり、EC や国際通信分野で規制緩和を進めるなど、外資が進出しやすい制度改革を進めている⁴⁸。

3.5.3.1 EC に関わる法律および施策

1998 年、「1998 年電子商取引法 (Electronic Commerce Act 1998) 」が施行された。法的基盤を与えることにより、EC を促進するための安全で規制された環境をつくることを目的としている。全体の構成は 15 に分かれ、電子記録・電子署名、電子記録と電子署名の安全確保、電子契約、電子署名に関する法的問題、政府による電子記録と電子署名の受け入れと利用、ネットワーク・プロバイダーの責任、犯罪に対する罰則等から成っている。

2000 年 10 月 18 日、「2000 年 IT 法 (Information Technology Act of 2000) 」が施行された。EC を推進するための基本的な法的枠組みを与え、電子政府の実現を図るものであるハッカーなどによるコンピュータ・ネットワーク規制や、ネットワーク上における扮装処理のための仲裁機関設立なども含まれている。

⁴⁸ 日本機械輸出組合、『インドの電子商取引関連法制度の成立』、JMC 2000.11

3.5.3.2 電子署名・認証

「2000年 IT 法」により、デジタル署名が合法化された。政府は「2002年6月までに電子署名が実用可能となる」と発表した。

3.5.3.3 税制

インド政府は2000-2001年度にはECには課税を行わないとの発表を行い、現在、所得税の導入が議論されている。

3.5.4 インドの電子政府

| | |
|---------------|---|
| 電子政府イニシアティブ | E ガバナンス |
| 目 標 | 今後5年間に、少なくとも25%以上できるかぎりの行政サービスをオンラインで提供 |
| 主な国家戦略・政策的枠組み | ・ E ガバナンス (Electronic Governance) 」イニシアティブ ・政府の5か年計画の中で政府の電子化構想と予算について明言 |
| 推進母体 | インド中央政府情報技術省内 (MIT : Ministry of Information Technology) のエレクトロニック・ガバナンス部門 (Electronic Governance Division) |
| 政府ポータル | http://egov.mit.gov.in |

インドは、電子政府を「E ガバナンス (Electronic Governance) 」と表現し、政府の電子化に積極的に取り組んでいる。インド政府は、「E ガバナンスとは、必要なときにどこからでも行政情報や行政サービスにアクセスできる選択肢を市民に与えることである」と定義している。

いままでインドは、政府内における IT 投資を積極的に進めてきた。それらの IT 投資は、主として各政府機関内の個々の活動をコンピュータ化すること自体を目的としたものだった。そのため、その IT 投資は、いままで手作業で行っていたことを単に自動化するだけの

結果をもらした。しかし 21 世紀に入った今、インド政府は単なるコンピューター化を進めるのではなく、行政サービスのあり方、政府の運営や意思決定プロセス方法等の本質的な変革が必要であり、その結果が「SMART ガバナンス (SMART governance)」となるとする。SMART は、Simple, Moral, Accountable, Responsive and Transparent government の頭文字を表している。そして、エレクトロニック・ガバナンスの実現を通してこれらの変革を遂げようとしている。

3.5.4.1 政策的枠組み・目標など

インド中央政府は、政府の 5 か年計画の中で、全体予算の 2-3% を IT 投資に割り当てるとしている。そして、これらの IT 投資は市民への行政サービスを向上させるものを最優先とし、そうした市民サービス向上に真っ先に取り組みなければならない分野として、公共サービスについての苦情（電気、水道、電話、配給カード (Ration Card)、衛生設備、警察）、社会サービス（年金、ライセンス関連、各種証明書等）を挙げている。

また、今後 5 年間に、少なくとも 25% 以上できるかぎりの行政サービスをオンラインで提供されるようにすることとしている。

3.5.4.2 電子政府構想の推進母体

E ガバナンス構想を進めるために、インド中央政府は情報技術省内 (MIT : Ministry of Information Technology) に「エレクトロニック・ガバナンス部門 (Electronic Governance Division)」を新設した。この情報技術省内にあるエレクトロニック・ガバナンス部門がインド全体における電子政府構想を進める責任母体である。そして州政府はそれぞれの州ごとに電子政府プロジェクトを進めている。

3.5.4.3 電子政府イニシアティブおよび進展状況

電子政府構想の推進母体である MIT は、電子政府を推進するために次のようなイニシアティブをとっている。

(1) 「E ガバナンス・センター」設置

「E ガバナンス・センター (Center for E-Governance)」は、電子政府実現のための既存のツールやアプリケーション、成功事例などを提示することを目的としている。また政府職員、法律制定者、産業界その他電子政府構築の鍵となるプレイヤーが集い、

重要な問題について議論し、学び、情報を共有する場としての機能を提供することも目的としている。

(2) 国家レベルのワークショップを開催

電子政府構想を効果的に進めるにあたり、首相を議長とする国家レベルのセミナーを組織することを提案した。電子政府に関わる重要な意見がこれらの政治リーダーたちからと、またセミナーに招待した市民から得ることで、国家レベルの強力なコンセンサスが得られるとしている。

(3) E ガバナンス・ウェブサイトの立ち上げ

MIT は、E ガバナンス・ウェブサイト (<http://egov.mit.gov.in>) を立ち上げ、広く一般に情報を提供している。

3.5.4.4 プライバシー保護

イギリスの「データ保護法 (Data Protection Act)」を基に「1998 年の情報セキュリティ・プライバシー・データ保護法 (Policy on Information Security, Privacy and Data Protection Act of 1998)」草稿が、1998 年の終わりに作成されることになっていたが、未だ施行されていない。

3.5.4.5 知的所有権保護

「1957 年著作権法 (Copyright Act of 1957)」が 1994 年に改正され、EC も対象となった。また、2001 年 1 月 1 日より「2001 年の知的所有権の商取引に関する見解 (Trade Related Aspects of Intellectual Property)」が施行された。

3.5.5 マレーシア

| | |
|---------------|--|
| 主な法的枠組み、法律・法案 | <ul style="list-style-type: none">・1991 年「ビジョン 2020」・1996 年「サイバー法 (Cyber Law)」税制措置など優遇・1998 年 10 月「1997 年の電子署名法 (Digital Signature Act of 1997)」が法令化・1998 年「コミュニケーション・マルチメディア法 (Communications and Multimedia Act)」が法令化・2001 年現在、「個人データ保護法 (Personal Data Protection Act)」が草稿の最終段階、2002 年に議会提出 |
|---------------|--|

1991年、マハティール首相は、「マレーシアは2020年までに先進諸国入りする」という国家戦略「ビジョン2020」打ち出した。以来、マレーシアはマハティール首相の強力なリーダーシップのもと、その達成を目指して精力的に取り組んでいる。ビジョン2020のもとで国家開発を進めるにはITの推進が不可欠とし、情報通信産業の戦略的育成に力を注いでいる。具体的には、「マルチメディア・スーパーコリドー（MSC：Multimedia Super Colidor）」計画が精力的に遂行されている。同時に、MSC推進の中で情報化やEC関連の法規制の整備も進められている。

1996年「サイバー法（Cyber Law）」が制定された。同法はMSC地区（下記枠外にて詳細を説明）に最善の環境を整えることを目的とした特別な法律であり、この地域内のみ適用されるものとなっている。

3.5.5.1 電子署名・認証

1998年10月「1997年の電子署名法（Digital Signature Act of 1997）」が法令化され、電子署名が合法化された。これにより、政府によるCA監査官（Controller of Certification Authority）の指名権が確立され、認証局の役割、認証局申請手続き、監査許可書申請法などの項目が定められた。

3.5.5.2 税制

マルチメディア・スーパー・コリドー対象のサイバー法で、「10年間で最大100%の税の免除」「マルチメディア機器の課税控除」などの措置が取られている。

3.5.5.3 プライバシー保護

1998年「コミュニケーション・マルチメディア法（Communications and Multimedia Act）」が法令化され、不法通信傍受、暗号化などに関する項目がカバーされている。同時にマレーシア政府は「電子商取引の拡大のためには政府介入は極力押さえるべき」との姿勢を取っており、産業界による自主規制の確立を促している。

2001年現在、「個人データ保護法（Personal Data Protection Act）」が草稿の最終段

階に入っており、2002年には議会に提出される見込みとなっている。この法案によって、個人情報などの悪用に対する罰金などの刑罰が導入される。

3.5.5.4 知的所有権保護

商標、特許、及び著作権についての保護が規定されている。

- 商標の規制は「1976年商標法（Trade Marks Act 1976）」に基づいている。
- 特許の規制は「1995年特許改正法（Patents Amendment Act 1995）」に基づいている。
- 著作権規制は「1,990年著作権改正法（Copyright Amendment Act 1990）」に基づいている

3.5.5.5 マルチメディア・スーパー・コリドー（MSC）計画

「マルチメディア・スーパー・コリドー（MSC）」計画は、マハティール首相の強力なリーダーシップによって、新空港と新首都の建設に伴い、その隣接地域一帯を特定して、マルチメディアによる新しい都市づくりをめざすもので、1996年に発表された。

スーパー・コリドー（回廊）は、首都クアラルンプールから南に広がるアブラヤシ林に囲まれた幅15キロ、長さ50キロに及ぶ地域で、特別経済地区となっている。米マイクロソフト、英ブリティッシュ・テレコム、米インテル、日本NTT、ロイターなどの外国企業を含む多数の企業が参加している。MSCの計画は以下のとおりとなっている。

- 第1段階（2004年まで）：国際クラスの企業を誘致し、サイバー法の枠組みを完成させる。7つの基幹アプリケーションである、1.世界初多目的カード、2.研究開発拠点、3.電子政府、4.国際的遠隔製造網、5.グローバル・マーケティング・センター、6.遠隔医療、7.遠隔教育、の運用を実現する。
- 第2段階（2005年～）：マレーシア国内と海外に複数のスーパー・コリドーを設置。国際企業の誘致、基幹アプリケーションの世界標準化、グローバル社会におけるサイバー法の設置、海外のインテリジェント・シティとの回線接続。
- 第3段階（2020年頃まで）：マレーシア全土にスーパー・コリドー・プロジェクトを拡大し、国際的な企業の誘致を増加させる。12の海外サイバージャマの間を情報ハイウェイで連結する。国際サイバー法廷をスーパー・コリドーに開設する。

3.5.6 マレーシアの電子政府

| | |
|---------------|---|
| 電子政府イニシアティブ | リインベンティング・ガバメント (Re-inventing government) |
| 目 標 | 国家目標として、2020年までに先進諸国入りする |
| 主な国家戦略・政策的枠組み | <ul style="list-style-type: none"> ・1991年、国家ビジョン「ビジョン 2020」発表 ・1996年「マルチメディア・スーパー・コリドー (MSC)」計画策定 |
| 推進母体 | マハティール首相の強いリーダーシップのもと、首相官房 (Prime Minister's Office) |
| 政府ポータル | とくになし |

現在マレーシアは、従来の「天然資源活用型経済」から「知識集約型経済」にその体質を転換しようと努力しており、IT 産業は知識集約型経済転換へ向けての中核産業と位置づけられている。そして、情報化時代の国家をリードしていくため、積極的に電子政府イニシアティブを進めている。

政府は、電子政府の実現により、マレーシア市民への行政サービス向上と同時に、政府運営の改善がもたらされるとしている。たとえば、電子政府によって市民に対する利便性や、アクセシビリティを増し、市民や企業とのやりとりの質を改善できる。あるいは、政府内の情報の流れや、政策策定・調整・実施といった政府内プロセスのスピードをあげ、また質も改善できるとする。電子政府は言い換えれば、IT を使った政府の再構築「リインベンティング・ガバメント (Re-inventing government) 」である。

3.5.6.1 政策的枠組み・目標など

マレーシアの電子政府構築は、「2020年までに先進諸国入りする」とい国家ビジョンを達成するための計画である「マルチメディア・スーパー・コリドー (MSC)」の7つの主要プロジェクト⁴⁹の一つとなっている。

⁴⁹ 7つの主要プロジェクトは、電子政府、多目的カード、遠隔教育、遠隔医療、研究開発拠点、国際的遠隔製造ネットワーク、国境を越えたマーケティングセンターである。

3.5.6.2 電子政府構想の推進母体

電子政府構想は、マハティール首相の強いリーダーシップのもと、首相官房（Prime Minister's Office）がイニシアティブをとっている。

3.5.6.3 電子政府イニシアティブおよび進展状況

以下の 5 つのパイロット・プロジェクトが、行政近代化・管理計画部（MAMPU : Management Modernisation Planning Unit）によって進められている。各プロジェクトは、システムを導入する省庁の担当者と開発を担当する民間企業から成るチームで開発されている。

(1) プロジェクト・モニタリング・システム（PMS : Project Monitoring System）

運営機能（Operational Functions）、管理機能（Managerial Functions）、ナレッジマネジメント機能（Best practices knowledge and report generation）の 3 つのフェーズを通して、省庁内の協業を支援するシステムを構築する。

98 年 10 月にスタート、2001 年 11 月 15 日現在で第 3 フェーズの機能仕様を固めた段階にある。

(2) 人材管理情報システム（HRIMS : Human Resource Management Information System）

人材管理を改善し、市民サービスをよりよくするための人員計画に役立つシステムを構築する。これには、オンライン就職斡旋や必要な人員予測などが含まれる。

99 年 4 月にスタート、システムの設計開発を終了し、2001 年 11 月 15 日現在でシステム開発の段階にある。

(3) 首相官房のオフィス環境整備（GOE : Generic Office Environment）

マルチメディア技術やグループウェア技術を活用し、ペーパーレスの作業環境を構築する。

99 年 5 月からスタートし、2001 年 5 月にパイロットシステムが完成、行政近代化・管理計画部と首相官房の行財政部門に導入された。続いて 2001 年 6 月にパイロットサイト全域に導入された。

(4) 電子調達 (EP : Electronic Procurement)

政府が調達する財やサービスの購買プロセスを、インターネットを通して自動化する。これは、一括契約、直接購買、見積り、入札の機能を含む。

99年6月にスタート、2000年10月にフェーズ1のシステムが稼動した。

(5) 電子サービス (E-Services++ : Electronic Delivery Services)

ワイヤレス・アプリケーション・プロトコル、インタラクティブ・ボイス・レスポンス、ウェブTV、キオスク、パソコンなどの電子的チャネルを通じて行政と市民が双方向にやりとりできるようにする。具体的な行政サービスとしては、運転免許証関連手続き、電話や電気などの公共料金の支払い、健康に関する情報提供などである。

2000年5月にスタート、交通省道路交通課に関連するオンライン・サービスの正式スタートが2001年12月に予定されている。

3.5.7 シンガポール

| | |
|---------------|---|
| 主な法的枠組み、法律・法案 | <ul style="list-style-type: none">・1992年「IT2000計画 (IT2000インテリジェント・アイランド構想)」・1996年「電子商取引環境整備プログラム (E-commerce Hotbed Program)」導入・1997年「シンガポール・ワン構想」・1998年4月「電子商取引の政策枠組み」発表・1998年9月、産業界の自主規制である「個人情報・インターネット商業における消費者コミュニケーション保護に関する規約 (E-Commerce Code for the Protection of Personal Information and Communications of Consumers of Internet Commerce)」発表・1998年7月10日「電子商取引法 (ETA: Electronic Transaction Act)」公布・1998年9月「電子商取引マスタープラン (E-Commerce Master Plan)」・1999年2月、「1999年電子取引規制 (Electronic Transactions Regulations of 1999)」(電子署名の合法化と認証局の規制細目)・2000年「ICT (情報通信技術) 21マスタープラン」・2000年8月31日、国内歳入局により「電子的に配送された製品は、シンガポール一般税に該当する」としたガイドライン発表 |
|---------------|---|

シンガポールは1980年代から非常に積極的に情報化に取り組んでおり、現在、アジアにおける情報とECのハブとなる国家戦略を強力に推進している。

シンガポールの情報化の全体構想は、1992年に作成された「IT2000計画 (IT2000インテリジェント・アイランド構想)」で、21世紀へ向けての情報化政策の骨組みが整えられた。1997年には「シンガポール・ワン構想」によって、情報インフラ整備の方針が具体的

に示された。

EC に関する具体的な取り組みは、1996 年に始まった。1996 年、EC の利用を活発化し、シンガポールを EC のハブにすることを狙った「電子商取引環境整備プログラム (E-commerce Hotbed Program)」が導入された。1997 年、関係省庁による EC 政策委員会が組織され、1998 年 4 月に「電子商取引の政策枠組み」が発表された。ここで、民間主導の EC、政府による安全で確実な EC 環境の整備、関連法案の整備といった、EC の原則とその促進のための政策提言がなされた。

3.5.7.1 EC に関わる法律および施策

1998 年 7 月 10 日、「電子商取引法 (ETA: Electronic Transaction Act)」が公布された。これにより、EC を取りまく法的基盤が整備された。この「電子商取引法」には、電子的記録と電子署名、ネットワーク・サービス・プロバイダーの責任、電子的契約、電子的記録と電子署名の安全性、デジタル署名の法的効果、認証局と規制、電子的記録と電子手署名の政府による利用といった内容が盛り込まれた。

1998 年 9 月に「電子商取引マスタープラン (E-Commerce Master Plan)」が施行され、シンガポールを国際的な EC の中心地の一つとするための法的、政治的な土台が整備された。

2000 年には「ICT (情報通信技術) 21 マスタープラン」が発表され、以下の 5 つの柱となる政策が明示された。

通信事業の自由化

国民に対する IT 啓発と普及

シンガポールを EC のハブとする

デジタル時代の勢いに対応した IT 人材の育成

情報通信産業の振興

3.5.7.2 電子署名・認証

1999 年 2 月に公布された「1999 年電子取引規制 (Electronic Transactions Regulations of 1999)」により、電子署名の合法性が確立され、安全な電子署名の作成方法やユーザー側の法的責任など、細かな条項が設定された。また、ライセンス製となった認証局の申請手続、審査基準などが明確化した。

3.5.7.3 税制

2000年8月31日、国内歳入局（Inland Revenue Authority）」により「電子的に配送された製品は、シンガポール一般税に該当する」としたガイドラインが発表された。これにより、登録した外国のサプライヤーに対し、シンガポールに住む顧客に対して販売された商品の一般税を徴収する義務が課された。

3.5.7.4 プライバシー保護

シンガポールには、データ保護およびプライバシー保護に関する全般的な法律は導入されていない。むしろ、政府による社会統制を優先し、国内の反政府団体を管理するためネット上の監視を積極的に行っている。たとえば、1996年7月より禁止サイト一覧をシンガポール放送局（Singapore Broadcast Authority）が指定し、有害情報への規制を義務付けている。

一方、1998年9月、国家インターネット諮問庁（National Internet Advisory Board）は産業界の自主規制である「個人情報・インターネット商業における消費者コミュニケーション保護に関する規約（E-Commerce Code for the Protection of Personal Information and Communications of Consumers of Internet Commerce）」を発表し、プロバイダーがユーザーの個人情報を機密情報として取り扱うことを推奨した。これによってプロバイダーによるユーザー個人情報の無断使用および通信傍受などが禁止された。

3.5.7.5 知的所有権保護

- 著作権規制は「1999年著作権改正法（Copyright Amendment Act 1999）」に基づいている。
- 特許の規制は「2001年特許改正法（Patents Amendment Act 2001）」に基づいている。

3.5.8 シンガポールの電子政府

| | |
|-------------|------------------------------------|
| 電子政府イニシアティブ | コネクティド・ガバメント（Connected Government） |
| 目 標 | 2002年までに、統合された電子サービスの提供、デジタル・エコノミー |

| | |
|---------------|---|
| | 時代の政府に刷新、IT 技術のさらなる活用を目指す |
| 主な国家戦略・政策的枠組み | <ul style="list-style-type: none"> ・1980 年 国家コンピューター化計画 (National Computerization Initiative)」 ・1986 年 国家 IT 計画 (National IT Plan)」 ・1992 年 『IT2000 計画 (IT2000 インテリジェント・アイランド構想)』 ・2000 年 「インフォコム 21 (Infocomm 21 :Information and Communications Technology for the 21st Century)」および、電子政府行動計画 (e-Government Action plan)」策定 |
| 推進母体 | インフォコム開発局 (IDA : Infocomm Development Authority of Singapore) |
| 政府ポータル | http://www.ecitizen.gov.sg/ , http://www.gov.sg/ |

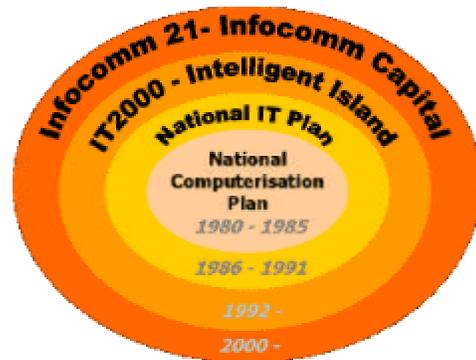
シンガポールの電子政府化構想は、1980 年代に始まった国家情報化戦略からつながる流れにある。1965 年にマレーシア連邦から独立したシンガポールは、国土面積わずか 650 平方キロメートル足らず（東京 23 区とほぼ同じ）、人口約 402 万人の小さな国家であるが、東南アジア圏の交通・貿易・金融サービスの重要な拠点となっている。

国土と人的資源の制約の悩みから、行政のコンピューター化による情報化をシンガポールの経済発展の要として位置付け、1980 年に国家コンピューター委員会 (Committee on National Computerization) を設置するとともに、「国家コンピューター化計画 (National Computerization Initiative) 」を策定した。翌年 1981 年には、国家コンピューター庁 (NCB : National Computerization Board) が設置され、省庁へのコンピューター導入がさらに大規模に進められた。

1986 年、政府は「国家 IT 計画 (National IT Plan) 」を策定した。これは、IT 人材の育成や情報通信インフラの整備、アプリケーションの開発などから成る情報産業基盤整備構想で、情報化政策は国家の競争優位となると位置付けたものであった。

1992 年 4 月に、「インテリジェント・アイランド構想 : IT2000 報告書 (A Vision of An Intelligent Island: IT 2000 Report in April 1992) 」と題したレポートが出された。これは、シンガポールにおける情報化政策の具体的な枠組みである。単にコンピューターを導入したり通信インフラを整備するだけでなく、それらを利用していかに質の高いサービスを国民に提供するか、シンガポールの経済社会全体がいかに競争力を高めるかについての国家戦略であり、接続された政府、「コネクティド・ガバメント (Connected Government) 」を目指すものだった。

2000年、新しい国家戦略「インフォコム 21 (Infocomm 21 : Information and Communications Technology for the 21st Century) 」がスタートした。これは、1992年の「インテリジェント・アイランド構想」後の次の国家戦略である。情報化社会がますます進展し、経済もますますグローバル化していることを受け、ビジネスのグローバル化、市場の自由化、EC や E ビジネスの活発化、インターネットのさらなる普及などに統合的に対応するための、インフラ整備とアプリケーション開発を含めた政府構想である。このインフォコム 21 戦略を推進するための一つの行動計画として、「電子政府行動計画 (e-Government Action plan) 」が策定された。2000年から3年間で、この行動計画に約15億シンガポールドルを費やす予定となっている。



3.5.8.1 政策的枠組み・目標など

「電子政府行動計画」は、向こう3年間で以下を達成することを戦略目標として掲げている。

デジタル・エコノミー時代の政府に生まれ変わる (Re-inventing Government in the Digital Economy)

統合された電子サービスを提供する (Delivering Integrated Electronic Services)

前向きで迅速になる (Being Proactive and Responsive)

情報通信技術を新たな可能性に活用する (Using Infocomm Technologies to Build New Capabilities and Capacity)

情報通信技術によってさらなる革新を目指す (Innovating with Infocomm Technologies)

電子政府により、よりいっそう高いレベルの「C.A.R.E.」が実現できるとしている。「C.A.R.E.」は、Courtesy (思いやり)、Accessibility (アクセシビリティ)、迅速 (Responsiveness)、効率 (Effectiveness) の頭文字である。

これらの戦略目標を達成するための具体的な方法として、以下の6つのプログラムが導入されている。

(1) 知識ベースの職場の実現 (Knowledge-Based Workplace)

政府内あらゆるレベルにおいて職員は、ワークプロセス、サービス提供、チームワークの向上のために IT 技術を使いこなせなければならない。

(2) 電子サービスの提供 (Electronic Services Delivery)

すべての行政サービスは、電子的に提供されるか、あるいは IT 技術を活用してそのサービス提供を改善されなければならない。

(3) 技術実験 (Technology Experimentation)

急速に変化する IT 技術トレンドに遅れずについていき、誤った意思決定によって多大な投資をしないために、技術実験が役に立つ。

(4) 運営効率の改善 (Operational Efficiency Improvement)

効率的で効果的な行政運営のためのバックボーンとして、つねにハードウェアやワークエンジン、データプロセッシングを最新状態にしておく。

(5) 変化にすばやく対応できかつ強固なインフラ構築 (Adaptive and Robust Infocomm Infrastructure)

適切に設計された、信頼・柔軟性のあるインフラストラクチャが、電子政府構想を支えるために必要である。

(6) 情報通信技術教育 (Infocomm Education)

情報通信技術教育は、単にシステムやアプリケーションの使い方を学ぶのではなく、ワークプロセスやサービス提供を改善するためにどのように活用するかを学ぶプログラムである。

3.5.8.2 電子政府構想の推進母体

シンガポールの情報化政策は、1980 年以来、国家コンピューター庁 (NCB) が統括責任者として管轄し、各省庁内がそれぞれ情報化担当部署を設置して、NCB と協力して IT 政策を進めてきた。1999 年にインフォコム 21 の計画が策定されたとき、NCB と Telecommunications Authority of Singapore (TAS) が統合され、インフォコム開発局 (IDA : Infocomm Development Authority of Singapore) という組織になった。現在、この IDA が、電子政府を含めた情報化戦略を統括している。

3.5.8.3 電子政府イニシアティブおよび進展状況

シンガポールでは、電子政府として、すでに以下のサービスが提供されている。

(1) e シチズン・センター (eCitizen Centre)

<http://www.ecitizen.gov.sg/>

1999年4月、シンガポール政府は「eシチズン・センター」ホームページを立ち上げた。これは、行政サービスのポータルサイトで、行政機関の情報とサービスが一つのホームページから提供されるようになった。つまり、行政サービスのワン・ストップ・サービスである。

(2) ガバメント・ショッップフロント (Government Shopfront)

政府の出版物やビデオを購入できる、インターネット上の電子ストアである。現在、地域開発省のサイトから書籍とビデオ、統計省から社会経済データや統計分析などの公式統計を購入できる。

(3) ガバメント・インターネット・ウェブサイト (Government Internet Website)

<http://www.gov.sg/>

ガバメント・インターネット・ウェブサイトは、1995年に立ち上げられたシンガポール公式ウェブサイトである。ここから、eシチズン・センターはもちろん、政府のあらゆる情報にアクセスできるようになっている。

3.5.9 韓国

| | |
|---------------|---|
| 主な法的枠組み、法律・法案 | <ul style="list-style-type: none">・1994年、『公共機関により管理された個人情報の保護に関する法』制定・1999年2月5日、『1999年の電子署名法』制定。7月1日から施行・1999年2月8日、『電子商取引基本法 (Basic Law on Electronic Commerce)』制定・1999年4月、情報化政策『サイバー코리아 21 (Cyber Korea 21)』発表・2002年1月よりEC活動に対し課税を開始予定・知的所有権システムの改正が進行中 |
|---------------|---|

韓国政府は、ECが世界経済の新しいパラダイムを形成しつつあり、世界経済にとっての大きなチャンスであると認識し、韓国におけるEC発展を積極的に支援している。

韓国では1996年から1997年にかけてBtoCの取引が行われるようになり、1998年に入って本格的なサイバーモールが登場した。1999年にはBtoBが登場した。1999年4月、

韓国の情報化政策である「サイバー코리아 21 (Cyber Korea 21) 」が発表され、韓国政府は国家として「知識情報の創出、蓄積、活用能力の先進化で 2002 年までに世界 10 位圏の情報化先進国」に入ることを目標に掲げた。

3.5.9.1 EC に関わる法律および施策

1999 年 2 月 8 日、「電子商取引基本法 (Basic Law on Electronic Commerce) 」が制定され、電子文書によって行われる取引の法的効力が明確になった。韓国政府は、EC 推進においては民間が主導的役割りを果たすべきで、政府は標準化や技術開発の支援、インフラや法制度の整備といった役割りに限定されるべきとの考え方で施策を進めている。

2000 年 12 月、EC 政策会議が開催され、EC きの活性化を目的とした「韓国における E ビジネス・イニシアティブ (e-Business Initiative in Korea) 」計画がまとめられた。これは各省庁ごとの EC 推進や法案整備、電子文書や電子カタログなどの実務分野の標準化などが含まれている。

2001 年 5 月、技術標準化に向けたロードマップが確定し、EC の標準化作業が加速化する見込みとなっている。EC フレームワーク、ビジネスモデル、電子カタログ、製品モデル、電子文書など 6 つの分野において、2003 年までの 3 年間にわたる標準化推進計画が明示されている。

2001 年 12 月に電子商取引基本法の全面改正を決議した。主な改正項目は次の通りである。

- 電子取引に関する法律関係の明確化
- 消費者保護など電子取引の安全性と信頼性の強化
- 電子取引促進策の強化
- 電子取引紛争調停委員会の新設

3.5.9.2 電子署名・認証

1999 年 2 月 5 日、「1999 年の電子署名法」が制定、1999 年 7 月 1 日から施行された。電子文書の安全性と信頼性を確保するための基本的な事項が定められた。これにより、電子署名が合法化された。2001 年中には改訂作業を行い、国際的に利用可能な電子署名体制を構築する計画を立てている。

1999 年 2 月 8 日には、「電子商取引基本法」が制定された。これにより、政府が認証局

を選定することが定められた。

3.5.9.3 税制

韓国財政經濟部 (Ministry of Finance and Economy) は、「2002 年 1 月より EC 活動に対し課税を開始する」との発表を行っている。

3.5.9.4 プライバシー保護

1994 年、「公共機関により管理された個人情報の保護に関する法」が制定された。これは、OECD のプライバシーガイドラインを基盤としている。同法は、公共機関によって所持されているコンピュータ上の個人情報の管理を規定している。

産業資源部は 1998 年 5 月に、プライバシーの保護を含む、EC に関する立法のための一連のガイドラインを提案している。

3.5.9.5 知的所有権保護

韓国特許庁 (Korean Intellectual Property Office) が管轄となり、知的所有権システムの改正が行われている。

3.5.10 韓国の電子政府

| | |
|---------------|--|
| 電子政府イニシアティブ | 2001 年度行政情報化促進施行計画 |
| 目標 | 2002 年末までに、政府内のペーパーワークを 50%削減するとともに、市民が政府とやりとりする必要のあるペーパーワークも 50%削減する |
| 主な国家戦略・政策的枠組み | <ul style="list-style-type: none">・1995 年 8 月 「情報化促進基本法」制定・1999 年 1 月同法の大幅改正・1999 年 4 月 「サイバーコリア 21 (Cyber Korea 21)」発表・2000 年 9 月 「2001 年度行政情報化促進施行計画」策定・2001 年 2 月 28 日 「電子政府実現のための行政業務等の電子化促進に関する法律 (電子政府法)」成立、2001 年 7 月 1 日から施行 |
| 推進母体 | 情報化推進委員会、情報化推進実務委員会、情報化推進分化委員会および行政自治部 |

韓国の情報化施策の基本は、1995年8月に制定された「情報化促進基本法」である。この法律は1999年1月に大幅に改正された。現在、同法に基づき情報化推進委員会、情報化推進実務委員会、情報化推進分化委員会が設置され、情報化推進施行計画が策定されている。

1999年4月に、情報化政策である「サイバー코리아 21 (Cyber Korea 21)」が発表された。

2000年9月に定められた「2001年度行政情報化促進施行計画」では、国民に対する顧客指向的な行政サービスの高度化、行政の生産性の向上による競争力の強化、電子政府の実現のための行政情報通信網などの基盤拡充の3つの分野が、この計画の推進目標とされた。

3.5.10.1 政策的枠組み・目標など

2001年2月28日、「電子政府実現のための行政業務等の電子化促進に関する法律（電子政府法）」が成立し、2001年7月1日から成功された。これは、政府業務の電子処理のための基本原則、手続き、推進法などを規定したもので、これらの規定により、電子政府実現を促進し、かつ政府の生産性と透明性、民主性の向上、知識情報時代の国民生活の質の向上を目指している。

3.5.10.2 電子政府構想の推進母体

韓国の情報化施策は、先に述べたように、「情報化促進基本法」に基づき、情報化推進委員会、情報化推進実務委員会、情報化推進分化委員会が設置され、情報化が進められている。また、日本の総務省にあたる行政自治部が総括機関として、関連機関の協力・支援などの役割を担っている。2001年1月には、「2002年までに電子政府をつくる」ための電子政府特別委員会設置がアナウンスされた。

3.5.10.3 電子政府イニシアティブおよび進展状況

韓国政府は、政府から見た電子政府を「パソコンを活用した行政職員」、市民や企業が

ら見た電子政府を「実際に役所を訪ねなくても行政情報やサービスを受けたり、政府と取引できる」ものと表現している。そして、この電子政府実現により、2002 年末までに、政府内のペーパーワークを 50%削減するとともに、市民が政府とやりとりする必要のあるペーパーワークも 50%削減するという目標を設定し、以下の戦略をたてた。

新しい IT システムを導入する前に、ビジネス・プロセス・リエンジニアリングを行う。

- あらゆる業務プロセスで電子文書システムを使う
- 意思決定のためのデータ収集のために、ナレッジ・マネジメント・システムを活用する
- 文書提出に代えて、情報共有を行う

電子的な手段によって、ワン・ストップサービスの行政サービスを提供する

- 地方政府は包括的な IT システムを開発・導入する
- 市民によるほとんどすべての民願⁵⁰を電子的に行えるようにする
- 民願プロセスはオープンで透明なものとなるようにする
- インターネットを介して情報を提供する

ネットワークインフラや教育プログラムなどを構築する

- 中央政府と地方政府をつなぐための高速ネットワークを構築する
- 政府職員と住民の IT リテラシーを高める
- 変化する IT 事情に対応させるために、法律および制度を改訂する
- 安全な政府のデジタル署名を導入する

こうした戦略を進めるための具体的なプログラムには以下のとおりである。

(1) 省内および省庁間

電子文書システムの実施

ナレッジ・マネジメント・システム

⁵⁰ 民願 (petitions) : 住民が行政機関に対して行う申請・苦情・その他行政機関に特定の行為を要求する行為。行政からみた場合は、対住民行政のすべてを指す。

テレ・カンファレンス

地方政府の包括的 IT システム構築

基盤となるデータベース・シェアリングシステム

(2) 政府と住民間

住民関連情報のオンライン化

電子告知と電子申請

情報公開と住民参加

電子政府の単一窓口

テレ・ヴィレッジ

(3) IT インフラストラクチャ

ネットワークとセキュリティ

IT リテラシー

IT 化の状態を測定

法律と制度

たとえば、(1)の「電子文書システムの実施」の進捗については1998年から導入され始め、2000年には省庁内のすべての文書の55%が電子化されている。2003年までには、75%の文書を電子化し、省内のペーパーワークの50%を電子文書システムで処理する計画である。

(2)の「住民関連情報のオンライン化」では、韓国情報のオフィシャル・ポータル・サイト「コリアン・ネット(Korean net)」(<http://www.kois.go.kr/>)が立ち上げられ、韓国に関するさまざまな情報や各政府へのリンクが提供されている。「電子告知や電子申請」については、たとえばソウル特別市が「ソウル市総合民願室」をホームページ上に開設し、諸申請の受け付けを行っている。また、「情報公開と住民参加」については、中央政府機関・地方自治体ともに情報処理公開システムを導入し、民願事務の処理過程をインターネットを通じて公開している。公開対象となる業務は、自治体によって異なっている。

3.5.11 オーストラリア

| | |
|----------------------|---|
| <p>主な法的枠組み、法律・法案</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・1998年「Accreditation Criteria for Certification Authorities (認証局標準認定)」発行 ・1999年「1999年連邦電子取引法 (Commonwealth's Electronic Transactions Act 1999)」施行 ・2000年1月1日、オンラインコンテンツ検閲法案「1999年放送サービス改正法案 (Broadcasting Services Amendment (Online Services) Bill 1999)」施行 ・2000年4月「2000年の統一電子取引法案 (Uniform Electronic Transactions Bill of 2000)」可決、電子的契約が合法化 ・2001年3月4日「著作権改正 (デジタル・アジェンダ) 法 (Copyright Amendment (Digital Agenda) Act 2000)」施行 ・2001年4月、税制が改正。情報技術産業に関する条項追加 ・2001年末「オーストラリア事業番号デジタル署名認証 (Australian Business Number Digital Signature Certificate)」標準化完了予定 ・2001年12月22日「プライバシーに関する改正法 (Privacy Amendment Act)」施行。同法に基づき「全豪プライバシーの原則 (National Privacy Principles)」制定 |
|----------------------|---|

3.5.11.1 EC に関わる法律および施策

オーストラリア連邦政府は、1999年、「1999年連邦電子取引法 (Commonwealth's Electronic Transactions Act 1999)」を施行した。翌2000年4月、「1999年連邦電子取引法」をモデルに連邦政府と州・準州政府が共同で作成した「2000年の統一電子取引法案 (Uniform Electronic Transactions Bill of 2000)」が可決された。

3.5.11.2 電子署名・認証

1998年「認証局標準認定 (Accreditation Criteria for Certification Authorities)」が発行され、認証局の公式標準が定められた。

2000年の「統一電子取引法案 (Uniform Electronic Transactions Bill)」可決によって、電子文書が既存の契約法に適用されることが定められ、電子通信による契約が合法化された。

2001年の終わりに「オーストラリア事業番号デジタル署名認証 (Australian Business Number Digital Signature Certificate)」の標準化が完了する見込みとなっている。

3.5.11.3 税制

2001年4月、税制が改正され、情報技術産業に関する条項が加えられることとなり、改正法は非営利団体が対象となる。

3.5.11.4 プライバシー保護

2000年12月、「プライバシーに関する改正法（Privacy Amendment Act）」が連邦議会を通過し、対象機関が公共セクターだけでなく民間セクターも加えられることになった。ユーザーの医療情報や監視に関する条項が含まれている。同法は2001年12月22日に施行される。

同法に基づき「全豪プライバシーの原則（National Privacy Principles）」が制定され、個人情報がどのように収集、使用され、誰に対して公開されるのかなど細かな条項が定められた。

一方、2000年1月1日、オンラインコンテンツ検閲法案である「1999年放送サービス改正法案（Broadcasting Services Amendment (Online Services) Bill 1999）」が施行された。これにより豪政府は、国内のプロバイダーに、猥褻もしくは侮辱的なウェブサイトを停止させるよう命令できる。

3.5.11.5 知的所有権保護

「著作権改正（デジタル・アジェンダ）法（Copyright Amendment (Digital Agenda) Act 2000）」を2001年3月4日より施行した。

3.5.12 オーストラリアの電子政府

| | |
|---------------|---|
| 電子政府イニシアティブ | ガバメント・オンライン（Government Online） |
| 目標 | 2001年までに、オンライン化することが望ましい行政サービスすべてを、インターネット上で提供する |
| 主な国家戦略・政策的枠組み | <ul style="list-style-type: none">・1997年、ジョン・ハワード首相による「2001年までに行政サービスオンライン化」発表・1998年7月「情報経済のための戦略的枠組み（Strategic Framework for the Information Economy）」発表、以降6か月ごとに見直し・2000年4月、「ガバメント・オンライン 連邦政府の戦略（Government Online : The Commonwealth Government's Strategy）」発表 |
| 推進母体 | 国家情報経済局（NOIE：National Office for the Information Economy） |

オーストラリアは、電子政府への取り組みが進んでいる国の一つとして知られている。1997年、ジョン・ハワード首相は「成長のための投資 - ハワード政権のオーストラリア産業プラン」と題する計画を公表した。5つの推進領域の一つとして、「情報化時代への対応」が示された⁵¹。

1998年7月、政府は「情報経済のための戦略的枠組み (Strategic Framework for the Information Economy)」を発表した。その枠組みでは、基盤整備、規制、EC、スキルなど、情報経済に対応するための鍵となる10の戦略ポリシーが掲げられた。

3.5.12.1 政策的枠組み・目標など

1997年、ハワード首相は、「2001年までに、オンライン化することが望ましい行政サービスすべてを、インターネット上で提供する」ことを発表した。これが、現在までのオーストラリアの電子政府構想の具体的な目標となっている。

3.5.12.2 電子政府構想の推進母体

オーストラリアの情報化政策を推進するために、1997年に国家情報経済局 (NOIE : National Office for the Information Economy) が設置された。NOIEは、情報化に関する全般的な施策を策定し、それを推進するためのコーディネーションを行う。また、行政サービスを提供するために新しいテクノロジーを利用したアプリケーションの開発も担当する。さらに、各省庁がオンライン・サービスを提供するための支援も行っている。

3.5.12.3 電子政府イニシアティブおよび進展状況

1998年に発表された「情報経済のための戦略的枠組み」は、戦略ポリシーの優先順位が6か月ごとに見直されてきている。このほか、2000年4月に、「ガバメント・オンライン : 連邦政府の戦略 (Government Online : The Commonwealth Government's Strategy)」と題した計画を発表した。ここで、「IT技術がますます進展し、すべての政府と企業・組

⁵¹ 5つの推進領域は、ビジネス革新の推進、投資の促進、貿易収支の改善、金融センターとしてのオーストラリア、情報化時代への対応である。

織は、顧客が望むオンライン・サービスのニーズを満たしていかなければならない」とし、「ガバメント・オンラインはその重要なステップの一つである」と述べられている。そして、以下の 8 つの戦略が掲げられている。

各省庁は、200 年 9 月に策定される「オンライン行動計画（Online Action Plan）」に沿った行政サービスするオンライン化

認証、プライバシー、セキュリティなど、行政のオンライン化に欠かせない課題への対応に取り組む

オーストラリアのさまざまな地域にガバメント・オンラインを展開する

ガバメント・オンライン・イニシアティブによって産業の発展を促進する

政府への電子的な支払い、政府による電子調達など、政府との取引きのオンライン化を促進する

成功事例に学ぶ

オンラインによる省庁間の連携を深め、統合された行政サービスを提供する

住民、企業や産業、関連省庁や他の管轄組織とのコミュニケーションによって、2001 年までに行政サービスをオンライン化する目標達成を目指す

NOIE による 2001 年 3 月の調査結果では、「93%が 2001 年末までに、オンライン化が望ましいサービスをオンラインで提供できるようになり、残りは 2002 年内にオンライン化できる」としている。

4 日韓 EC 推進協議会

4.1 日韓 EC 推進協議会の概要

(1) 発足の経緯

1998年10月に行われた、金大中韓国大統領と小淵首相との会談で、日本と韓国の産業の情報化に関する協力について話し合われた際に、両国間の交流促進を図ることが合意されたことを受け、1999年7月10日に「日韓 EC 推進協議会」が設立された。

(2) 活動経過

平成12年度(2000年度)までの活動経過については「海外における EC 推進状況調査報告書 2000」(電子商取引推進協議会,平成13年3月発行)第5章を参照のこと。

4.2 平成13年度活動内容

平成13年度に行われた活動概要を次に示す。

4.2.1 ECOM 成果発表会

2001年5月31日にソウル COEX にて成果発表会が行われた。その講演テーマは次の通り。

- 「韓国の B2B モデル事業の現状及び展望」(韓国産業資源部)
- 「電子商取引の現状と将来展望 - ECOM5 年間の総括」
- 「国際社会における電子商取引の潮流」
- 「電子商取引と電子政府」
- 「情報システムのセキュリティ向上に向けた日本の取組みと『EC サイト向けセキュリティ対策ガイドライン』」
- 「電子署名利用者システムの構築・利用の指針」
- 「電子署名文書長期保存の要件」
- 「モバイル EC の新サービス調査」
- 「モバイル EC における決済標準モデルの調査・検討」
- 「XML / EDI 標準化」
- 「ECOM の STEP への取組み」
- 「日本での EC における個人情報取扱の現状」
- 「ビジネスモデルから実ビジネスへ」

「SCM の動向とビジネスモデルの考察」

「B2B EC の動向とその分析」

4.2.2 日韓 EC 推進協議会（済州島）

10月8日韓国済州島にて日韓 EC 推進協議会ワークショップ行われた。そのときのテーマと発表機関は次の通り。

電子部品業界の EC の状況（日本電子情報技術産業協会、韓国電子産業振興会）

日韓マーケットプレースの状況（電子商取引推進協議会、韓国電子取引協会）

ebXML の状況（電子商取引推進協議会、韓国電子取引振興院）

貿易 EDI の現状（日本電子貿易サービス、富士通、韓国貿易情報通信）

ブロードバンドネットワークとセキュリティ（電子商取引推進協議会、韓国情報保護振興院）

オンラインマーク制度の日韓連携と今後の進展（電子商取引推進協議会、韓国電子取引振興院）

また、続けて同済州島にて10月9日に日韓 EC 政策協議会、そして、10月10日に日韓 EC 推進協議会企画委員会が開催された。

4.2.3 e-Biz Expo 2001

2001年10月27日～30日にe-Biz Expo 2001 - CALS Expo INTERNATIONAL 2001が開催された。

概要は次の通り。

- 展示会 2001年10月27日～30日・COEX(Convention & Exhibition) Indian Hall
- コンファレンス 2001年10月29日～30日・COEX(Convention & Exhibition) Grand Ballroom
- 主催 韓国産業資源部
- 主幹 e-ビジネス企業人連合会、韓国電子去来協会（KCALS）、COEX
- 後援 IICeB(International Industrial Commission on the e-Business)
電子商取引推進協議会（ECOM）

e-Biz Expo2001 は、大企業と中小企業間の B2B 電子商取引を活性化させ、中小・中堅企業の e-Transformation を誘導することを目的に開催された。本年は特に CALS Expo 国

際会議・展示会としての位置付にもなり、海外からの参加も含めた国際的イベントとして規模を拡大して開催された。アジア・欧州からの IICeB 関係者の参加もあり、日本からも出展関係者、講演者を含め総勢約 50 名の参加があった。

4.2.4 日韓 EC 推進協議会（鹿児島）

2002 年 2 月 5 日鹿児島にて日韓 EC 推進協議会ワークショップが開催された。そのときのテーマと発表機関は次の通り。

日韓 e-ASIA Marketplace 構築の状況（電子商取引推進協議会、韓国電子去来協会）

ebXML アジア会議と共同 WG（電子商取引推進協議会、韓国電子去来振興院）
自治体における取り組み（大分県、KT）

日韓共同 WG モバイル EC 利用者ニーズ調査（電子商取引推進協議会、延世大学校）

電力業界における EC の状況（東京電力、韓国電力公社）

e-BAT 普及計画と実証実験（ERP 研究推進フォーラム、韓国電子去来協会）

プライバシーマーク相互承認（日本情報処理開発協会、韓国情報通信産業協会）

また、続く 2 月 6 日に鹿児島にて日韓 EC 政策協議会及び日韓 EC 推進協議会企画委員会が開催された。

禁無断転載

平成 14 年 3 月発行

発行：電子商取引推進協議会

東京都港区芝公園 3-5-8

機械振興会館 3F

Tel 03-3436-7500

e-mail info@ecom.jp

この資料は再生紙を使用しています。